

平成 26 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 6 号

平成 26 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 2 月 14 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 2 月 27 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 26 年 3 月 2 日（日曜日）午前 9 時 00 分 開会

出席議員 14 名

1 番	川 西 米希子	2 番	田 岡 秀 俊
3 番	合 田 正 夫	4 番	白 川 正 樹
5 番	本屋敷 崇	6 番	関 洋 三
7 番	白 川 年 男	8 番	白 川 皆 男
9 番	大 西 樹	10 番	藤 田 昌 大
11 番	三 好 勝 利	12 番	大 西 豊
13 番	川 原 茂 行	15 番	欠 員
16 番	大 岡 克 三		

欠席議員 1 名

14 番 高 木 堅

会議録署名議員の指名議員

13 番 川 原 茂 行 1 番 川 西 米希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長	斉 藤 賢 一	総 務 課 長	齋 部 正 典
企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会 計 管 理 者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴 南 支 所 長	雨 霧 弘	仲 南 支 所 長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水 道 課 長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○大岡克三議長 おはようございます。

まんのう町議会始まって、初めての休日議会であります。町民の皆様には告知放送、大勢の方がお聞きいただいております。

高木議員より、欠席の届け出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において13番、川原茂行君、1番、川西米希子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大岡克三議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、田岡秀俊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

2番、田岡秀俊君、1番目の質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 おはようございます。初めての日曜議会ということで、少々緊張しておりますけれども、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

4年間、さまざまな問題について一般質問させていただきまして、私なりの提言もさせていただきました。

まちづくりについては、核づくり、そして協働のまちづくり、アドプト提案、住民会議設置提案、それから総合計画、町政ビジョン、地域経済の活性化策、防災対策、少子化対策、教育については、NIEの取り組み、図書館の活用、教師塾、そして高齢化社会への

対応、空き家対策、文化振興については芸術祭の提案、介護裁判への対応について、それから環境問題、国保、インフラ老朽化対策、行政評価、決算審査、6次産業の推進、まんのうブランド等々です。

きょうは任期最後の一般質問となりますので、今回はテーマを3つに絞り、総合計画をもとに町の施策、過去の私の質問内容、それについての町長・教育長の答弁内容に沿って成果と今後の課題を伺いたいと思います。

1つ目の質問です。子育て環境の整備の成果と課題はということであります。

子ども・子育て環境の整備については、平成元年の1.57ショック、つまり、この年の合計特殊出生率が60年に1回のいわゆるひのえうまという特殊事情であった昭和41年の出生率1.58を下回ったということで、国において危機感を持って、それ以後、仕事と子育ての両立支援など、子供を産み、育てやすい環境づくりに取り組んできたところであります。

平成6年のエンゼルプランでは、保育所の量的拡大やゼロから2歳児保育、延長保育などの多様な保育サービスの充実、地域子育てセンターの整備等、また、平成11年の新エンゼルプランでは、それに追加して雇用、母子保健・相談、教育などの事業も加えられました。

それ以降も社会全体で支援する観点から、平成15年の次世代育成支援対策推進法、また、平成17年の子ども・子育て応援プランなど、少子化に何とか歯どめをかけようとさまざまな支援を検討し、実行してきました。

少子化の進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものであります。近年の都市化、核家族化、女性の社会参加、家庭生活の多様化などにより、少子化が急速に進行している現状では、何よりも仕事と育児を両立させて、安心して子育てしやすい環境整備のため、行政は利用者の立場に立って、きめ細かい保育施設等の充実を図り、子育て支援を行っていくことが最優先課題であると考えます。

我がまんのう町においても、中学卒業までの医療費助成はいち早く取り組み、放課後児童クラブの充実、預かり保育、育児サークル事業等の子育て支援を行ってきたことは、私も評価いたしております。また、平成24年の子ども・子育て支援法により、昨年10月には、まんのう町子育て支援サービス事業実施要綱を定め、ヘルパー派遣、つどいの広場の提供、一時預かりの実施などを行っていくこととし、子ども・子育て会議を立ち上げ、第1回の会議を行ったと聞いております。

さて、今回の質問であります。未来のまんのう町、町長の言う将来ビジョン、元気まなんまんのう町実現のため、過去行ってきたさまざまな子育て環境整備のための施策を検証し、現時点でどのように総括されるのか、今後どのような施策を展開していくのか。

そしてまた、プラスして婚活支援事業など定住促進のための施策も私は大切だと思いますが、それらについて町長及び教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 子育て環境の整備の成果と課題はという田岡秀俊議員さんの御質問にお答えをいたします。

本町では、子供を産み、育てやすい環境づくりの一貫といたしまして、保育料の減免措置や、通学費助成、奨学金助成等に始まり、母子保健関係では、かりん健康センターを整備いたしまして、乳幼児から高齢者までの町民の皆様の健康増進に努めているところでございます。

特に、母子保健では次世代育成の大きな柱の1つであります子育て支援に精力的に取り組んでいるところであり、子育て中の世代が子育てに困難を感じたり、孤立することがないように、パパ・ママ学級、新生児訪問、乳幼児健診、離乳食講習会などを実施しており、いつでも子育ての相談ができたり、保護者同士の交流の場となるよう工夫してまいりました。

また、子育て中の保護者から強い要望をいただいております一時預かりや、子育て広場の充実につきましても本年度、社会福祉協議会との連携により、子育て支援ボランティアの要請を行い、次年度から本格的に子育て支援サービスをスタートさせる予定となっております。

医療費助成につきましても、中学校卒業までの子供を持つ保護者には、かかった医療費に対して、助成を行うなど、子育てに係る経済的負担の軽減を今後も継続して、実施していくものでございます。

次に、定住促進施策でございます。

我が国の総人口は、平成22年国勢調査によりますと、1億2,806人であり、前回調査と比べると、総人口は調査開始以来最低の人口増加率にとどまり、日本人人口は若干増加したものの、0.3%減少したとされております。

また、15歳未満の年少人口の割合については、調査開始以来、最低となり、65歳以上の老年人口においても、調査開始以来、最高となっていることから、地方圏の山間地域では、人口減少が一層深刻となっており、特に働き手、担い手である若者が減少することで、地域の活力やにぎわい、そして税收の減少、地域産業の衰退につながることから、この状況を改善し、いかに若者を地域内に定住させるかが、喫緊の課題となっているところでございます。

田岡議員さんの御提言である婚活支援事業につきましては、町内というのではなく広域的な機会の創出がより効果を上げるのではないかと思います。

県下でも平成20年に設立された、さぬき婚活支援協議会が企画運営している婚活ナビかがわや、香川県商工会連合会による商工会婚活応援隊など、若者の交流イベントが開催されております。

この商工会婚活応援隊が行うイベントについては3月に実施されることとなっており、町商工会においてチラシの配布を行うなど情報の提供をしております。

また、町内ではまんのう公園管理センターが事務局となって、公園内体験教室を活用し

たさぬき婚活プロジェクト in まんのう公園が開催されております。町といたしましても、実施団体と連携して情報提供に努めてまいりたいと考えております。

一方、近年社会経済情勢が変化する中で、ふるさと、田舎暮らしに魅力を感じる人もふえてきており、都会から地方へのＵターン、Ｉターンという形で移動して来られる若者も見られることから、空き家情報とともにまんのう町の魅力をしっかりと発信しながら、自治体として限られた予算の範囲で、いかに有効な対策を講じることができるのかの真価が問われていると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 田岡秀俊議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、少子化が進行する中で、安心して子供を産み、育てることができる環境の整備は、今日重要な課題となっております。

こうした中、町教育委員会では、社会全体で子育てを支援するという意識の醸成に向けて、普及・啓発に努めるとともに、子供を産み、育てやすい環境づくりの一環として、子育て家庭への支援や、子供の健全育成に、継続して取り組んでまいったところであり、具体的施策といたしましては、例えば放課後児童クラブや預かり保育などの事業がございます。このうち、放課後児童クラブでございますが、この事業は厚生労働省所管の放課後対策事業でございまして、保護者が共働きなど留守家庭のおおむね１０歳未満の児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした事業でございまして、県内８市７町で実施されております。

まんのう町では、原則、小学校３年生以下のお子さんを対象に、学校の放課後から午後６時まで、また、長期休業中も実施いたしており、６つの小学校合わせて２１１名、これは町内の全児童９１４名の２３．０％に当たり、ほぼ４人に１人が利用していることになります。

(大西豊議員退席 午前９時２２分)

この事業につきましては、国において、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、年齢による制限をなくし、留守家庭の小学生を対象とする検討がなされているところでございます。町教育委員会といたしましては、利用される方々のニーズや御意見を伺いながら、今後とも継続してまいりたいと考えております。

次に、預かり保育でございますが、この事業は保護者が就労等により、保育に欠ける園児に対する町単独の福祉事業でございます。町内の６つの幼稚園において、幼稚園の保育終了後、午後６時まで実施いたしております。長期休業中においても実施いたしております。６つの幼稚園の合計１７３名の児童が登録されております。これは、町内の全園児３１３名の５５．３％に当たり、実に２人に１人が利用されていることになります。こうした要望を踏まえ、今後も継続するとともに、子供にとっても有意義な時間となるよう改善に努めなければならないと考えております。

さて、まんのう町子ども・子育て会議についてでございますが、議員御承知のように、まんのう町子ども・子育て会議は、平成２４年８月２２日に制定された子ども・子育て支

援法に基づいて設置されたものでございます。以降、町子育て会議と略させていただきます。

町子育て会議とは、町が教育・保育の施設及び一時預かり事業などの地域型施設の利用定員を定める場合や、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して御審議いただく機関でございます。

次に、町子育て会議の内容でございますが、現在、国より策定が求められている町子育て支援事業計画の内容について、教育・保育・子育てのニーズが適切に把握されているか、施設・事業のバランス、教育・保育の提供体制のあり方や目標について、費用の使途や事業の評価、子供の利用などについて調査や審議いただくものでございます。

町子育て会議の委員さんには、有識者や子育てボランティアの方の参加をいただき、第1回会議を開催したところでございます。

会議の内容は、各委員さんの御紹介と、子ども・子育て支援新制度についての説明、また、ゼロ歳児から小学校3年生までの子供の保護者の方を対象に、町で実施いたしましたアンケート、国ではニーズ調査と呼びますが、その集計結果並びに自由意見や要望について要点の説明をさせていただきました。委員の方から病児・病後児保育について、また、家庭保育の重要性について御意見をいただいております。今後の検討課題とさせていただきます。次回においては、今後のスケジュール・子育てにかかわる各課よりの現状施策の内容を説明申し上げ、ニーズ調査の自由意見に対する検討に入ってまいりたいと考えております。

以上、これまで町教育委員会が取り組んでまいりました子育て環境の整備策につきまして、検証と総括を、幾つかの具体例を挙げて述べさせていただきましたが、この基本方針を今後とも継続してまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援を賜りたいと思います。以上であります。

○大岡克三議長 2番、田岡君。 (大西豊議員着席 午前9時24分)

○田岡秀俊議員 町長、教育長より答弁いただきましたけれども、この子ども・子育て支援というのは、もうまんのう町だけでなく、全国的にもう一番の施策として現在も、今後とも取り組んでいくだろうと思っております。

それで今、教育長のほうから答弁いただいた中に、町の子ども子育て会議、第1回はもう現状の説明ということであったというふうなことで、まあこれから今後取り組んでいかれるだろうと思われませんが、この先日いただいた子ども・子育て支援に関するアンケートというものをいただきましたけれども、その中ででも子育て世代の本当にさまざまな多様な要望が物すごく出てきております。例えば、一時預かりの拡充、これは就学前の預かりということです。それから、病児・病後児保育、それから土日祝日保育、放課後児童クラブを先ほどの答弁では、現在は3年生以下18時までということでしたけれども、これを高学年まで広げてほしいという要望、それから、子供たちを遊ばせられる公園の整備とか、さまざまな要望が出ております。そういう現在、力を入れて子育て施策は今答弁いただい

たように行っているんですけども、それ以上の要望がやはり一般住民には出ているのが現状である。限られた財源の中で、どういうふうなことをそういう要望に応じていくかというのをもう少し詳しく再質問として伺いたいと思います。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 田岡議員さんの再質問にお答えいたします。

子育て支援に関するアンケート、いわゆるニーズ調査の中の自由意見について、どのような対応を図るかという御質問であったと思います。

ニーズ調査においては、いろいろな御意見を賜っております。多く見受けられますのが、保護者の方の就労に伴い、保育や放課後対応の時間延長などでございます。これら要望されている事項については、現状を町子育て会議において説明し、対応可能かどうか携わる人や、それに伴う経費は幾ら必要となるかなど、今後、町子育て会議の審議の中で十分検討するとともに、方向性を見失うことなく、基本的な考え方を定め、子育て支援計画の中に反映させてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○大岡克三議長 2番、田岡君。

○田岡秀俊議員 そしたら、再々質問を行いたいと思います。

さまざまな要望については、今後できる限り取り組んでいくということですので、また期待いたしております。

そして、先日の新聞紙上でも県のほうも、国ももちろんですけども、子育て支援については、さまざまな支援をしていくということで、先日の四国新聞ですけども、少子化対策とともに、高齢者の生きがいづくりが人口減対策の両輪であると書いてあります。子供の笑顔があふれて、高齢者が健康に暮らせる施策をすることが重要であるというふうなこと。

それで、私のほうから1つ提案というか、現在、琴南中学校、昨年の新入生が4名、それから、ことし4月入学がもう1名という現状であります。1名というのはまだ予定ですけども、伺っております。

それで、琴南地域の活性化策として、私も琴南地区の方からは琴南中学校は残してほしいというふうなことは、さまざまな方から伺っておりますけれども、よく伺うと、やはり琴南地域がなくなったら、寂れてしまうというふうなこと、それを危惧されておるというふうなことであろうと思っております。

そして、そういう意見を伺った上で、私が考えるのは、琴南地域の活性化策として先ほど申しました琴南中学校における児童数の減少ということもありますけれども、現在に至ってはといいますか、今後の課題ですけども、琴南中学校を満濃中学校のほうへ統合するというふうなことを進めていただきまして、跡地を高齢者福祉施設、いわゆる老人ホームですね、それから公民館機能を持った各種活動の拠点、子育てサークル、学童保育など、そういった3世代、4世代が集える場所、交流できる場所として、お年寄りにはお孫さんとか、ひ孫を見ていただけるような親の世代も同時に集えるような、交流拠点としての整

備を今後は検討するべきだというふうに思いますけれども、それについて、町長御意見をお伺いいたします。よろしくお願いします。教育長ですか。どちらでも結構ですけれども。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 田岡議員さんの再々質問にお答えいたします。

琴南地域の活性化対策についてのお尋ねであったと思います。

教育委員会といたしましては、現在琴南中学校が意欲的に取り組んでおります学びの共同体、また土曜塾などを通して、地域の方々と連携を図りながら、世代間の交流などがさらに発展するように指導してまいりたい。今後とも、中学校が行っております授業を通して地域の活性化にもつなげていけたらいいかというのを教育委員会の現状の立場としては考えております。以上であります。

○大岡克三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

2 番、田岡君。

○田岡秀俊議員 そしたら、2 番目の質問に移らさせていただきます。

教育、主に学校教育の環境整備における成果と課題はということであります。

1 つ目の質問とも関連がありますけれども、教育、主に学校教育について伺いたいと思います。

私のこの4年間の任期の間に教育長が3回かわられました。前2年が北山教育長、その後1年、三原教育長、そしてこの1年が斉藤教育長であります。それぞれ素晴らしい教育長であったし、今の斉藤教育長もそうであります。

斉藤教育長が就任されて1年がたとうとしております。教育委員長としての1年を加えますと、まんのう町の教育行政に携わって2年となります。昨年6月の一般質問において、大綱的な教育方針を伺いました。前教育長の打ち立てた諸施策を継承し、発展させていく。そして、まんのう町の子供たちが大きな夢に挑戦してみようとする雰囲気をつくり、飛躍していった子供たちが大きな成果を携えて帰ってくる社会、帰ってきたくするような社会を教育によってつくり上げたいと申しておられたように記憶いたしております。

土曜英数塾、教師塾、英語教育、教育コーディネーター事業、35人学級等々、特に教師塾に関しては、教員の資質の向上を図り、教えてくれた先生のようになりたいと子供たちが言ってくれるような教師を育成すると強調されておりました。

さて、それぞれの施策の現時点での成果は、どうなのか。当然、もう少し長い目で見なければならぬものもあります。しかしながら、常にチェックを行い、検証し、よりよいものに改めるべきは改めることも大切であります。いわゆる、選択と集中は今後必ず必要になってくると思われます。

仲南地区における幼保一体化施設も来年度進んでいくと思われます。また、新しくできた学校図書館の利活用状況、図書館運営事業者との連携はとれているのか。そのあたりも含めて、現在の考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 田岡秀俊議員の御質問にお答えいたします。

教育環境整備における成果と課題についての質問でございます。

議員も御承知のように、教育環境には、校舎や施設・設備を含む物的環境、運営経費や維持管理費などの財政的環境、教職員などの人的環境、教科書や教材、教育方針などの精神的環境などがあり、御質問の内容も多岐にわたっておりますので、御指摘いただいております、具体的な各項目に沿って述べさせていただきますと思います。

まず、学校図書館でございますが、満濃中学校図書館は平成25年度において書籍の整理を終え、授業等で活用しております。満濃中学校には司書の資格を有している教諭が4名在職しておりますが、教科指導や部活動等の指導のため、放課後の開館ができていない状況でございます。常に図書館を利用できる環境を整えておくことは、生徒が主体的に学ぶ姿勢を育成する観点からも大切なことでありますので、今後、例えばボランティアの司書の導入など、工夫できることは何かを検討してまいりたいと考えております。

次に、幼保一体化施設でございますが、教育委員会ではゼロ歳児から5歳児までの統一した基本カリキュラムの作成と、就学前教育のあり方について検討を行っております。今後、まんのう町内の全ての幼児教育施設において、整合性を持たせる方向での検討が必要であると考えております。

次に、幼児教育・保育に関する各種支援でございますが、町では保護者の所得状況や対象となる児童、例えば第3子などに対する保育所・幼稚園保育料の減免措置をいたしております。

次に、小学校における英語教育でございますが、平成25年度に、四条・高篠・満濃南小学校をモデル校として実施いたしております。成果といたしまして、子供たちが明るく積極的に抵抗感なく英語になれ親しみ、体で覚えているとの報告をいただいております。こうした成果を踏まえ、平成26年度は残る3小学校においても新たに取り組み、小学校における英語教育を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、35人学級でございますが、国及び県におきまして、児童・生徒の学力向上や、きめ細やかな学習指導を図るため、小学校1年生から4年生の学級を対象にした香川型指導体制に基づいた施策を進めており、まんのう町内では、2つの学校の3つの学年が35人学級の対象となっております。

さらに、町単独といたしまして、小学校5年生から中学校3年生の学級を対象にし、1つの学校1学年で35人学級を実施いたしております。この先進的取り組みについては、生徒の学力向上や、きめ細やかな学習指導を図るためにはとても有効であり、現場からのさらなる拡大の要望もありますことから、今後も議会の御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、早期支援教育コーディネーターでございますが、町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒を対象に、気になる子供の把握と、個別支援計画の作成をいたしてお

ります。しかしながら、現在の状況では、学校からの要請に対応するのみでございますので、体制を強化して全ての子供とかかわりながら調査の実施と、教員・支援員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、ICT教育でございますが、全小中学校にパーソナルコンピュータ368台、タブレット端末iPadを満濃中学校に40台、その他の学校には15台ずつ配備、活用していただいているところですが、さらに幅広く有効に活用する方法を研究しながら、保有台数の増加についても検討してまいりたいと考えております。

次に体育館・図書館運業者との連携でございますが、学校体育館の使用にしましては施設予約システムを活用いたしております。また、学校図書につきましては、図書館運営サーバー内にデータを構築するとともに、土曜・日曜など学校が休校日になる日の一般開放に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、土曜授業でございますが、地域の方々の御支援をいただきながら、琴南中学校で実施いたしております。今後、町内各地域の方々の御理解をいただきながら、他の地域へも拡大していけますよう啓発してまいりたいと考えております。

以上、述べてきましたようなさまざまな先進的な取り組みを継続させるとともに、進化させ、実効性のあるものにしなければならないと考えております。

また、子供たちにとっては、多々あります教育環境の中でも、人的環境はとりわけ重要であると考えており、教職員の指導・啓発・支援に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、田岡議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○大岡克三議長 2番、田岡君。

○田岡秀俊議員 それでは、再質問をさせていただきます。

さまざまな取り組みについて検証され、やっておられるということを答弁いただきましたけれども、再質問ではもう少し掘り下げて伺いたいと思います。

最初の質問で伺ったんですけれども、学校図書館の利活用についてですけれども、これは、3年前、北山教育長にもこの図書館というのは、すばらしいものができるということで、これを教育にぜひ生かしていただきたいということを私も申し上げました。それとともに、NIEの取り組みということも提案させていただきましたけれども、今の学校図書館の利活用、先ほどの教育長の答弁では、ボランティア司書なども募集してやっていくと、学校の先生で司書の免許を持たれておる先生も何名かおいでるということを、私もそれは知っております。けれども、先ほどの教育長の答弁にありましたように、やはり本来の学校の授業のほうの方が忙しくて、図書館のほうには手が回らないというのが現状。

先日、校長先生のほうにもいろいろと伺ってきましたけれども、半年前に伺って、先日、二、三日前にも伺いましたが、現状は何ら変わっておりません。もう学校図書館ができて、昨年の6月からですから、もう9カ月ほどになろうと思いますけれども、本当に利活用が進んでいないというのが現状でないかと思えます。

北山教育長のときに、今から２年前、２３年の１２月定例で私は伺ったんですけれども、今から司書の育成と、教育委員会、学校リブネットとの連携ということを考えていかなければならないということを申し上げました。それで、答弁いただいたのが、今回の図書館の運営には、学校図書館の運営サポートも含まれておりますということを伺っております。先日、PFI特別委員会のほうでも、こういうSLA・KPIというふうな資料をいただきましたけれども、この中にも、多分、北山教育長が申されたのは、１２ページのこの学校図書館運営の支援というところで要求水準にあります。学校の図書館担当からの相談に対する対応の実施ということ、これがソフト面、まあハード面はいろいろと今、特別委員会のほうでも取り組んでおりますけれども、ソフト面もできていない部分があるのではないかと、私感じております。

それから、図書館に関しましては、国のほうも図書館整備５カ年計画というのを平成２４年度から行っておりまして、図書整備から新聞配備、学校司書の配置というものに対して交付税措置ということを行っております。そのあたりについてもう少しお伺いしたいのと、それから、最後のほうにありました土曜英数塾ですか、これを全町的に今後は広げていきたいということでしたけれども、この学力上位県というの、毎年学力テストというのがありまして、新聞紙上でも報道されておりますけれども、福井県とか秋田県というのは毎年１位、２位を争っているような状況です。まあもちろん、学校の勉強だけがあればいいというのは十分わかりますけれども、こういったところを私、いろいろと調べてみますと、そういったところでは、土曜日授業はそれほど重要視していないというか、定着していないというのが状況です。なぜかというふうなことなんですけれども、そういった秋田県とか、福井県ですけれども、県の教育課のほうで、学力が定着し、家庭で学習する習慣もついているため、土曜日授業を行う必要性は感じていないというふうなこと、こうなっています。秋田、福井両県の学力が高水準なのは、ふだんの授業の質が全体的に高いと、ふだんからの取り組みが重要なのだということでもあります。土曜日、授業やれやれ言うても、その子供たちが本気で取り組む姿勢がなければ、幾らやってもなかなかだめだというふうなことなんですよね。ふだんから、もう土曜日授業というのをいろいろ調べてみますと、そういった県では別に土曜塾というふうなことを町が施策としてやらなくても、もう子供たちが進んで自学をやるという状況が定着しているというふうなことでもあります。そういった面も今後考えていただきたい。

いろいろ申しましたけれども、先ほどの学校図書館の今後の利活用、それから今言いました土曜日授業の今後について、もう少し教育長のほうから答弁いただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 田岡議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

御指摘いただきました、満濃中学校の学校図書館の活用状況については、議員さん御指摘のように、現状としては本当に貧しい状態であるというふうな認識はいたしております。

ただ、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、そのままにしておいたのではいかんというのは認識いたしておりますので、何らかの措置は講じていかなければならない。その1つとして、例えば、地域の方々に御支援いただくボランティア司書もこの1つであります。そのほかにも、例えば、学校の中で子供たちがみずからこれを活用していけるような状況をつくり出すのも一つの方策かと思えます。こうした積極的な指導というのは、今後していかなければならない、それでなければ、せっかくの図書が埋もれてしまう。ただ、先ほど御指摘のように、リブネットとの連携につきましては、非常に施設・設備を整備する観点から、ややこしい問題もあるようですので、その辺の予算措置等につきましても、今後議会とも協議しながら進めてまいればありがたいというふうには考えております。

それから、土曜塾の問題につきましては、議員さん御指摘のように、確かに秋田県などでは、土曜塾は広がっていないという現状は確かにございます。これにつきましては、確かに御指摘いただきましたように、常日ごろの授業のあり方、これは大きな問題であろうと思えます。私たちもそういう認識をいたしておりますので、現在、町内で琴南中学校が中心になっておりますけれども、学びの共同体という、子供たちみずからが学んでいこうという姿勢をつくり出していく授業に、先生方に取り組んでいただいております。その過程で地域の方々をも巻き込んでいけるような、そういう授業をできれば進めていきたいというふうに思っております。

まあ秋田県、福井県などでは、急に上位県になったわけではありませんが、かつて香川県が学力テスト日本一だった当時、秋田県は下位のほうを低迷しておったという状況があります。そういったものを何十年かけて、この1位になってきたと。その大きな要因が地域の方々の教育に対する支援であったというふうに伺っております。そういった観点からも、まんのう町におきましても、できたら地域の方々が教育に対する関心をしっかり持っていて、子供たちを支援していただければ、子供たちのみずから学んでいこうという考え方、姿勢が出てくるのではないかと考えております。そういった意味で今現在、琴南でやっております土曜塾をてことして、地域の方々を巻き込んでいって、子供たちの学力向上につなげていけたらいいのかなと、そういったシステムが、他の地域にも広がっていけば、やがては子供たちのみずから学ぼうとする姿勢ができてくるのではないかと考えております。今後ともまた、教育委員会としましても支援をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただけたらと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

○大岡克三議長 2番、田岡君。

再々質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 よく考え方がわかりました。これについて、再々質問、もう1つ問題提起をさせていただきたいと思えます。

それは、21世紀型スキルという話であります。スキルというのは、技能とか能力とかということなんですけれども、これは、東京大学大学院の山内先生という方がおっしゃって

おります。ことし米国の小学校に入学した小学生の65%がいまは存在しない職業につくと予想されている。例えば、情報セキュリティマネジャーとか、ソーシャルメディアコーディネーターとか、こういった仕事は10年ほど前まで存在しなかったと。日本でも米国と同じようなことが起きるのではないかと考えていると。今、一生懸命勉強している小学生が、大学を出て、就職をするころには、我々が想像していない仕事につくと、それが多分過半数になるだろうと、こういう時代の訪れが21世紀型スキルというものが必要とされている大きな背景、要因だと考えているということ。20世紀型の教育は基本的に就業の安定を前提としていました。この職業についたら、定年退職まで同じ職業を続けられるという前提である。そこで、逆算して、その職業につくための専門性を学ぶために大学に進む、小中高と基礎知識を積み上げて、職業につく。これが21世紀型の教育の前提であったと。しかし、子供たちが今、存在しない職業につくとしたら、この前提は崩れる。それでは、我々は想像すらできない職業のために、どんな準備をしてあげられるかというふうな問題提起であります。

私も正直言いまして、小学校、中学校あたりで、いろいろもう本当にさまざまなことを勉強しましたけれども、9割以上、現在覚えておりません。毎年、子供にも聞かれることがあるんですよ。これだけ勉強して果たして社会に出て、この知識というのが役に立つんかというふうなことを聞かれることがあります。そういう点については、私もすぐ答えておりますけれども、その答えは後にして、教育長のそういう面についての考えを少しお聞かせいただけますか。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 田岡議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

大変難しい御質問でありまして、子供たちが将来、どのような職業につくかということは、私たちがこうなりなさい、ああなりなさいという指導をこれまでは多分にできてきたわけですが、今後は本当に自分たちみずからが考えて、自分たちが切り開いていく能力を培うのが学校の役目だというふうに、まあ今日変わってきておるというふうに今、私自身も認識いたしております。

その1つとして、先ほど申し上げました学びの共同体、これは、自分たちが友達何かと一緒にあって、疑問点を出しあいながら、学んでいく、そういう考え方でありまして、また、国におきましてもいわゆる教育というのではなくて、学習という面を非常に重視しております。ですから、かつては生涯教育と言っておったものが、生涯学習というふうに名前が変わってきております。学習というのは、みずからが学んでいこうという姿勢を育成するのが、教育委員会の方策として重要になってきておるわけですが、そういったことをさらに支援していくとしたら、どんな考え方があるかということ、今現在、私たちが実際に先生方をお願いしておりますのは、キャリア教育の重視ということでありまして。このキャリア教育というのは、一般に考えますと職業につくために今何をしなければいけないかということで、主には現在中学生とか高校生、大学生が取り組んでおるものでありま

すけれども、その精神、哲学といいますと、自分みずからが豊かな人生をどう切り開いていくのかということを小さいときから習慣づけて考えていくという教育であります。これは、保育所、幼稚園に入ったときから自分はこうなりたいということをしつかりと練習するというんでしょうか、取り組んでいける、そういった場をどんどん設けていきたいなど。そのために、先生方も発想の転換をしてくださいよというのは、もう既にいろんなところで私、申し上げておるわけですが、そういったそのキャリア教育にも今後取り組んでいくことによって、子供たちがいろんな社会の変化に対応できる力をつけていく。それが、学校からの最大の贈り物ではないかなというふうに考えております。

今後ともそういった観点で教育を進めてまいりたいと思いますので、議会の御理解、御協力を今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○大岡克三議長 2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

2 番、田岡君。

○田岡秀俊議員 3 番目の質問ですけれども、3 番目の質問に入る前にただいま教育長のほうからすばらしい考えを伺いました。

私は、子供にそういうふうに出のこの勉強は必要なんだろうかと聞かれたとき・・・

○大岡克三議長 田岡君、発言中ですけれども、3 番の質問に入ってください。

○田岡秀俊議員 ああそうですか。はい、わかりました。

そしたら、自分の意見は差し控えて3 番目の質問へ入らせていただきます。

将来を見据えた町財政の課題はということであります。

冒頭に申しましたように、この質問が私の4 年間の任期の最後の質問になります。そうであるがゆえに、過去行ってきた質問において、今後検討していきます、現在取り組んでいるところでありまうとか、取り組んでいきますという答えをもらった部分を、もう一度確認しておかなければなりません。

ということで、私が質問した昨年の3 月議会での公共インフラ老朽化対策と今後の財政見通し、そして6 月議会での行政評価制度と決算のあり方で提案した部分、そして答弁いただいた部分を思い起こしながら、その進捗状況なども踏まえ、今回将来を見据えたまんのう町の財政運営のあり方について伺っていかうと思っています。

先日の町長の施政方針演説の中でも、経常収支比率78.2%、将来負担比率19.0%とかさまざまな数値を示しながら、現在の町財政の状況を報告いただきましたが、総じて、財政の硬直化進行が懸念されている、厳しい状況が続いていくという言葉どおり、そのような認識を持っておられるというのは、ほぼ私も同じであります。このような状況は、何もまんのう町に限ったことではありません。日本中ほぼ全ての自治体がそうであります。

国においても現在1,000兆円を超える借金を抱え、世界一の借金大国であります。借金というのは、いずれは返さなければなりません。では誰が返すのか、そう将来世代がその大部分を背負わされているのです。この将来世代の虐待ともいふべき状況、1 丁目、

2つ目の質問での子ども・子育て支援とか、教育環境の整備が色あせてしまうような状況ですけれども、そういう状況を少しでも防ぐ必要があります。今回は、このような観点からも質問させていただきます。

北海道夕張市の財政破綻から端を発した地方自治体の財政改革の取り組み、つまりそれ以降、各種健全化判断比率の公表、そして財務諸表4表の作成が各自治体に義務づけられております。昨年の一般質問において述べた部分もありますので詳しくは申しませんが、現在の状況をしっかり把握し、きちんとした将来設計のもとで町政運営をやりなさいということであります。

この平成26年度より、公共施設等総合管理計画を策定せよという通知が総務省より来ていると思われませんが、それについては、どう取り組んでいくおつもりなのか。そして、ファシリティマネジメント、アセットマネジメントの基本となる公会計制度改革、つまり従前の単式簿記から複式簿記へ、現金主義から発生主義会計への転換であります。そのためにまず、従前の公有資産台帳を一から見直し、固定資産台帳の整備が必要であります。その進捗状況を聞かせていただきたい。

合わせて、現在まんのう町には一般家庭の普通預金に当たる財政調整基金が約41億円ありますが、一般的には標準財政規模の5%から15%が適正・妥当であると言われております。我が町の財政調整基金の適正額はどれくらいと考えているのか。また、どのような目的を持って積み立てているのか。いろいろ申しましたが、将来を見据えた上でこれらの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の将来を見据えた町財政の課題についての御質問にお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、総務省として、ことし3月末にも地方自治体に対して策定を要請するといったしております。これは、老朽化した公共施設の更新問題が地方自治体に大きな負担となってきたことから、人口減少に伴う公共施設の計画的な更新・統廃合・長寿命化による最適化が共通の課題となっており、総合的な管理による老朽化対策等の推進を目指すとして、計画期間を10年以上とし、老朽化や利用状況などの現状把握、総人口や年代別人口の今後の見通し、財政収支の見込みなどを客観的に分析し、施設全体の管理に関する基本的な方針を定めることを求めるものでございます。

本町といたしましても、固定資産台帳整備が工作物の一部を残し、本年度で整備できることから、このデータを活用して公共施設等総合管理計画の策定を検討することで、ファシリティマネジメントとして、土地、建物、設備等の量・質・コストなどを最適な状態で保持するための総合的な管理・運営が可能となり、アセットマネジメントとしても住民から徴収した税金などの財源を公有財産に効率的・効果的に配分し、公共サービスの質や住民の満足度を高めていくことを包含しているものと考えております。

次に、公会計の整備状況では、平成21年度より総務省方式改訂モデルに基づき、財務

諸表の整備に着手し、平成23年度より前年度決算の連結財務諸表をホームページで公開をいたしております。

現在、地方公会計改革のさらなる推進のため、総務省主催の今後の新地方公会計の推進に関する研究会で検討が進められているところでありますが、その新たな動きとして、中間取りまとめの内容が示されました。

要旨としては大きく3点あり、1点目はモデルの統一化であります。これは民間企業と同様に固定資産台帳に基づいて本格的に作成する基準モデルの導入です。2点目は固定資産台帳の整備、3点目は複式簿記の導入です。

今後の国のスケジュールにつきましては、まだ定まっていますが、基準モデルによる整備については、発生主義の考え方、複式簿記の導入が必要不可欠であることから、会計処理体制の変換、人材の育成・教育等各自治体の事務負担、また会計システムの入替えなど初期費用に多大なコストがかかると思われます。

今後、国の動向等を注視して、近隣自治体と歩調を合わせながら検討していかなければならないと考えております。

次に、財政調整基金の適正額についてでございます。

現在、本町の財政調整基金は24年度決算で42億弱となっており、予測できない出費を強いられる場合に備え、計画的な財政運営を行うための地方自治体の貯金であり、財源に余裕がある年度に積み立てて、台風や地震などの自然災害で生じた経費や、景気悪化などによる急激な税収減などの穴埋めなどで取り崩すのが本来の目的であります。

一般的には標準財政規模の10%から15%と言われていますが、本町は財政力指数が低いことから、30%程度の20億円程度は自由になる資金として確保しておき、その差額の活用として、1つ目は合併効果が終わりを迎え、激変緩和措置をもって地方交付税が減少する中、中長期財政計画に従い、通常の財政規模におさまるまでを補填するものであり、2つ目は安全で有利な資金運用の原資と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 2番、田岡君。

○田岡秀俊議員 再質問させていただきます。

先ほど町長申されましたとおり、財政調整基金、適正額は本町の場合30%、標準財政規模という言葉がありましたけれども、その倍ぐらい積んでいるというふうな状況であります。会計年度独立の原則というのがありまして、その年の収入でその年の住民サービスを補うという、将来の考えももちろん、私は貯金するのがだめだというのはなくて、明確な目標を持って積み立てていただきたいと。そういう答えもありましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、使う場合も将来世代の投資はやはり必要だというふうに思っております。

それから、固定資産台帳整備が進んでおるようですので、ぜひ総務委員会のほうで1回見せていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのあたりで、課長、少し答弁いただけますか。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

固定資産台帳のほうの整備でございますが、25年度末であらかた工作物の一部を除きまして整備は完了いたします。また委員会のほうへ提出をさせていただいて、お見通しをいただきたいというふうを考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 以上で、2番、田岡秀俊君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、大西豊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

12番、大西豊君、1番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

振り返ってみますと、平成18年3月20日、国の主導のもと非常に厳しい財政事情の中で行財政改革の手段として3町の合併が行われ、8年が経過しました。

この間、町においても総合計画10カ年計画を発表し、行財政改革を進めているところではありますが、この計画の中でも行政と地域がともに知恵と汗を出し合い、住みよい、効率のよいまちづくりがうたわれております。このことは、阪神淡路大震災においても、ライフラインが途絶え、一番重要な手段は隣近所の助け合いが報告されております。今後とも行政と地域が一体となって効率のよいまちづくりを今まで以上に進めていかなければなりません。このような事例を踏まえ、一般質問に入ります。

まず、1番目、特別職等審議会について。平成22年9月定例会、私の一般質問において町長は、その前年に特別職等報酬審議会が開催され、議会議員の報酬月額、町長等の三役の給与月額、現行額に据え置くことが適当であるとの答申がありました。ただし、今回の答申内容については異なった意見もあらうと思うが、当審議会としては、まんのう町の発展のため、町長を初めとして町政に携わる要職の方々が、その足跡を十分に果たすこと、教育長においては、子育て支援、中学校の統合問題など、教育の充実のさらなる推進をすることを強く要望する。

また、国の施策の過渡期に当たり、先の不透明感はあるものの、3年後をめどに報酬等見直しを検討することが必要であるとの附帯意見がございました。私といたしましては、この答申を真摯に受けとめ、誠心誠意執行に努めてまいりたいと思っています。よろしくお願い申し上げますとの答弁をされましたが、それから3年以上経過しましたが、特別職等報酬審議会を開催され、検討されたのでしょうか、お伺いをします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の特別職報酬等審議会は開催しているのかについての御質問にお答えいたします。

特別職報酬等審議会につきましては、平成21年度に開催してから現在のところ、まだ開催をいたしておりませんが、前回の開催時にも3年後をめどに開催を行うとの附帯意見

がついていることから、年度末に県内自治体の地方公務員給与実態調査が公表されるに合わせて開催することといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、昨年１０月１日からことしの３月までの半年間については東日本震災復興支援として国から地方公務員給与削減要請があり、職員平均３．６４％、町長１０％、副町長８％、教育長７％の給与カットを行っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 １２番、大西君。

○大西豊議員 再質問を行います。

まんのう町の例規集を見えますと、まんのう町特別職等報酬審議会条例がございます。その中にも、審議会は町長が招集するとなっております。町長が招集しなければ、特別審議会は行われません。そういうことを踏まえ、再質問を行います。

これまで私は、この報酬等審議会を開催してほしいということで、一般質問で６回しております。再度読み上げます。平成１８年６月に、今年１年間決算の状況を十分見て、しかるべき時期を見て検討します。次に、平成１９年３月、町長の答弁では、町長の報酬を丸亀市長より下げる問題を相当の決意を持って臨んでまいります。平成２０年６月の答弁、時限的に報酬をカットするのがよいか、変更するのがよいか検討します。次に、平成２１年の３月、特別職等報酬審議会を開催する準備をしているところであります、ということでもあります。そういう状況の中で、私もつけ加えて町長の選挙公約は１０％カットではなかったかとか、いろいろなことを申し上げております。また、その中でも香川県においては、特別職等報酬審議会においては、広義にわたり審議が行われ、知事の１期退職手当、退職金ですが、９％カットする答申も出ております。そういうことが、一般企業と比べてかけ離れておるということを新聞、特に四国新聞にも報道されておりました。

そういう状況の中で、いろいろ資料を見えますと、例えば近隣市町村の市長の報酬がありますが、一番民意を反映してと申しますか、そういうことを踏まえて、反映された数字が公表されております。例えば、善通寺市においては、まんのう町より低い７０万８，０００円ということが報告されております。また、坂出市においては、ちょっと済みません、資料がちょっと見当たりませんので、基本的には、善通寺市の場合は７０万８，０００円、まあ近隣の市長はそういう報酬が出ているようであります。そして、まんのう町の町長の退職金は１期ごとに１，３８４万８００円、また副町長が６４４万１，１６０円、また教育長が４５万５，４００円ということになっております。

いずれにしても、民間企業を見た場合でも、相当な開きがあるようであります。そういう中で、前回の審議会におきましては、３年をめどにと申しますけど、もうあと任期が残すところでもあります。それは今までの町長の答弁を今列記しましたが、そういう中でも今にもやる、今にもやると言いながら、資料が出てからということでもありますので、もう少し積極的な御答弁をいただきたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

報酬審議会につきましては、先ほども申し上げましたように、この年度末に県内自治体の地方公務員給与実態調査が公表されることになっております。それに合わせて開催をする予定でございますのでよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊議員 町長の言葉を信じて必ず改革できるものと信じておりますので、よろしくをお願いします。

○大岡克三議長 大西豊議員の発言中でありますけれども、ここで、議場の時計で10時35分まで休憩といたします。

(大西樹議員退席 午前10時20分)

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

なお、1番目の大西豊議員の質問の中で、大西豊議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

大西君。

○大西豊議員 先ほどの退職金について、1つ訂正をさせていただきます。

まず、まんのう町の町長の報酬は月額79万、1期4年分の1期ごとの町長の退職金が1,384万800円、副町長が644万1,600円、教育長が1期4年で455万4,000円で、総額2,483万6,400円であります。

それと、もう一遍、少し漏れておりましたので、観音寺市の市長の報酬が月額84万のところ77万2,000円ということで減額措置をとっております。

それと、善通寺市の場合も標準88万5,000円のところを70万8,000円と減額措置をとっておりますので、補足説明とさせていただきます。

○大岡克三議長 町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほどの大西豊議員さんの答弁の中で、ちょっと言葉足らずなところがありましたので、もう一度訂正をさせていただきたいと思います。

公務員の給与削減要請があり、職員平均3.64%、町長10%、副町長8%、教育長7%の給与カットを行っております。訂正させていただきます。

○大岡克三議長 大西豊議員の1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

12番、大西君。

○大西豊議員 続きまして、2番目の質問、まんのう町立幼稚園教育及び保育施設建設基本・実施設計業務公募型プロポーザルプレゼンテーション等の評価選定及び総事業費(総面積を含む)についてお伺いします。

仲南地区幼児教育施設等の審査委員会の構成は、審査委員長の栗田副町長を初め、合計 8 名、うち 1 名欠席し、7 名で 25 年 10 月 15 日審査が行われ、入札社 3 社のうち、真鍋建築設計事務所が最優秀者に選定されましたが、A 氏から F 氏までの評価は大差はないが、G 氏の場合は入札者 3 社に対する評価に大きな開きがあるが、どのような評価内容だったのか、評価内容を公表していただきたい。国土交通省のガイドラインには、情報公開で速やかに公表するとあります。資料を添付しております。

また、3 社の契約金額及び金額の評価ウエートはどのように設定されていたのでしょうか。

最後に、設計経過の事前調査の中に、平成 25 年 11 月 1 日、所長・園長会で説明、平成 25 年 12 月 10 日、所長・園長会第 2 回部屋割検討会等されているが、当初設計の変更点について、どのようなことだったのかお伺いをいたします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員のまんのう町立幼児教育及び保育施設建設基本・実施設計業務公募プロポーザルプレゼンテーション等の評価選定及び事業費についての御質問にお答えをいたします。

仲南地区におきましては、合併当初より幼稚園の統合並びに建設が望まれていたところでございます。町では、教育施設の耐震補強や満濃中学校の改築を優先とし、大変遅くなりましたが昨年度より検討を進めてまいりました。

まず、平成 24 年 10 月 31 日、仲南地区幼児教育検討委員会を立ち上げ、その答申を受けて本年度基本計画・実施設計業務の委託を行いました。設計業者選定に当たりましては、価格による入札を実施すべきか、プロポーザルによる企画提案を求めるか検討いたしました結果、設計料の多寡のみにより選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験を適正に審査の上、最も適した設計者を選定することといたしました。

公募の要件といたしましては、県内の事業者であり一級建築士を 3 名以上有し、実績のある者の応募を求め、4 社の参加表明がございましたが、途中 1 社より辞退届が提出され、3 社によるプレゼンテーションとなりました。

審査委員につきましては、副町長を委員長として総務課長・保育所長及び園長 2 名の執行部 5 名、大学教授・一級建築士など学識経験者 3 名、計 8 名による審査を行う予定でございましたが、当日は体調不良のため 1 名減の執行部 4 名と学識経験者 3 名により審査いたしました。審査の結果につきましては、真鍋令建築設計事務所が 7 名中 6 名の最高点となり、最優秀として選定されました。

審査員 1 名の評点が 3 社間に大きな差があるという御質問でございますが、これは委員さんの率直な御感想による評価であると考えております。

このたびの設計プロポーザルは、よりよい企画提案を求めたものでございます。そのため公募時に県の設計費積算方法を参考に算定した金額を限度額として提示し、3 社とも限度額以内で応募いただきました。

設計資料に対する評価につきましては、その評価を加えることにより企画提案の評価が高くても設計料の評価によって反転する場合も考慮し、企画提案評価が同点となった場合に判断させていただくことといたしました。

なお、審査結果につきましては、応募者審査結果表を配点基準書と、審査委員名簿及び審査委員個人の匿名評価とともに、閲覧にて公表いたしておりますが、審査委員実名による評価内訳書の公表は今後のプロポーザルを進めていく上での障害となる恐れがあると考えていますので、非公開とさせていただきます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、11月1日及び12月10日の所長・園長会における変更点でございますが、まず11月は設計事務所より提案のあった部屋割配置について、ほふく室を職員室の隣とし、支援センターは通路を隔てた対面に配置するとともに、隣に研修室を設け、遊戯室倉庫の西側を調理場とする意見が出されました。翌12月には施設管理や来訪者に対する対応を考え、玄関通路が職員から確認できるよう園長室を取りやめ、職員室を広くしたものでございます。2月の全員協議会でお示ししました部屋割の配置図につきましては、現在も園長・所長を初め職員全員で検討いたしておりますので確定ではございません。今後、細部にわたり変更が予想されます。また、保護者の皆さんの御意見も求めてまいりたいと考えております。

次に事業費と総面積でございますが、建築に係る事業費といたしまして、3月補正予算に6億842万4,000円を上程させていただきました。なお、面積は現在のところ1,696平米でございます。

御理解・御支援賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊議員 再質問を行います。

資料も提出しておりますけど、例えばプロポーザル方式の評価落札方式ということが、運用ガイドラインが国においても定められているようであります。それに準じて行われたと思いますが、再度質問を行います。

例えば、1月に議会にいただいた仲南地区幼児教育施設公募型設計プロポーザルということで、12月16日に作成されたものを、1月全員協議会においていただいた資料の中で、例えば審査基準して、1社が辞退したとか、そういう中で、審査の方法について再度お伺いします。

公募型プロポーザル実施要領の中で、今先ほど町長は、同点があった場合のみ県が設計金額を評価するとうたわれておりますが、この募集要項の中では、一時審査では会社の実績、2番目に担当者の技術資格・実績、二次審査において、業務の実施方法、4番目、獨創性、実現性について、次に5番目に、ここが問題ですけれども、設計業務受注に係る見積もり金額ということがはっきりうたわれております。同点の場合には、考慮するということは、恐らくこれ私たち議会にきている分も恐らくまんのう町のホームページに掲載

されていたのではないかと思いますけど、何らそういうことが同点の場合のみ考慮するというはうたわれておりませんが、その点についてお伺いします。

それと、今この前、落札業者、最優秀者からの説明の中で、議員からいろいろ質問があった中で、ちょっとあやふやな答弁があったと思います。例えば、ゼロ歳児の配置とかいうことについて、いろいろ質問があったり、いろいろどういうことで調べたかという質問に対して、インターネットで調べたとかいうことも言われておりました。

そこで、お伺いしますけど、今園長並びに所長の中で、改定された部分、訂正された部分については、あと2社はそういう提案はあったのかなかったのか。ゼロ歳児とか、いろいろ子供たちの安全に対して配慮に対する、あと2社についてはあったのか、なかったのかをお伺いをいたします。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 大西豊議員の再質問にお答えをいたします。

まず、設計費の見積もり金額でございますけれども、これについては、同点の場合という表示はしてございません。その前に、今回のプロポーザルでございますけれども、プロポーザルは、一応随意契約ということで国のほうとしても、評点に加えるという必要性をうたっておるものではございません。その点、御理解いただきたいと思います。

それで、あと園長と申しますか、ほかの方からの提案の中で、ゼロ歳児の考え方、これもすばらしい意見は出たと思いますけれども、その中で一番、真鍋さんの提案がよかったということでございます。

また、配置でございますけれども、園長会、今後また続けてよりよいものに変更してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊議員 今の課長の答弁では、実施要領の中では設計業務、受注に係る見積もり金額とうたっておるけど、実際には同点の場合ということで、内規でというのか、その中で取り決めがあったようですけど、この文章を見た限り、一般常識として考えた場合、同点という言葉は恐らく、理解する人はいないと思う。私一人かもわかりませんが、一般常識として見積もり金額を第二で考慮するということは、恐らく考える人はいなかったと思いますので、この点については町長に再度お伺いをいたします。

それと、事業費が子育てに今から使われていくということは、大変結構なことではありますが、まんのう町3町合併が行われ、そういう中において6億余りの費用を投じて、どのような3地区の模範としての施設をしていくのかと、もう1つは、面積等についても、やはり1,696平米を要するのであれば、恐らく管理体制も今までの管理体制ではいけないと思います。そういう対策とか講じておるのかどうか。

それと、再度お伺いしますけど、この前の全員協議会の説明では、園長とか所長の考えを聞いて、このように変更しましたという説明であったと思います。その図面であったと思います。再度お伺いしますけど、あとの2社については、ゼロ歳児とか、そういう子供

さんの受け入れ体制について、出迎えとかに対しての真鍋さんのほうがすばらしかったということ、言葉ではわかるんですけども、具体的にそういうことがあったのか、なかったのか。今の変更点についてのみでも結構ですけど、そういう教室の配置については、今園長先生、所長先生の意見があったのか、ないか、再度お伺いをします。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 大西豊議員さんの再々質問にお答えをいたします。

まず、募集要項の中で見積もり金額というのを掲示いたしておりました。このときの表示に欠けたるものがあるというには反省してございます。

それと、このたび建築を予定しております仲南の幼保施設でございますけれども、今、教育委員会といたしましては、認定こども園という形でゼロ歳から5歳までのお子さんを全てを見ますと、今現在、仲南地区におきましては、ゼロから3歳が保育所でございます。そして、4歳、5歳が幼稚園ということで、3歳の幼稚園児はほかのところに行かなければならない、このような状況でございます。ですから、今度できます施設におきましては、ゼロから5歳全てのお子さんを保育、教育できる施設というふうに考えてございます。そして、その一貫性といいますか、就学前の子育てといいますか、教育については、現在カリキュラムといいますか、方針を定めて進めていっておるところでございますので、また完成いたしましたら、御提示させていただきたいと思えます。

管理でございますけれども、3つの保育所と幼稚園2園が同じところに入ることということで、管理体制はその中で整えてまいりたいと思えます。

それと、ゼロ歳児からの出迎えでございますけれども、いろいろと提案ございました。玄関から受け入れ、そして今度の施設でございますけれども、ぐるっと回ってすぐ保育室から受け入れをしようと、玄関の通路を通らずに、保育室で受け入れをしたいと、こういうような提案でございました。ということで説明にかえさせていただきます。お願いいたします。

○大岡克三議長 答弁漏れはありませんか。

答弁漏れないようでありますので、再々質問は終わりました。

○大西豊議員 答弁漏れがあると思えますので、お願いします。

○大岡克三議長 あるようでしたら、どうぞ。

○大西豊議員 先ほど、ほかの2社については、そういう提案があったのか、ないのかということについての答弁がありませんでしたので、今、園長・所長の修正案についての他の2社についてはあったのか、ないのか。

それと、もう1つはちょっと気にかかるんですけど、私もちょうど今回一般質問をスムーズに行うために、こういう国のガイドライン、法律ではないですけど、国がこういうふうに進めなさいよというガイドラインを持って、資料をお渡ししております。その中でも常識的に考えて、やはり施設をこしらえるには効率的な運用をするために、やっぱり費用対効果ということも含まれるので、運用ガイドラインということにも示しておりますけ

ど、やはりまんこの町が、このように教育委員会が出しておるように審査の基準は、やっぱり設計業務受注に係る見積もり金額を考慮するということを3本柱の1つとして含まれております。これは、同点のみに考慮したというのは、この公募型のプロポーザル方式については反すると思いますので、再度お伺いをしたいと思います。

○大岡克三議長 執行部は答弁漏れについて答弁をお願いします。

学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 再度、御質問にお答えをいたします。

受け入れにつきまして、2社からは玄関ですね、今度の施設の玄関から受け入れということでございます。このたび、選定されました真鍋設計事務所さんにおいては、玄関も受け入れはできるんですが、主として外から、もう直接保育室ですか、そういったところへすぐ受け入れをしたいと、こういう違った提案でございました。ということで、その選定の中で、そちらの提案が受け入れられたということでございます。園長さんの中にも、そういったところで直接、広いところで受け入れができるということで、いろいろな御意見はありますけれども、はい。

それと、プロポーザルの先ほどのお話でございますけれども、議員さん御指摘のようにプロポーザルと、総合評価落札方式というのがございます。ですから、プロポーザルは随契でございまして、一応設計金額というのは、というふうになってございますので、御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大岡克三議長 以上で12番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川西米希子議員の質問は包括方式での申し出があります。

1番、川西米希子君。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、私の今任期最後の一般質問をさせていただきます。

町民の皆様の大切な命と健康を守りたい、守っていただきたいとの思いを込めて、今回は1点に絞り、がん教育も含めた、がん対策についてお尋ねをいたします。

厚生労働省によりますと、生涯のうちにがんにかかる可能性は男性の2人に1人、女性の3人に1人と推測されています。昭和56年より、がんは日本人の死因の第1位で、現在では年間30万人以上の国民が、がんでなくなっているとの統計が出ています。もはや、がんという病気に誰もが無関心ではいられない時代ではないでしょうか。

がんによる女性の死亡率を減少させるために、平成21年度から国のがん検診推進事業が開始されました。子宮頸がん20歳から40歳、乳がん40歳から60歳のそれぞれ5歳刻みの一定年齢に達した女性を対象に無料クーポンの配付が実施され、この5年間で全ての対象者にクーポンの配布が一巡しました。クーポン券の配付によって、検診率が向上したとの結果が出ましたが、忙しかったり忘れていたりして、受けられなかった人もいます。そこで、厚生労働省は今年度、子宮頸がん20歳、乳がん40歳の人に無料クーポン

券を配付、さらに５年間に間に子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券を受け取っても受診しなかった女性を対象に、本年度から２年間かけて無料クーポン券を再発行し、受診を呼びかけ、検診率の向上に取り組むコール・リコール受診勧奨・再勧奨制度の導入を行い、受診率５０％を目指すとしています。また、クーポン券を受け取り、受診した人に関しても、個別勧奨を行うとしています。

そこで、１点目の質問をさせていただきます。

１、国の政策を受けて、まんのう町におきましては、女性の命を守るために、女性のがん検診率向上に向けて、コール・リコール受診勧奨・再勧奨も含めて、具体的にはどのように取り組まれますか。

２、国は、コール・リコール制度によって、受診率５０％を目指す目標を定めていますが、まんのう町としては、この目標をどのようにお考えでしょうか。現在の状況から、この目標達成への町長の御見解をお聞かせください。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 がん対策についての川西議員さんの御質問にお答えをいたします。

本町では、従来の乳がん・子宮頸がん検診と合わせて、平成２１年度から厚生労働省の事業として無料クーポン券事業により女性特有の乳がん・子宮頸がん検診の受診率の向上に取り組んでまいりました。

クーポン券の利用率は、乳がん検診が約３０％、子宮頸がん検診が約２０％前後と町全体のそれぞれの受診率より低い傾向にあります。理由としては、クーポン券配布の対象者が２０歳から６０歳までに限定されているためと思われます。

女性の乳がん・子宮頸がん検診の受診率の向上に向けて、平成２６年度の取り組みとしては、従来のがん検診と厚生労働省の補助事業を合わせて実施する予定でございます。

従来の乳がん、子宮頸がん検診は原則として２年に１回受診することができ、費用は無料です。

子宮がん検診は満２０歳以上の方に、乳がん検診は満４０歳以上の方に、２年に一度、毎年１月に世帯ごとに書面で御案内しています。現在その希望者の取りまとめを行っておるところでございます。

このように従来の２年に１回の検診を基本とした上で、平成２６年度は厚生労働省の継続事業として満２０歳の方に子宮頸がんの無料クーポン券を、満４０歳の方には乳がんの無料クーポン券をお送りします。あわせてこの５年間一度も検診を受けていない方にも無料クーポン券をお送りする予定にいたしております。

お尋ねのコール・リコール制度、つまり、受診勧奨及び再勧奨については、クーポン券を受け取ったにもかかわらず、受診されなかった場合にはそれぞれ個々に再度受診を勧める連絡をしています。

次に、受診率ですが、国は目標を５０％としています。本町でも総合計画の後期計画の中で平成２９年度末の時点で５０％達成を目標にしております。

受診率の実績としては、乳がんの場合、平成１９年度では３８％、２３年度は４０．６％、そして、２４年度は４３％と少しずつ上がってきています。子宮頸がんにつきましても、３２％、３５％、３８％と徐々に上がっています。

引き続き、町広報誌、告知放送、ホームページなどで啓発活動に努めながら、最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 １番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。

１点目の質問で、女性のがん検診に対するコール・リコール個別勧奨についてのお考えをお聞きいたしました。しかしながら、がんは女性のがんだけにとどまりません。男性の命もがんから守っていかなければなりません。高い受診率を達成している国では、コール・リコール制度を用いて、対象者に受診勧奨を続けています。米国では８０％、ニュージーランドでは８７％に達しており、受診率が２０％しかない日本にとって参考になる取り組みです。国では、無料クーポン券の配付によって、受診率が上昇したとの結果も出ています。

また、先ほど町長様の御答弁の中に、まんのう町におきましても受診率が向上しているとの話はありましたけれども、主要施策に関する報告書によりますと、クーポンの利用者についてではありますが、子宮頸がんの受診率は、平成２３年度２０．６％に対して、平成２４年度は１９．７％と下がっておるように思います。また、乳がん受診率も平成２３年度は３０．７％、平成２４年度２８．８％と下がっているように思います。これは、クーポンを利用せずのがん検診をされたケースも含まれているのではないかとはいえますが、このことから見ても、これまでと同じ取り組みを続けているだけでは、受診率の向上や、全てのがん受診の目標数値の達成は非常に難しいのではないかと思います。

大阪府の池田市では、既に個別勧奨で成果を上げております。子宮頸がんの受診率が１０％であったのが、無料クーポンを配付したところ３０％に上昇し、さらにクーポンの期限が切れる３カ月前に、再度受診勧奨したところ４０％を超えたそうです。このことは一例ではありますが、まんのう町においても一定の効果が出るものと期待するところです。

先ほど、町長さんの御答弁の中に、再度受診勧奨していくということを言われましたけれども、この方法を私はもう少しわしく知りたかったところであります。

町民の皆様の命をがんから守るためには、何としても受診率向上を達成していかなければなりません。今回のコール・リコール個別勧奨制度を一過性ではなく、全てのがんにおいて継続したまんのう町の取り組みとして、今後定着させることが必要なのではないでしょうか。

ポイントは受診勧奨する対象者を絞り込んで、その人たちの置かれている環境を考え、どのようにしたら検診を受けるのかを議論して、町民の声を聞き、町民の視点に立つことだと思います。そのためには、現在の検診受診状況がどのようになっているのかを、まず分析していかなければなりません。町において、検診台帳の整備はどのようにできている

のでしょうか。

がんから命を守るためには、何よりも早期発見が大切です。本来、がん検診の目的は、自覚症状がないうちに、がんを見つけ、適切に治療することであり、がんによる死亡者を減少させる点にあります。

また、がん検診の必要性を正しく理解するためには、普及啓発活動も必要となります。検診が重要、かつ必要であるとの町民の皆様への意識づけが大切です。先ほども申しましたように、受診をするための環境づくりも必要であると思います。特に、女性の場合は、自覚症状がなければ、自分のことは後回しにしがちです。育児・家事・介護に追われている女性の人はなおさらではないでしょうか。自治体の中には、若い母親のために託児つきの検診を実施し、検診率を上げるよう試みているところもあるようです。

また、がん検診を強力に進めるに当たっては、がんと診断された人や、その家族を支えていく仕組みづくりも必要になってくると思います。現在もがんと戦いながら、仕事に従事したり、家庭生活を送っている人もいると思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

1、全てのがん検診のコール・リコール勧奨、再勧奨制度の取り組みについて。2、休日・夜間などの受診体制の充実や、託児所つきの検診の実施について。3、受診状況も含めた検診台帳の整備について。また、その利用について。4、がんと診断された人や、家族に対しての相談窓口の設置や、相談場所の紹介について。以上、4点についてのお考えをお聞かせください。以上でございます。

○大岡克三議長 健康増進課長、奈良泰子君。

○奈良健康増進課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1番目の全てのがん検診のコール・リコール制度の取り組みについてですが、川西議員さん御指摘のとおり本当に女性がだけでなく、男女の別なく、本当にがんに対して皆さんの意識を高めていただいて、少しでも、一人でも多くの方が、がん検診を受けるように、そういう方向が大事だと思っております。

それで、申し込みをしていたけれども、受診していない人には、全てがん検診に関しては再勧奨しておりますけれども、申し込みをされていない方には今のところ全てのがん検診ですけれども、されていない状況もありますので、そこをもう少し単に広報だけではなく、一人一人個別に進めていくというのが非常に大事ではないかなというふうに考えております。少しでも多くの方が個別に勧奨を受け取れるような方法を今後考えてまいりたいと思っております。

それから、2番目ですけれども、休日・夜間などの受診体制の充実につきましては、肺がんにつきましては、夜7時まで受けれるチャンスがあります。各旧町単位で1日ですけれども、夜受けれるような体制にしております。それから、乳がん検診、子宮頸がんにつきましては、女性ですのでちょっと夜の検診は今のところ実施しておりません。ただ、夜はありませんが、休日の検診といたしまして平成25年度12月に1日、日曜日取り組み

ましたところ、乳がんが２２人、そして子宮がんが４５名の方が受診をしていただきました。

それから、託児所付きの検診の実施についてということですが、がん検診のときにボランティアさんで愛育会の方に数名お手伝いをお願いしております。愛育会の会員さんですので、小さい子供さんとかのお世話にはよくボランティアで来ていただいておりますので、もし若いお母さんとかが、子供さんを連れておいでになったときにでも、子供さんの預かりについて対応できるのではないかなというふうに考えています。

それから３番目、住民検診台帳の整備ですが、まんのう町が保険者となっております国民健康保険とか、後期高齢医療制度に係る方々の検診の台帳は、中讃広域で一括して整備しておりますので、それをうちの課のほうでいつでも活用できるような状況にはなっておりますので、整備されているデータを分析するとか、そういうふうに活用していきたいなというふうに思っております。

それから、４番目ですが、がんと診断された方や家族に対しての相談窓口の設置、それからまた、相談場所の紹介についてなんですけれども、うちの健康増進課のほうでは、非常に専門的なことになりますので、なかなか相談にということは難しいですが、大きな病院とかで、県下では６カ所ほどかと思うんですが、がん相談支援センターというのが併設されておるようです。そこで、電話相談とか、相談窓口、直接お伺いして相談を受けるようなこともできるように聞いております。その、どこでできるのかということは御連絡をいただけましたら、電話番号とか、それから何曜日に行っているとか、開設時間とか、そういうものも情報提供できるかと思います。ですので、まずは健康増進課のほうにお電話をしていただいて、そこから専門の支援のセンターのほうに行っていただいて、まずそのがん御本人の方も安心して相談を受けられるような、そういう場所を御紹介できるかと思います。

それから、また患者さんの会というのも県下で幾つかあるようでございますので、そういう方々ともまたつながっていただいて、専門的な指導を受けたり同じ仲間として助け合っていくような、そういうようなことにつなげていけたらいいかなというふうに考えております。

以上で、川西米希子議員さんのお答えとさせていただきます。

○大岡克三議長 １番、川西米希子君、再々質問を許可いたします。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。今の御答弁の中に、今後個別勧奨については、しっかりと検討していくというお話をいただきました。電話勧奨、訪問勧奨、はがき勧奨など勧奨の仕方にはさまざまあると思いますので、ぜひ有効な方法を見出していきたい、そのように思っております。

再々質問いたします。

昭和５６年よりがんは日本人の死因の第１位となり、日本のがん対策は昭和５９年から始まりました。さらに国において、がん対策の一層の推進を図るために平成１９年６月に

がん対策推進基本法が策定されました。

香川県においても、平成２３年に香川県がん対策推進計画が策定され、同年、香川県がん対策推進条例が制定されました。平成２５年度からは新たな計画、第２次香川県がん対策推進計画を策定し、計画では国のがん対策推進計画を基本とするとともに香川県がん対策推進条例を踏まえ、がん教育の推進等の新たな施策を盛り込み、平成２９年度までのがん対策に関する施策をより一層充実することとしています。

香川県では、現在平成２３年度に施行されたがん対策推進条例に基づき、小中高でのがん教育の普及を進めているようです。子供のころからがんに対する正しい知識を身につけ身近なものとして捉えることで、よい生活習慣やがん検診の必要性も理解できるようになると思います。県は、今後子供たちに対してがんの現状や科学的根拠に基づくがんの原因、予防や治療法、患者や家族の心理を学ぶなど段階に応じたがんに特化した健康教育を行っていくとしておりますが、まんのう町においては現在がん教育の現状はどのようなになっているのでしょうか。

また、第２次香川県がん対策推進計画の中では、がん予防に関する数値目標として未成年者の喫煙率をゼロ%にすると定めています。喫煙の低年齢化も心配される現在、早い段階でのたばこによるがんを初めとする体への悪影響を子供たちに教えることの重要性も高まってきています。未成年者の喫煙に対してはどのようにお考えでしょうか。学校での教育指導は行われているのでしょうか。また、女の子の場合はやがては母親になります。喫煙は胎児にも早産等の悪影響を及ぼします。家庭教育、学校教育を通してしっかりと認識させておくことが重要であるのではないのでしょうか。

子供たちに対して、多種多様な教育を与えていかなければならない学校現場は本当に大変な御苦労があると思いますが、子供たちの健やかな成長と健康を願い、最後の質問をさせていただきます。学校におけるがん教育の取り組みは、現在どのようなになっているのでしょうか。今後の取り組みについてもお考えをお聞かせください。学校におけるがん予防の推進、未成年者の喫煙率をゼロ%にするという課題に対してのお考えをお聞かせください。以上でございます。御答弁よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 川西議員さんの再々質問にお答えいたします。

学校におけるがん教育の取り組みについての御質問でございます。議員さん御説明のように、県では平成２３年に香川県がん対策推進条例を制定いたしております。その第１４条には、県は学校関係者、保健医療関係者及び関係団体と連携し、児童及び生徒が学習活動を通じてがんに対する理解及び予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとするとうたわれております。その取り組みについては、児童生徒の理解度などを踏まえ、発達段階と適時性を考慮した適切ながん教育用教材を作成し、がん教育を推進するものでございます。目標といたしまして、平成２９年度までに全ての中学校へのがん教育を目指すとしております。本年度実施された県内モデル校は２つの中学校

と3つの小学校でございます。

次に、まんのう町におけるがん教育でございますが、中学校の保健体育の教科の中で生活習慣病の1項目として取り扱われており、早期発見と早期治療、生活習慣の改善の必要を示しております。今後でございますが、県や国立がん研究センターにおいて製作したがんに関する教育資材の活用も検討してまいりたいと考えております。

次に、未成年者の喫煙率をゼロとする取り組みでございますが、学校教育における喫煙と健康に関する教育は、がん教育と同じく中学校の保健体育の教科の中で取り上げられています。内容といたしましては、たばこの煙に含まれる有害物質が体への悪影響をもたらすことによる症状、死亡率、特に未成年の喫煙に関しては法律で禁止されている旨を教えるとともに、副流煙による受動喫煙が周りの人に悪影響を及ぼすことを教えております。

しかしながら、未成年者の喫煙ゼロ達成をするためには、学校のみならず家庭、社会全体の協力のもとで取り組まなければならない問題であると認識いたしております。御理解と並びに御支援を賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○大岡克三議長 以上で、1番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、関洋三議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

6番、関洋三君、1番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 議長の許可をいただきましたので、3つまでできるという申し合わせに従い、町の災害対策について、次に1問目の災害対策における避難指定場所の鍵の管理体制について、そして3つ目、同じく1問目の災害対策における自治会組織の充実についてを質問します。

まず最初に町の災害対策についてお尋ねいたします。執行者におかれましては、これから任期の改選により住民の審判を受けた上で、よい結果が出れば引き続き4年間にわたって再び住民の生命を守っていただく重要政策の頂点に立たれる栗田隆義まんのう町長に災害時における町の対応を理念に基づいてお尋ねいたします。

現在、危機管理の担当職員は総務課に属する2名ですが、それで事が足りるのかどうか。そして今回質問を3つに分けているように公共施設の避難場所の多くは教育委員会関係が多く、それらに対応するのはもちろん学校教育や社会教育課になります。そして昨年から整備されているハザードマップ、これはため池の堤体が決壊したことによる水没地区を時間を追って水の深さまでも克明にあらわした地図ですが、この事業は建設土地改良課が担当です。また3つ目の質問になりますが、自主防災組織にかかわる自治会組織に関するのは企画制作課が担当です。

今回の質問を3つに分けているように災害に対する対応については、各課にまたがっていることを知ることができます。結局それを束ねるのが総務課に所属するわずか2名の職員ということになります。そんなことで対応できるのでしょうか。そんなことで住民が安心できるのでしょうか。各課の垣根を越えて統括できる体制を整える必要があるのではな

いでしょうか。例えば副町長を筆頭に危機管理体制の強化を図ってはどうか。今回の質問内容の大きなテーマは、今申し上げた危機管理体制の強化です。ぜひ目に見えるものにしてください。お願いします。ということで、今までの復習をしながら思うところをお尋ねしていきます。

24年度ではせっかくたくさんの防災に関する予算を計上しておきながら、うまく執行できなかったようですが、その反省を踏まえてこの25年度はいかがだったでしょうか。自主防災組織の結成数はどうでしょうか。県内の各市町と比べて我が町の達成度はどのくらいの順位になりますか、御報告ください。

また、避難場所における防災備品なども少しずつ備蓄されているようですが、これは多くの住民が関心を持っています。皆さんによくわかるように詳しく御報告ください。

さて、防災はお金をかければ満足するものでは決してありません。まずは災害に対する理念です。最近は災害文化という言葉をよく耳にするようになりました。これはグローバリズム、すなわち新自由主義の反対に位置する文化です。今だけよければいいじゃないか、自分さえよければいいじゃないか、お金さえあればいいじゃないかというグローバリズムに対して、そうじゃないんだよ、将来を見据えにやらんよとか、自分より人のことを考えてみようやとか、お金だけじゃないでしょと考えるのが災害文化です。日本のような災害列島で暮らすには競争ではなく助け合い、分かち合いが必要不可欠です。歴史ある地域になじんだ祭りごとなどの人が集まる行事などの盛り上がりが大切な要素です。新しい祭りとして毎年3月の春分の日に開催されている福祉まつり、これも災害文化の立派な継承と言えます。共通した目的の中で力を合わせて行事を盛り上げる、そして人を知る、この経験が災害時などで困ったときには大いに役立つものと信じます。

今年の秋には3回目を迎える地域で開催しているまんのう町主催の敬老会、定着してきたので次回からは思い切って防災敬老会という名前ではどうでしょうか。災害時に要介護支援者をどのように救うかの観点から、その割り出しを敬老会の出欠をとる中で進めていくのも価値がある話ではないかと考えます。また人生の先輩から災害の体験を聞くことも大切であり、特に昭和の南海大地震である昭和21年12月21日未明、潮岬の沖合約70キロメートルで起こったマグネチュード8の大地震などは体験された方に教えてもらいたいと思います。大地震が起きる確率は、現在、人が交通事故に遭遇するぐらいの確率で起こるであろうと予告する南海大地震に対して、災害を減らす面で役に立つと考えます。

こまごいというのを御存じでしょうか。稲わらを刻んで肥やしにするために盛り上げたものです。昭和21年の大震災で当時8歳だった人から聞いた話ですが、大きな揺れとともに野外に連れ出されて、田んぼにあるこまごいの上で妹と抱き合って、たび重なる余震に耐えていたそうです。年末の早朝だとすれば、すごく寒かったと思います。堆肥になるのに発酵して暖かい、そしてわらなので揺れが緩和されるなどすごい知恵だと思います。残念ながら今はそのこまごいを見ることは余りないですが、このような話が災害時対応のヒントになります。その結果、今の時代で揺れに強く寒さを防げるのは、こまごいにか

わって例えばビニールハウスなどです。そうなるとビニールハウスの所有者とは特に仲よくしておくとか、ビニールハウスの設営に補助金制度があるなら、災害時の対応を一部条件に入れるなど話を進めてみたらと、それが生きる知恵でないかと思います。

このようなことを含み、防災意識の高揚に当たっては、先日この場所で開催されました女性議会において、ある女性議員から町内一斉の避難訓練実施の提案がありましたが、答弁のほうは一斉よりも各地区での取り組みを奨励するというような答弁内容を傍聴席で私は聞きましたが、質問者の思いは町内一斉清掃のように町がリードして開催することに意味があるというように言われていました。その質問者は、ちょうど婦人消防団長でしたので余計重みを感じました。

今やまんのう町は多くの住民による協力のもと、そして執行者らの働きによって、町外の方々からはちょっと一部体育館の問題はありますが、それらを除けばよい面で注目されている町です。そして町内一斉清掃も先人たちの努力で清掃ボランティアが定着している町になっています。そのような観点から町内一斉清掃のように、町の呼びかけによって一斉に行動を伴う避難訓練を消防団長がわざわざ婦人会において望まれたことと察します。執行者がまず取り組んでみようとすることで町は変わります。この考えをどのように取り組んでいくのかの判断材料が、すなわち執行者の理念につながる話でしょう。防災意識の高揚には、ええチャンスじゃないですか。はえあるまんのう町議会での質問に立った婦人消防団長の願いをかなえてあげていただきたいとも思います。

以上、申し上げましたが、執行者の災害に対する政策における認識のほどを十分伺いますので、御答弁を願いたいと存じます。以上です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 町の災害対策について関議員さんの御質問にお答えをいたします。

本庁では災害対策基本法の規定にのっとり、国の防災基本計画並びに香川県地域防災計画に基づき、まんのう町地域防災計画を作成いたしております。この地域防災計画は、防災業務を各課に分担した計画となっており、まんのう町の行政組織が一体となって業務を進めているところであります。

次に、自主防災組織についてでございます。香川県の自主防災組織結成率は、平成25年4月1日現在76%となっており、本庁の結成率は79.24%で他と同じように国勢調査による自治会世帯数で算出しておりますが、各市町の組織率の定義がさまざまであり実態としては考え方にかなりの差があると思われまます。総務省消防庁がまとめた全国の自主防災組織活動カバー率を兵庫県立大学がウェブ調査を行った結果では、現状の組織としての自主防災組織は典型的な地縁組織の1つであり、単に自治会や町内会の名簿が自主防災組織の名簿として提出されただけという事例が多く見られ、組織としての目的を達成するための機能が発揮できる状況にまでは達していなく、実際の災害時に組織として有効かつ十分に機能するかどうかについては、疑問があることは明らかであると評しています。

つまり現在の自主防災組織の実態といたしましては、活動カバー率は毎年高くなっては

いますが、加入自覚率は相変わらず低く、多くの自主防災組織は平時の積極的な自主防災活動はもとより、災害時の迅速な防災活動を行うことは期待できない状況と分析しているところでもあります。このことから、我が町の自主防災組織を有効に機能させるためには、自主防災組織の認識と関心を高めた上で加入したいという意思を実際に加入したと自覚させる行動にいかにして結びつけ、加入したいという意識から加入しているという意識へいかに変容させるかが重要であると考えているところでもあります。

そこで、災害時に有効な共助活動を可能とするには、自治会また自主防災組織が編成されている地域に居住している住民にみずからが地域を守る組織に所属しているという明確な自覚を持って生活していただくとともに、平時の訓練に参加し災害時に何をすべきかの役割を確認し合い、その役割を担える能力を備えていただく必要があると考えます。

まんのう町は、自治会組織率が低下ぎみと言われているようですが、他の自治体に比べてまだまだ地域コミュニティとしての機能を高く有していると思います。そして自治会がさらなる防災強化対策として自主防災組織を結成していただければ資機材及び活動助成を行うことで実効性のある組織づくりが醸成されると思いますので、しっかりと支援を行っていきたいと考えております。なお、本年１月末の時点で自主防災会は１１団体の結成届がありましたが、まだまだ少ない状況であるため、さらなる啓発推進を図ってまいり所存でございます。

次に、避難所における備蓄品についてでございますが、広報まんのう１１月号及びまんのう町ホームページに掲載していますが、周知不足の感が強いので防災研修会等の会合時に周知を行っていくことといたしております。

次に、防災訓練についてですが、まんのう町では全国瞬時警報システム、Ｊ－ＡＬＥＲＴにおける情報伝達訓練時において初期行動訓練を自主的に行っていただくようお知らせをしています。この訓練は、昨年１１月５日に香川県がシェイクアウト訓練と称して県全体でその場において一斉に訓練を行うことで県民や事業者の防災意識の向上を図るのと同様なものであります。平成２６年度においても全国瞬時警報システム、Ｊ－ＡＬＥＲＴにおける情報伝達訓練を行いますので、その際にシェイクアウト訓練に参加いただけるよう広く周知を行ってまいります。

なお、関議員さんの御質問にあった町内一斉の避難訓練についても決して否定しているものではないと考えております。１つの防災訓練のきっかけとして実施することは大変意義があると考えております。そして地域住民を動かすのであれば、それぞれの防災組織や自治会組織の構成員が防災訓練の意義を理解され、目的を明確に持っていなければやらされ感だけが残ってしまいますので、そのためにも地域のリーダー育成が肝要となると考えております。本町では昨年から防災士育成助成事業として、受講料負担を実施するなど積極的な人材育成に取り組んでおります。１人でも多くの方に受講していただき地域の防災リーダーが育っていただけることに期待するものでございます。何度も申し上げますように、大災害時には役場や消防等は一時的に機能不全に陥ることが想定され、行政職員や消防、

警察が救助活動に携われるのはかなりの時間が経過してのことになると思いますので、地域リーダーの皆様は今こそその危機としての取り組みをお願いいたします。

現在、水害及び巨大地震に備えての防災組織の必要性を理解していただくため、防災担当が各地区の自治会に出前講座の啓発活動を積極的に行っておりますので、御用命賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 6 番、関君。

○関洋三議員 それでは中身の質問に入っていきますけども、まずパーセントを示されて平均が 79、まんのう町が 74 とか言われて、それで自主防災組織が 11 団体とか、それがちょっとわかりにくいんですけど、74% の話をまずお尋ねするということ覚えとってください。それとたくさん話することあるんです。絞っていきます。時間がない嘛ので。例えば、町長にわかりやすくお話させていただくと、地域防災の理念についてですけども、出初め式がありますけども、その出初め式でもったいないことしてるなという話があるんです。というのは私高篠地区になるんですけども、高篠地区には自衛消防団というのがありまして、これを自主防災とみなすかどうかというのはいろいろありますけども、予算的には別やという話ですけども、羽間自衛消防団そして東高篠自衛消防団そして公文自衛消防団、そして先ほちょっと婦人議会でも話させていただいた中の高篠婦人防火クラブ、女性議会で話させていただいたの中の婦人防火クラブ、そういうのがありましてその出初め、公設の消防団との出初めが私の任期中 4 回、毎年 1 回ですから、一緒に重なったんですね、重なったんです。もうこれ過去大分前からじゃないかと思うんですけど、任期中も私来賓で行きますのでようわかるんですけども、そしたら時間も一緒なんで何とか町長繰り合わせて時間的に先高篠の出初め式に、高篠は連合自衛消防団の出初め式として 4 団体がたくさん小学校の運動場に集まります。そして、挨拶終わりましたら町長はもう県会議員の先生も挨拶終わりましたらすぐ公設の消防団のほうへ行かれると、それが常になっておりますけども、その後もどのぐらい忙しいかといいますと、町長表彰の消防団の表彰は町長もうおられんから私が実は代理でしよるような話で、最初はこれちょっとおかしいんじゃないかと思っちゃったんですけど、なれというのは不思議なもので、3 回、4 回していくとこれが当たり前みたいになっちゃったんですけども、やはり皆さんによく聞いてみたらやっぱりおかしいぞということで、地域の住民の代表が町長のかわりするのはやっぱりちょっとおかしいんじゃないかと、そこで理念の話に入りますけども、なぜそういうことになるのかということ、これもやはりせつかくの機会やから、高篠のそういう自衛消防団が全部集まる機会は年に 1 回しかない。ほかに一緒になって訓練しとるとこもないし、有事のとき以外はほんとそれしかないんで、そういう機会またはそれが終わりましたらいろんな話し合いを持つんです、幹部連中と。それをコミュニティセンターの 2 階で昼ぐらいまでかかってやりますので、そのときに執行者のほうからは誰も来られんのでおらないということなんです。そのぐらい公設消防団の出初めも向こうを優先するということかなと思うんですけども、4 回ともそういうとこの改善がされてなかったというのも不思議な話で、

やっぱりその取り組みですわな、せっかくそういうするんやから、ちょっと日にち変えるとか調整するのは総務課の役目やと思いますけども、それが手薄になっとなでないかと。そして、そしてですよ、大事なことは、ここで席順があるように町長が座られとったら副町長座られて教育長と、こういう順番があるんですから、当然町長のかわりは副町長が来られたらええわけなんで、そしてまた副町長が正月ですから用事があれば普通の行事であれば地域の課長ですな、地域の。そういう幹部職員の方が来られるというのもほかの行事ではあるので、皆さんそういうように団員の方思われとんやけど、それがなされてないと、これが大変残念なことです。そして昼までこうやっていろんなことで皆さんが幹部連中集まって話すんがほんとに地域の話をするんです、防災の地域の取り組みとか。そういうときにおらないのは本当にもったいない話で、皆さんのほうから、役場のほうからそんだけの幹部の人集まってくださいよということなかなか難しいでしょ。だから、今も出前の講座とか町長最後言われた。それもされるんやったら当然そういうときにも出て、何ならさっき言われた職員が出前講座の話とかも含めて一緒に顔つなぎでも始めたらどうですか、正月。まして出初めは休みの日にするわけなんですから、繰り合まして。そういうところの配慮が、この4年間かわって私は気がつきました。身近な話です。わかりやすいと思うて、本当に簡単な話じゃないかと思われる人もおるかもわからんけど、こういうところが大事なんですな。そういう話をきょうさせていただこうと思うんですけども、何分3つありますので、もうちょっと具体的な話もさせていただきますと、町長言われました備品とか備蓄、これはまたホームページできのうおとといからアップされて、きれいにわかるようになっておりますので、そういう方向また3月の広報でも防災関係のこと、これはもう当然3月11日の東北大震災に伴ってと思うんですけど、ちゃんときょうのも朝も見てきましたら最初のページから防災の関係のが届いておりまして、中もそういうようになっています。

そこで自主防災のことでちょっとまたお尋ねするんですけども、これ大事な話なんです。自助、共助、公助ということをよう言われます。そして7対2対1と、当たり前のように言われるんです。公助が1やからもう言うたって皆さん役場の人や消防署のほうは来ないですよという意味合いで、こういうことよう使われますけども、これは有事のときに際してですけども、平時は私の考えと逆や思うんですよ、平時は公助が7ですよ。そしたら何ができるかいうたら、まず自主防災組織の理解度をされとると思うけども、これだけ、まだ11団体しかできてないというのはおかしいわけで、もっと皆さんに周知していく方法はあるんですよ、それが7やと思うんです、平時の。その取り組みというのはまず役場で、私ら4階も含めてですけども、幹部職員の方また職員皆さんで自主防災の組織についてやっぱり考えてもらう。そうする中で理解して、各職員が地域、まんのう町に住んどるわけですから職員の人だって、そして地域と一緒にやっていく。これは私、2年ほど前九州へ研修に行ったときそういう町あったですよ。そういう取り組みしとるのが。防災関係だけではなかったですけども、そういうことを進めていくのがこの有事の7やと思う。

7対2対1の逆やと思うんですな、公助を7にすると、平時は。そういうように力入れていくということを考えていって、まず職員が知る。そして防災士の話も先ほどありました、補助金出してるというのも。これも日本防災機構でやっとなるわけなんで、ですけども、まんのう町の防災士つくったらええんですよ。それはなぜそれが言えるかということ、私自身が昨年香川大学へ行って防災士養成講座を体験しとる人間ですから、それでようわかるんです。そういう資料取り寄せてまんのう町でやったらええんですよ、町長のほうでまんのう防災士いうのつくって、そして与えていったらええんじゃないんすかな、それができるんですよ、わざわざ香大へ行かんでも、まんのう町でもできるということです。それが防災士です。どっかの誇り高き資格やというんでは決してありませんので、そのような考えに変えていくというのが地域防災につながるということなので、ぜひそういう話も私きょうしたかったわけで、時間がいろいろあるのでこの辺に一応とどめまして、今の御答弁をいただきまして、よかったら次の質問に行きます。以上です。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 それでは関議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目の全自治会結成率ですか、これについてでございますが、まんのう町79.4%です。これはまんのう町の国勢調査をもとにした世帯数がございます。それを全世帯から割った数字がこの数字、プラス自衛消防等を含めたのがこの数字となっております。

続きまして、出初め式はまんのう町毎年正月明け、第2、また日によっては第3ということもございますが、日曜日に行っております。これは公設消防の一大イベントとして実施しているところでございますが、高篠自衛消防といつも重なっているというのは存じ上げております。このあたりのところは、双方何とか調整ができれば、前もって調整できれば本当に私どもとしてもありがたいかなというふうに考えておりますので、来年度また改めて出初めの計画をお立てになられるときに、また一緒にお話をさせていただきながら、もしなかなか日が変わらない場合、一緒になった場合にも、今関議員さん申しましたように、町のほうからも、その自衛消防さんのほうの工程表を私十分存じ上げておりませんでしたので、かなりの長い時間、自衛消防で取り組みをされているということであれば、私どものほうは昼ぐらいまで実は町民ホールの方で式典等もやっております。そういうことで、担当者は出前の講座に参りたいところではございますが、担当者がそちらのほうにどうしても張りついてしまいますので、そのときの講座というのは難しいんですが、町の執行部の幹部がお邪魔して日ごろの御活躍にねぎらいとお礼等を申し上げることは非常に大事なことはなかろうかと考えてございます。ぜひともまた来年のときには一緒に打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

あと自助、共助、公助の話の中で、平時は確かに公助が7割、確かにそのとおりで、本当に災害が起こったときには本当にこの公助というのは期待できません。ただし、今やる以上においてはしっかりと総務課として、防災担当課として周知活動をさらにしっかりと

やっていきたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、防災士についてですが、まんのう町独自の防災士をつくったらどうだろうかという話、大変今お話を聞きながら、ちょっと目からうろこ的なところがございます、専門的な話はもちろん防災会なり日本防災士のほうでやってもらうんでしょうが、誰しも簡単に取り組めるような話を、参加していただければ、参加の講習会、参加されたような証書を出すとかそういう機運を高めていくというのも大事なかと考えておりますので、よろしくお願いしたと思います。以上で簡単ですけど答弁とさせていただきます。

○大岡克三議長 ここで、議場の時計で13時00分まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

(川西米希子樹議員退席 午前11時52分)

再開 午後 1時00分

○大岡克三議長 それでは休憩を戻しまして会議を再開いたします。

6番、関洋三君の再々質問を許可いたします。

○関洋三議員 再々質問、1問目は終えて2番目に参りますのでお願いします。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

6番、関洋三君。

○関洋三議員 6番、関洋三です。昼休みをまたぎましての質問になります。

私がきょう4番目ということは、あと昼からまだ6人の方が残っておりますので、急ぎますけども、私の持ち時間もあと13分ということで、次の質問は冒頭でも申し上げましたが、1問目の災害対策にもつながる話でして、災害時における公民館の鍵の管理体制についての質問です。

縦割り行政では公民館のことは教育委員会の社会教育課になります。そこで管理者である教育長にお尋ねすることになりますがよろしいでしょうか。災害時と断定するのは不自然であり、災害はいつ来るかわからないので、ふだんはとの言い方にもなりますが、指定避難場所に来たのに鍵があかなくて入れないとはなりませんかという心配があります。このことは、昨年も4回ほど高篠ふれあいセンターにおいて開催しました高篠地区防災教室の会場においての意見としてもある人から発せられていましたが、完璧な返答にはなっていないかったので、多くの人の前でこの際お尋ねしてみようと思います。

町内の各公民館における鍵の管理も紹介の上、高篠ふれあいセンターまた高篠コミュニティセンター、そして高篠小学校体育館における避難場所としての休日や夜間における鍵の管理体制をお知らせ願います。それにあわせてAED、これは人が倒れて動かなくなった場合にその人を助けるための人工呼吸や人口マッサージを施しながら電気ショックを与えて心臓をよみがえらせようとする簡易の器具ですが、現在高篠の公共施設では小学校の体育館入り口付近の外壁に1台と高篠ふれあいセンターには館内の内壁に備わっています。ふれあいセンターの問題です。館内だと閉館中は利用ができません。取りに行けません。

AEDは人命にかかわる器具であり、備え場所を知らず緊急時に使用できなかった場合には大きな問題に発展するおそれがあります。このことに関して、地域では、もし高篠で今後行政から3台目を高篠地区に配備いただけるのであれば、その設置場所としては入り口のドアが誰でも自由に入れる状態でありながら、安全管理の行き届いている高篠駐在所へ設置してもらえればとの提案で調整したところ、管理者から了解をいただいています。問題は高篠ふれあいセンターの館内に設置のAEDの件になりますが、入り口の鍵を管理する体制にもつながる話です。町内におけるAEDの数量と、その設置場所についてを含めて各避難場所の鍵の管理体制を管理者である教育長にお伺いします。以上です。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 関洋三議員の指定避難場所における鍵の管理についてお答えいたします。

関議員さんお尋ねの大規模災害時における主要な避難場所である地区公民館及び学校施設の鍵の管理体制についてでございます。まず町内には7つの主たる公民館があり、公民館ごとに鍵の形態や管理体制が多少異なっております。琴南公民館はカードキーになっており、警備保障が入っている関係で、職員、シルバー、警備保障が鍵を持っております。仲南公民館は、職員、支所職員、シルバーがマスターキーを、部屋を借りている団体が単独の鍵を持っております。長炭公民館、吉野公民館、神野公民館は、自動ドアの鍵を職員、シルバーが持っております。四条公民館は、自動ドアの鍵を職員、シルバーが持ち、農改センターに勝手口の鍵を預けてあります。高篠ふれあいセンター、高篠コミュニティセンターは職員、シルバーが門扉、自動ドアの鍵を持っております。

次に、関議員が不安をお持ちの高篠ふれあいセンター、高篠コミュニティセンター、高篠小学校体育館の避難場所としての休日や夜間の鍵の管理体制についてでございます。まんのう町で重大な災害が発生し災害対策本部が設置になりますと、教育委員会もその監督下に入り指揮系統が一本化されます。避難所を開設するという事態になったときの避難所開設の手順といたしましては、災害対策本部が町職員である避難所運営職員に避難所開設の決定を知らせ、施設の開錠を指示し、勤務時間内においては公民館長や学校職員である施設管理者が開錠いたします。その後、避難所運営職員や学校職員が合流して施設並びに施設周辺の安全確認を行います。

次に、夜間等の施設の閉館及び閉校時では、事前に予測できる大雨、台風などの場合は避難所運営職員や学校職員が開錠いたしますが、突発的な巨大地震のときは避難所運営職員や学校職員が到着前であれば施設周辺地域の自治会役員さんなどに鍵の管理を委任することを検討しており、鍵保有者として開錠作業をお願いすることになると考えております。避難所運営職員及び学校職員は、その後合流して安全確認を行うものとします。ただし、自治会役員等への鍵の管理委任は対応できる範囲の協力要請であり、休日及び夜間の行動を制限するものではないと考えております。

これらのことから、まんのう町地域防災計画が策定されれば、避難所である公共施設の

鍵管理委任について施設周辺の自治会役員さんと協議をさせていただく予定であります。

なお、これらのことをルール化した避難所運営マニュアルを地域防災計画とともに早急に策定しなければなりません、現在、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域指定の住民説明会を行っているところでもあり、山間地域では災害状況によって避難所の開設が難しい施設も生じてくる可能性も高くなっていることから、もう少しお時間をいただきたいと思います。

次に、AEDの設置箇所ですが、町内各施設30カ所に設置しております。設置場所はまんのう町役場を初め支所、出張所、小中学校、公民館、体育館、温泉施設などでございます。室内に設置してあるものと屋外に設置してあるものがございしますが、関議員さんおっしゃるようにとつと人命にかかわる器具でありますので、教育委員会関係の施設に設置しておりますAEDにつきましては、緊急時に迅速に使用できるよう総務課とも相談をして設置場所の検討をしてみたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 6番、関洋三君。

○関洋三議員 教育長が答弁いただくと何かニュアンスが違うように感じるんですけど、これは先ほど私が申し上げたものにつながる話で、危機管理の体制ですよ、例えば私の考えで先ほど申し上げたんですけども、例えば副町長を頭につくったらどうですかとかいう話をさせてもらったんですけど、それについての答弁は先ほどなかったんですけども、それを引用いたします話が今のことで、そういう話がわざわざ教育長が、縦割り行政でそんなになっているということで教育長が話されたと思うんですけども、そういう責任者がやっぱりこうやって答弁するという町をつくらなんだらいかんのじゃないかというふうに私は思うんですけども、住民の皆さんもそういうのには関心お持ちでないかというふうに思いますので、提案させていただきました。

それで、命にかかわるという話です、AEDというのは。私もここ役場へ来ますとロビーのところにありますので、きれいなのがありますので、戸をあけたらブザーが鳴りますよというように書いてますので、わざわざちゃんとあけてみます。そしたらブーと鳴ります。ブーと鳴るとやっぱり安心なんですな、ブーと鳴ると、中身もちゃんとしとんかなというように思います。そのことなんですけども、私が今、紹介いただいた30カ所ぐらいですか、その分も今回の3月議会の初日に資料で机の上にはありましたけども、そういうことで配付していただいとった。それで場所わかります。これも先ほど申し上げましたように、ホームページで避難場所の備蓄の分をアップされてました、きのうかおととい。そのように、あの文書もデータ化してホームページにアップしたらいいんじゃないかと思えますよ、大事な話ですから。それにあわせて、今の話のAEDの続きになりますけども、そのぐらい命にかかわる大事なことで、そのブザーですけども、私それですと調べていたんです。30カ所全部調べてないですけど、そしたら私の行ってる中で2カ所ブザーが鳴らないです。ブザーが鳴らないとどういうことかというたら、中、本当にそれで動くん

やろか心配になりますよ。それまでは確認するすべがないので私はようしませんけども、普通の人やったらブザーが鳴らんということは電池がないということやから、なぜブザーが鳴るかいうたら、いたずらされんようにとか、それをあけることによってブザーによって周辺の人に知らず、何かあるかなということを知らすんじゃないかと思いますよ。そういうことで大事なブザーですよ、あれも。そしたら、高篠小学校もよく見るんです。体育館の外にあるので自由に入れます、今のところは。そしたら、鳴らないです、前から。きょうも来るとき見てみたら鳴らないです。大事な話ですよ、これ。今時点で誰か使いよるか何かで話が前後したが、大変なかつたがとなるかもわからんので、ぜひ。それともう1カ所は、最近勤労青少年ホームもブザー鳴りません。これは関係者立ち会いのもとに私見ましたから、いいかげんな話じゃありませんので確認しとってください。そういうことで、この際30カ所ほどあるんでしたら、全部まずブザーが鳴る感じはつかんどったほうがええと思いますよ。中身の点検というのは自前のもあれば、資料によったらあれでしょ、リースになつとるというんやったらそのリースが、リースもええけどリースやから全部任せとるわ、大丈夫やと、これを言うと災害のほうの防災の話になりますけど、正当化の偏見というんです、こういうの。大丈夫や、当たり前や、津波は来ないやろ、ここまで来ないやろ、14キロあるから来ないやろとか、そう思うのは正当化の偏見というんです、こういうの。そういうように思うんです。災害、まず来うへんじやろと、それはAEDにも言えるんですよ。そんなことまずないやろ、使うことないやろという、これ偏見なんです。そういうことから解消していくこと、この際言いますけどブザーの点検から始めて、そしてついでに中身もちちゃんとリースやったらリース会社にちゃんと言うて確認できるようにしとかなんだら、何かあったときは責任者いうのが決まってますから、責任取らないかんようになりますよ。それとあわせてAEDは高篠のふれあいセンターは中にあるということで、誰が考えてもおかしいですわ。早速、小学校の体育館の外の壁にあるように、そのように持っていかんだらだめな話なんで、今のこのときに中にあって、ありますわいうことでは答弁ならんですわな、そう思いますのでぜひ是正してください。

時間がないので、答弁の時間は私の時間でありませんので、しっかりはっきり答弁していただいたらいいと思いますのでよろしくお願いします。どなたでもいいですよ。わかりやすい人で。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 防災担当の総務課でございます。関議員さんの再質問にお答えいたします。

AEDの収納ケースのブザーが鳴らなかった件でございますが、毎年リース会社に再確認をさせて契約しておるわけでございますが、今2カ所ほどのお名前が出ておりましたので、十分リース会社のほうに確認を再度とりまして、全ての施設のAEDのチェックを早急にさせていただきます。十分注意いたしますのでよろしくまたお願い申し上げます。

○関洋三議員 それだけでいいですか。

○大岡克三議長 答弁漏れはありますか。外につける。

○齋部総務課長 それと高篠のふれあいセンターの内部にA E Dが設置されている件でございます。この件につきましても、利用のほうが制限されていることになろうかと思っておりますので、小学校の体育館にありますように外に設置させていただいて、いざというとき、緊急時に対応できるようにしていきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議員 しっかり取り組んでください。最後にいきますので次お願いします。

○大岡克三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

6番、関洋三君。

○関洋三議員 次に最後の質問として、これも冒頭に申し上げたとおり、災害対策における自治会組織の編成についてお尋ねします。自治会のこととなれば、担当課は企画政策課です。まずは琴南、仲南、長炭、吉野、神野、四条、高篠、この7地区に分けて各地区の人口、そして登録自治会の数、そして自治会未加入世帯数をまず教えてください。

自主防災で有名な丸亀市川西町では、自治会をつくろうの看板をよく見かけます。災害対策には自治会はなくてはならない組織だということを十分あらわしています。私の自治会ではこの1年余りで40件が37件に減りましたが、減った数以上に周辺では新しい家が建てられています。これを考えると、将来は今の新しい住人が地域をリードすることになるでしょう。高篠の将来像は地理的に考えて、私が思うには5地区に区割りして、そのエリアは既存の自治会や未加入世帯も入れた新しい行政区をつくり、自治会未加入者をゼロにしていくというぐらいな大胆な構想はいかがでしょうか。大卒の自治会を中心として、その中に自主防災組織や福祉委員や環境委員や生産組合などの部門を設け、地区内の福祉を充実化していく、このぐらいの新しいことをやっていかないと時代に取り残されると危惧しますが、この点につきまして御所見をお願いして最後の質問を終わります。よろしくお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員さんの自治会組織の充実についての御質問にお答えいたします。

関議員お尋ねの町内7地区の人口、登録自治会数、自治会未加入世帯数についてですが、本年2月現在で順に申しますと、琴南地区人口2,612人、登録自治会数60自治会、自治会加入世帯916世帯で、差し引きで自治会未加入世帯162世帯。仲南地区人口4,263人、登録自治会数65自治会、自治会加入世帯1,166世帯、自治会未加入世帯376。長炭地区人口2,881、登録自治会数35自治会、自治会加入世帯750世帯、自治会未加入世帯305世帯。吉野地区人口2,137、登録自治会数13自治会、自治会加入世帯567世帯、未加入世帯206。神野地区人口1,575人、登録自治会数20、自治会加入世帯422、未加入世帯139。四条地区人口3,187人、登録自治会数19、自治会加入世帯712、未加入世帯451。高篠地区人口3,148、登録自治

会数20自治会、自治会加入世帯611、未加入世帯485世帯となっております。

まんのう町全体で申しますと人口1万9,803人、登録自治会数232自治会、自治会加入世帯5,164世帯、差し引きで自治会未加入世帯2,124世帯となります。なお、今申しました数字のうち人口には養護老人施設の入居者を含んでおりますが、世帯数には含めておりません。

なお、世帯数による自治会加入率は、琴南地区84.97%、仲南地区75.62%、長炭地区71.09%、吉野地区73.35%、神野地区76.08%、四条地区61.22%、高篠地区55.75%となっており、まんのう町全体では70.86%となっております。

地域的な傾向としては、やはり新しい世帯がふえております地域の加入率が低下していると考えております。近年人々の価値観や生活形態の多様化、少子高齢化や核家族の増加によって地域コミュニティの希薄化、自治会加入率の低下が懸念されておるところでございます。自治会はもともと相互扶助を目的として地縁的につながりを持った集落から発生した任意団体であります。町としましても自治会は関議員さん御指摘のように、防災活動、社会福祉活動、ごみ収集活動や清掃活動など広範囲の社会活動の中核となる組織であると考えておりますので、自治会の連合組織でありますまんのう町連合自治会とも連携をとりながら各自治会の加入条件の緩和、ごみなどの一定項目に限定した限定加入などの共同体づくりの研究を進めるとともに、町としましても自治会加入率向上のため広報誌、告知放送、ホームページなどの情報媒体を利用した広報活動や転入時の窓口対応、告知放送の申し込み時など、新しく住民になられる方との接点となる機会を捉えた自治会への加入促進方策を検討してまいりたいと考えております。

また、新しい行政区割りの御提案をいただきました。社会情勢の変化により、地域の広がりやつながり方も変化しております。本町としても、3町が合併して新しいまんのう町が誕生しました。変化に対応した組織づくりは不可欠であろうと考えております。しかしながら、行政が押しつけた形での組織改編では長続きしない薄っぺらな組織となってしまいます。地域からの声で組織づくりが図れることが最善であり、行政としてどのような御支援・御協力ができるか検討してまいりたいと考えております。ただし、現在の自治会組織がその中核になるものと考えております。

なお、防災、特に自主防災組織につきましては、まんのう町自主防災組織育成推進要綱の第3条で、自主防災組織の基準を住民組織であって、その活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により地域を分割しまたは統合して結成されたものとしておりますことから、自治会の枠を超えた組織に対しても御支援できるものと考えておりますので、御活用いただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 6番、関洋三君。

○関洋三議員 大変な数字をお示しいただいたように感じますけども、その中で行き着

くところは、やはり自治会組織の充実、この一言に尽きるんです。皆様も十分御存じやと思うんですけども、それは福祉にしても防災、先ほどずっと話してましたが、それと環境、福祉いろんな分野にしても、最後は行き着くところは自治会組織の充実ということになってしまうんです。そういうことで、しっかり取り組んでいかんなんだからいかにというふうに思います。どのくらい希薄になつとるかということ、今のデータで気がついたところを話しますと、高篠の人口3,148名、そして自治会の組織が20と出てましたけど、実際自治会の連合会で組織の数は13です。7つが知らん間に、知らん間に言うたら悪いんですけど、この自治会の連合会の中には入ってないということで、ただ自治会同士が希薄になってるというような感じ。それから言いますと、私が先ほど提案したように、今からはもう自治会同士がやっぱり協議したりしてから地域づくりをやっていかんと。そういうことで私は例えば、例えばの例でたたき台として5つぐらい、何で5つか言うたら、いつも言いよるように民生委員さんのいい例が5つになつとんです。それが理由でええんじゃないかと思うんですけども、その中で地域福祉を起こしていくエリアのきっかけつくっていったらええんじゃないかというように思います。それは、町長今言われたように強制的とかなんとかいう話を言われよった。いつもいつもそういうように言われますけども、これは一緒になってやらないかんで、そして住民、私らができるというのもなかなか4年間お世話させていただいてやっぱり難しいと。私の最初の持論は、新しく来られた人同士で自治会つくったらええんじゃないかといって推進して、実際私もそういう協力してできた実績もあります。だけど今思うたら、そういう人も全部入れて一緒になって自治会同士で話し合ったり、新しいところも入れて話し合っていていくというのが理想ではないかというふうに思いました。これはこれで本当に研究する課題だと思います。しっかりこれから取り組んでいきたいと思いますし、執行者とみずから一緒になって、これからやれるチャンスがあれば、そういう形をしっかりと勉強して取り組んでいこうと思います。それにはまず6月議会にお会いするきかけをつくらないかんで、お互い頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。そういうことで、私の持ち時間終わりましたので、もう一度だけ今私が総合的に町長の御所見をいただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。最後、どうぞよろしく願いいたします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員さんの再質問にお答えいたします。

関議員さん御指摘のように、本当にいろんなことをやっていく上においては、自治会の組織が最低の一番基準になるものだと私自身も思っております。今の新しい町の実情に合わせた自治会の再編ということも必要でございますので、執行部も自治会の皆さん方、地元の議員さん方と一緒に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大岡克三議長 以上で、6番、関洋三君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川原茂行議員の質問は包括方式での申し出があります。

13番、川原茂行君。

(三好勝利議員退席 午後1時28分)

○川原茂行議員 それでは13番、川原、質問させていただきます。

まず本町最大の懸案事項であり、今後の町政運営に大きな影響を及ぼすPFI事業について、町長は町民報告会をしたようではありますが、議会に納得いくような説明や報告をしないで、先に町民に報告や説明をするのは議会民主主義政治を否定するものであり、町長の暴挙と言わざるを得ません。また、この報告会には弁護士の先生が出席し、説明や質疑応答のほとんどを代弁したようではありますが、町長の職務を代理したのでしょうか。どのような手続で代弁したのでしょうか。町民への報告の全ては町民の代表者である町長がすべきであり、それ以外は法のもとに定められた職務代理者や補助機関である職員が行うのが民主的方法であると思います。

また、弁護士の代弁は被害者や加害者が裁判等で公平な裁判が行われるため本人にかわって行われるのが通常と思われる。今回の町長のとった行為は民主政治を否定し、町長の職務を放棄したものであると言わざるを得ません。また、町長が被害者であると思っているのであれば、直ちに法的措置や契約違反ならば違約金等の措置をとり、その結果を議会に報告し同意等をとらなくてはならないと思います。町長は被害者ですか。もし被害者ならば町長が責任を持って推進し選定した業者がうらぎられたわけですから、町民の前でみずからの過ちを認め、みずから公人としての責任やけじめをとっていただきたい。この問題は本町の今後の町の姿勢に大きく関係する重大なものであり、県下また全国の関係団体に関心を寄せているものであり、その点を踏まえ、町長のチェック機関を負託している議会議員としても公正明朗な回答を求め続けますので責任ある回答を求めます。

続きまして、今回仲南幼児教育施設の設計業者の選定方法であります。全くPFI事業の教訓が生かされず不透明な点が多く見受けられます。まず第1は、選定条件に請負料金が含まれていなかったようであります。通常請負料金は大きな選定条件の1つであります。これがないため一番高い設計料金の業者が落札されています。設計料金は選定には含まないと公募の際公表したのでしょうか。また、これだけの事業でありながら、最終この事業に応募した業者が3業者でありましたが、普通の場合8者から10者くらいの応募があっても当然と思われそうですが、少なかったり応募方法に問題があったとか検討し、再募集などしなかったのでしょうか。

次は、審査委員7名の方が点数方式で行っていますが、うち1名の方はその点数が1者に大きく偏り、それが落札に大きく影響したように受け取れますが、その方がなぜこのような点数をつけたのか、理由等をお聞きしたのでしょうか。この事業の設計料や審査方法は、さきの件と類似し不透明と言われても仕方ありません。町長のこうした姿勢は、また体質は一向に変わらず残念で仕方ありません。このような町政を続けていくのですか。答弁をまずお願い申し上げます。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんのPFI事業のきょうまでの反省点を踏まえて、仲南地区幼児教育施設の今後の課題についての御質問にお答えいたします。

まず最初の執行部が行いましたPFIに対する住民説明会でございますが、それは住民に我々説明する義務があるということで開催させていただきました。議会のほうへはそれまで特別委員会等々で説明させていただいておるところでありまして、今回のものにつきましては住民の皆さん方の一般向けの質問ということでございました。また、私もそれに対して答弁をいたしましたし、また専門的な弁護士の観点で話できることは弁護士さんのほうで話をさせていただいたところがございます。

まずPFI事業の反省点を踏まえての仲南地区幼児教育施設の今後の課題についてでございます。議員さん御承知のように、PFI事業とは公共施設の設計・建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、より質の高い公共サービスの提供を求める一方、国や地方公共団体の事業コストの削減を図るという、これまでの公共事業と違ったメリットの多い新たな方法であります。しかしながら、設計・施工・工事監督・完工検査の全てを受注者であるSPCが行うことにより、各種の工程において町や外部からのチェック機能が働きにくく無断変更が容易であることも判明いたしました。

さて、現在進めております仲南地区における幼児教育施設でございますが、この施設は合併当初より幼稚園2園の統合を行い、新たな建設が望まれていた施設でございます。町といたしましては教育施設の耐震補強を最優先に行い、大変遅くなりましたが平成24年度より検討に入り、その後、仲南地区幼児教育検討委員会の答申を受け、本年度公募型設計プロポーザルにより設計業者の選定を行いました。現在は設計業者より提案いただいた素案をもとに変更を加えながら基本計画・実施計画を作成中であります。先般の全員協議会においては、これまでの経過説明や部屋割の平面図案を、また2月の教育民生常任委員会においては、その後の図面等をお示ししたところがございます。

PFIの反省を踏まえてということでございますが、建築工事の発注方法につきましてはこれまで同様、一般競争入札で行いたいと考えております。当然ながら工程会議や検査時の職員立ち会い、また工事監理のチェックについて別途建築士への依頼も検討課題であろうと考えております。また、工期につきましては6月発注、翌年2月竣工を計画いたしております。早期発注となるため財源の確保が必要であり、3月の補正予算に上程させていただきました。仲南地区の幼児教育施設の建設予定地周辺は、議員さん御承知のとおり小学校・公民館・サンスポーツランド・町民ホール・農村環境改善センター・仲南支所があり、仲南地区の文教施設の中心地でございます。子供たちに最適な環境のもと魅力ある保育・教育施設を建設すべく全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。入札・プロポーザル方式のやり方等につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○川原茂行議員 ちょっと議長、答弁漏れがある。

○大岡克三議長 担当課長から。

○川原茂行議員 いやいや町長に。さっき問うた分の、何でどういう手続で弁護士を頼んだかと。町長が町民に答えるのが当然の任務やと思ってますから。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 どういう経緯で弁護士さんに頼んだかといいますか、このことについてはこの事件が起こりましてから、弁護士の先生にいろいろ相談をさせていただいております。町民説明会におきましても、当然私のほうも答弁をさせていただきましたが、弁護士さんのほうから答えていただいたほうが適切な部分については、弁護士さんのほうから答えさせていただきます。以上です。 (三好勝利議員着席 午後1時33分)

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど御質問の中にありました選定に当たって見積もりの評点がないというところがございますけれども、この点につきましては、国との機関における契約方式の概要というのがございまして、その中に随意契約、そしてプロポーザルでございますけれども、価格以外の側面を評価して事業者を選定するプロポーザル方式と、こういうふうになってございます。ただ、見積もりにつきましては契約等も必要でございますし、先ほど申しましたように同点となった場合には判断するところがないというところで徴取したわけでございます。

それと、応募が3者であったと、少なかったんじゃないかという御質問でございます。これにつきましては、ある市に問い合わせました。そこでプロポーザルをかけておったわけでございますけれども、そこで求めましたのは中四国で5者、全協でも説明させていただきましたけれども、5人の一級建築士の企業を求めました。そこで6者しか応募がなかったと。それほどなかなか応募がないというところがございます。そして、このたびは3者、県内事業者で3人の一級建築士、そしてある程度の実績というところで求めましたところ4者しかなかったということでございます。

審査員が7名ということでございまして、1名について点数に差があるということでございます。これにつきましては、その委員さんの率直な判断といいますか感想の点ではなかろうかと思っております。一応7名のうち6名の方がこの真鍋さんに対してすぐれていると判断されたと、こういうことではなかろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 課長、それで7名のうちで一番最高点とった方の得点のその理由というのが質問であったんですけども。

○尾崎学校教育課長 答弁漏れでございました。その得点差のある方について、どうしてかというところにつきましては、私どもは問い合わせは行っておりません。よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 13番、川原君。

○川原茂行議員 町長さんね、これやっぱり自治法に基づいて執行部・議会がこういう

場を持っておるわけです。町長の職務代理者といえば、地方自治法152条で定められておるわけですね。特別な場合を除き副町長が当たる、法の規定はそれ以外はなれないと、こうなっとなですよ。それが弁護士を呼んでくるというのは、あなたはおかしい。

もう1点、今回は弁護士が町長にかわり町民報告会で説明や質疑をしたことの町長の姿勢が町民への町長の職務放棄に当たると。先方から訴えられた事件なら弁護士の介入はあるかもしれないが、この場合では町民への説明は町長が行う。例えば弁護士に町長が聞くのはいいんですよ。聞いて答えるのは町長が聞くのが当然なんです。町民への誠意じゃないですか、それが。弁護士が答えるというのは法的におかしいんですよ。わからないことがあるのであれば町長が弁護士に聞いておればいいんです。聞いておって町民に答えるのは町長が答える。ここでうたわれております町長がいかなのであれば副町長が答えると、これ自治法もごじゃにしたら、もどうにもなりませんかな、これ。そうじゃないですか。この点、再度お聞きします。これも職務放棄、町民はそう見てるんですよ。ああいう会で弁護士が入ってくるんだったら、法は何や、自治法は何やとぐるりから言われますがな私が。弁護士がいかんって言いよるんじゃないん、弁護士に問わないかんがあるんだたら事前に町長・副町長、ちゃんと弁護士に相談しとってくれたらいいんです。それで町長か副町長が答えるのが町民への誠意であり、それが自治法なんですよ。それが私はおかしいと言いよるん、わかっただけですか。お答えいただかないかん。

続いて今尾崎課長からありました仲南の施設、これ私もいろんなところから資料引き出してきました。中立かつ公正な審査、評価の確保、プロポーザル方式、総合評価落札方式に至っては発注の恣意性を排除し、恣意性の定義は何かといえば、わがまま勝手の考え方、気ままに振る舞うこと、私見を入れること、これを排除しなさいと。そうでないと中立かつ公正な審査は評価はできませんよと、これうたわれとんですよ。ここが一番のポイントになってきとん、今回。幼保の場合は。これを排除しなさいと書いてあるのに、氏名は公表できない。もう1つは学識経験者にはこの理由をきちんと聞いて答える必要がありますよとうたわれとんですよ。あなた権力があるかわりに責任があるんですよ、これは比例しなきゃいけないんですよ。権力、権限ですね、町長には最高の権限があるんです。だから、最高の責任はとっていただかないかん。権限は使うけど責任は取らないでは困るんですよ。そこら辺の町長のお考えを伺います。

もう1点、続いて、私こんなに資料集めるの頭が痛うなりますわ。これがね、言われとるん。設計料の大小のみによる選定方式によって設計者を選定するのではなく、設計者の創造性・技術力・経験等、適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である。これは町長さんもそういうお考え。そこはいいんです、問題はその次なんです。この設計者の特定に当たっては公平性・透明性・客観性を確保するために技術提案者に対し、明確な特定基準を作成することや設計者の提案を適切な体制で審査することが必要である。この後にいわゆる学識経験者には十分なぜこういう得点になったのか、どこを重視したのか。基本的には単価が1対50%、あとの創造性とかいう

んな問題が50%、もしくは1対3か、そこらなんですよ、見る限り。それが得点が加味されてない。加点にね。その理由を学識経験者にきちんと聞いておるだろうと思います。学識経験者にきちんと聞きなさいというのが何ぼも出てくんですよ、ここへ。理由がはっきりせんことには、議会、我々納得できないんです。また、今のPFIと同じ轍を踏む可能性があるんです。こんなことで住民が納得できますか。私が理解できんのか、住民の方当然理解できないと思います。一番問題になっておる先ほど言いましたこの発注者の恣意性を排除する、ここが問題なんです。町長には権限がある、そこを排除しなければ公正な立場で話ができないじゃないですか。そこを町長どうお考えになっておるのか。この考え方は町長が最高責任者でありますから、先ほどのPFIの弁護士の件と続いて一緒に答えていただきたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まず第1番目の執行部が行いました町民に対するPFIに対する町民報告会でございますが、この中で私が答えたところ、また相談をお願いしておる弁護士さんが答えたところ、いろいろあったと思います。今回の場合、非常に大きな問題でもございます。今後どのように発展していくかもわかりませんので、私の答えられるところは答え、また専門的な見地で弁護士さんが答えていただいたほうがいいところは弁護士さんに答えていただいたところでありまして、住民に対しては誠心誠意対応していったと思っておりますし、地方自治法に抵触するような問題では私はないと考えております。

また2番目の仲南地区の幼児施設のプロポーザルでございますが、これは先ほど尾崎課長さんからも説明させていただきましたように、恣意的な問題が含まれておるとかというような発言がございましたが、こういうようなことは全く我々ございません。それぞれ専門家の方、また学識経験者の方いろいろ、特に一級建築士の方に関しては、町内の方に入ってきていただいて審査していただいたところでございまして。第1次審査の結果、3者が応募していただいたと。第2次のプロポーザルにおきましては、それぞれ提案をいただいて、そのときについてはそれぞれの採点基準というのも3人の業者の方には説明をさせていただいておるところであります。これに対しては、私は全く問題がないと思っております。

○大岡克三議長 13番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長は問題ないとおっしゃるが、あなたもまんのう町の最高責任者なんです。住民がそれはおかしいと、議会もおかしいと言います。当然、私が先ほども言いましたけども、弁護士さんが来るのであれば、弁護士さんに事前に内容をきいて、お聞きするのが私はいかんと言います。町民に答えるのは町長さんが答えるのが当然だと、弁護士が答えるべきではないと、こう言います。私は、それは町長さん違法でないと言うかもわからんけども、これ徹底的に私もまた研究してまいります。私はおかしいと思っております。これを根幹をめいだら、自治法でおかしなことになれば、執行部と議会との仲がうまくいかないのわかつとんです。どっちかが自治法を守らなったら、も

うこれはわからんようになる、ごじゃになってしまいます。現実の問題としておかしくなっておるわけですから、今町長さん中学校の問題、おかしくないとは思ってないと思うんです。町長さんもたびたび言われておるように憤慨されておることは口にされております。だったら、なぜ訴訟しないのかと。我々議会は特別委員会を設置して、順次今段取りつけて前向いて特別委員会ほとんど全員の方で行ってます。執行部は何をしとるんですか。現時点において、執行部が進展する材料があるんだっただけ言うて下さい、あれ解決する方法が。どういう体制で、執行部はあれを町民の理解できるような施設にやっつけていけるのか。第三者委員会は特別委員会が設置して前向いていってやる。これは時間がかかるから、なかなか一朝一夕に前向いて動いてないもどかしさも確かにございます。でも執行部、町長以下皆さんどういふ考えであれを対応するんですか。町民の方大変だと思いますよ、これ。あのままガタガタ言っただけで長引いておかしくなったら執行部だけやない、当然我々議会も責任はあるわけですから、議会特別委員会も必死なんです。我々から見たら町長さん以下執行部の方が、私だって精いっぱいやっつけようかと言うんであれば、訴訟なりいろんな方法あると思う。なぜやらないか。答えが見えない、私は全力投球してますって言うても、答えが見えんもんを、どこまで我々が信用していいかわからないんですよ。そういうことを踏まえて、まだ私時間ありますけども、あんまり言うても仕方ないんで、私は町長さんの先ほどの答えの中で理解しにくい点は、最後に言いますけど、仲南の幼児教育施設の設計者の選定は、答えてください。継続審議にできるのかできないのか。このまま突っ走るのか、それとも再度もうちょっと議論する余地があるのかどうか。

これ最後になります。後で問題が生じれば、議会も責任が問われることになるわけですから、私真剣にお聞きしておるんです。このまま行って間違いないと、間違いはないんであれば町長に責任を取っていただかなんたらいかんということになるんです。議会の意見は聞く必要ないというんであればですよ。ただし、我々がこうやって一般質問の中でいろんな問題点、過去の不祥事のことを参考に仲南のことも考えよるわけです。この二の舞になったら困るんですよ。だけれどもそれは聞く必要がないというんであれば、それはいたし方ない。もう、町民に訴えるしかないんですよ。町長、質問にきちんとお答えいただいて、私はもう時間いっぱい使いません、終わります。明確にお答えいただきたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、町民説明会において住民の皆様方にPFIについて説明をさせていただきました。私も説明をさせていただきましたし、専門的な見知では弁護士の先生に説明をしていただいたところでございます。

また、今回の仲南地区幼児施設の状況でございますが、プロポーザルにおいて業者選定がなされたところでございます。その選定過程においては、全く私は問題はなかったと思っておりますし、議会の意見と言いますか、私は川原議員さんがおっしゃっておられる意見の1つかなと。議会全体の意見というふうにはちょっと私は考えておりませんし、議会

の中でも一つ一つ手順を踏み、また教民の委員会でもいろいろ説明をさせていただいて進めております。議会とも十分今後相談しもって前へ進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川原茂行議員 議長、学識経験者の意見書を出してもらえないですか、学識経験者、仲南の問題について。

○大岡克三議長 それについては、また議会運営委員会等でも協議はしますけども、ということでしょうか。

○川原茂行議員 私は、それは一般質問で求めておきます。

○大岡克三議長 以上で、13番、川原茂行君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

11番、三好勝利君、1番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 私の質問には心がこもっておりますから、町長十分お聞きの上、的確に判断をお願いします。

3点ほどですけど、非常に難しい質問はいつも申すように全然ありません。非常に簡単ですけど皆さんが気がついてないから、私が提案してこれはどうだろかという質問でございます。3点ほどでございます。道路関係と教育長に幼稚園・保育所の関係の質問、それと3点目は先ほど来、自治会と関議員さんですか、高篠地区の方が自治会の運営に対して言っておられますけども、それに関連した質問でございます。非常に簡単な質問ですからゆっくり聞いてください。私の質問は簡単に質問しますけど、答弁はゆっくり長く皆さんにわかりやすく、我々にも町民にもわかりやすく説明してください。それを十分お願いいたします。

まず1点といたしまして、町内道路の改良についてでございます。前々から言っております、この一番メーンの交差点、四条交差点の改良について再三再四お願いしております。非常に難しいのはわかっております。ややもすれば大きな事故につながります。朝夕の集団登校・下校のときのあの状態をこの中で何人が見ておりますか、何人が。私は何回も現地に行って視察しております。50人、60人、ややもすれば80人くらいがあそこで生徒がだんごになって信号を待っております。もし、あそこへ信号を曲がりながら、最近携帯電話しながら非常にたくさん運転しておる者がおります。もし、その車が間違っただけの中へ突っ込んだ場合、どのような状態になるか皆さん考えたことありますか。教育長も考えたことありますか、町長もどうですか。建設課長考えたことある、ということ。あそこ通って、ただ単に通って、ぼっと通って、ずっと信号見て通るんじゃなくして、その当時当時で、やっぱり赤信号の場合、青になって矢印の信号の場合どのように車が通るとるか考えたことありますか。私はしょっちゅうあそこに行って考えておりますから。そういう中で、あの交差点の改良は半分、東側は銀行のとこと農協のところでできております。ただ、西側の交差点の角っこ、非常に密集地で昔からなっておりますから。ただあそこの

改良を早急にというのは、私は合併してからずっと言い続けております。非常に難しいのはわかる、難しいのはわかっとるから議会で追求しとんどす。簡単なことだったら議会で追求することないんですよ。それが1点。

それと最近非常に高齢者の運転がふえております。高齢者もけさほども免許返納すればデマンドタクシーの回数券とか温泉の回数券とかいうのは以前からも言われております。そういう中で3カ所、4カ所、5カ所ほど感知信号にすればスムーズにいくという場所があります。これも皆さん考えたことある方おったら何人おるか手挙げてくださいよ、本当に。これも前々から言っとんどすよ。全然車がおらんのに赤になる、これ不合理でしょうが。全然車がおらない。ややもすれば、しばらく車が通らない、それでも赤になって待つとる。片方は国道ずっとつないどる、片方1台もおらん。恐らく気がついてないでしょうから、まず場所を提案します。まず1点目として仲南小学校から南へ下って南東方面、郵便局のほうへおる3差路の交差点、わかりますね。杉原さんとこの家の前の三差路です。あそこなんかもやはり感知信号にすれば10対1か10対0、5くらいの比率です、一遍調べてみてください。

もう1カ所は一番多いJA十郷、今仲南支所になってますけど、あその三差路、片方は32号線です。その32号線ちょっと南の、今大きな工事をやっております。不合理にも一部の地権者の強引なる反対で設計変更なされて、相当幅広くやっております。非常に残念ですけど、これも一部のほんの一部の方の反対でああいうようになっておるんです。こういうのはやっぱり国会議員にお願いして、やはり法改正でもしてもらって、絶対的というんだったら大きな何百坪、何千坪じゃない、わずか何十平米ですよ。これができないから、ああいう大きな余分な金をかけとんどすよ。こんなんはやっぱり考えたことありますか。地域から県会議員、代議士は何のために出しとんどすか、何のために。名誉のためじゃないですよ。我々の生活を守ってもらうために、県会議員、代議士さんに出てもらっとんどすよ。その下の地域を預かるのが我々町会議員なんですよ。我々の意見が通らんだったら何のために議員がおるんですか、よく聞いてくださいよ。ほんである方は署名を持ってこいと、署名を持ってくるんだったら議員は要らんのですよ。我々議員も少なからず県会議員、国会議員も全て皆さんの署名で活躍できとる、町長もそうですよ。町長も無投票やからええけど。我々は少なからず何人かの投票によって、サインによって、ここで活躍しとんどすよ。俺がするってできる問題やないんですよ、これ。ですから、署名なんか要らんですよ。あその三差路でも調べてみてください。10対1とか100対10くらいですわ、ラッシュのときは。それでもやっぱり皆待ってる。トラックの運転手に聞くと、おまえんとこの町はどんなに考えとんやと。我がところの通る者おらへんじやろと、ちょっと考えて行政やれよ、道路行政をと言われております。以前から再三再四これもやりました。ある方に頼むと地域の署名を持ってこい、署名を持ってこなければ通用せんのやったら議員をやめてくれと私は強く言いました。

それともう1点は、これは後からつけ加えたんですけど、佐文の大倉工業団地がありま

す、すばらしい団地。これも仲南地区からやって、農山村工業導入法を利用してやった立派な会社です。全て満タンになっております。町長の説明を聞くと、あの地下タンクを旧仲南時代に無償提供して水があるから来てくれたんだと言って、本社工場移っております。立派な工場できております。相当従業員がおりますから、朝夕のラッシュが非常に混雑しております。というのは、夕方会社が引けておりてくるとき、わかりますか。あの国道に出るときに、一旦会社員が出ると東西は完全にストップになるんですよ、しばらく割り込みができませんから。それは町内の方よりか、むしろ町外の方から苦情を聞いております。私は幅広い友達がございますから、観音寺から高松まで友達がございますから、おまえんところちょっと考えてやれよと。これは初めての提案です。これは恐らく町サイドとしては国交省に交渉すると。国交省に国道ですから交渉するのはわかります。あの入り口のエリアをこしらえたのは旧仲南時代にあのエリアをこしらえたんですよ。ですから、その辺は十分認識していただいて、あそこに早急に感知信号をつける。それとさっき言いました J A 十郷のところに感知信号をつける、それと仲南小学校からおりたところに感知信号をつける。あの仲南小学校からおりた変則のところに全然交差点もないところに信号を町長にお願いしてつけました。合併当時を思い出すでしょ、あの信号見て回ってのりを切らずにやったでしょ、天板はねて。覚えとるでしょ、ああいう即断の決断力があればやろうと思えばやるんですよ。やる気があればやれる。そういう点でまず 1 点目、この道路改良について、そういうばかみたいなこと言うなというか、早急にやってみようかと。まあ、四、五年たつかというのを即返答していただいて、また次の 2 点目に移ります。どうぞお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの町内道路改良についての御質問にお答えいたします。

四条交差点の改良と仲南地区の交差点に設置されている信号機の定時信号機から感知信号機への変更についてでございます。

1 つ目の四条交差点の改良についてでございますが、この四条交差点は県道高松琴平線と県道まんのう善通寺線の平面の交差点であり、香川県が管理する道路であります。すぐ南に四条小学校があり、児童の通学路として大勢の児童が通学いたしております。また役場、商工会、公民館、農村改善センター等公共施設が近くにあるため、一般の歩行者も大勢通行しておるところでございます。車両の通行にいたしましても国道 3 2 号バイパス、県道炭所東琴平線等から多数の車両の通行がございます。特に国道 3 2 号バイパス全面開通後は、今まで以上に交通量が増加しており、歩行者の安全性を考えると交差点の改良は大変重要であります。特に交差点の西側にあっては、歩道部分も十分な幅員が取れておらず、児童が通学する際に危険な箇所であることは承知いたしておりますが、県道の交差点改良に当たっては、県は現在町内で数カ所事業を実施中であります。また、この事業の実施に際しては、地権者の皆様方の御協力もいただかなくはなりません。いろんな面等他の地区との調整を図りながら、今後とも粘り強く県のほうへお願いし、町としても全面的改良には協力していきたいと考えております。町といたしましても危険な交差点でありま

すので、県に対して早期の事業化を強く要望するとともに、現状が危険な箇所については、香川県はもとより小学校・教育委員会関係機関とも協議して、早急に今できる安全対策をまず講じていくことも必要であろうというふうに考えております。町といたしましても通行の安全を図るため、県と協議して事業の円滑なる推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仲南地区にある三差路の交差点の信号機の定時信号機から感知信号機への変更でございますが、三好議員さんの質問の箇所については国道・県道と交差している町道側の信号機の感知信号であり、どちらも国・県道ですからそれを常に優先し、町道からの進入を感知信号にすることで双方がスムーズな通行を確保できるというものだと思います。実際、他の町道において感知信号になっているところでスムーズに通行できているところも現実にはあります。ただ、信号機の設置、設定の変更等につきましては、香川県公安委員会が実施する年2回の現地診断において、香川県公安委員会と道路管理者、また地域の関係者等が合同で現地協議することが必要であり、道路の通行の安全性の確保等を考慮するのとあわせて地域の実情等の意見聴取も行った上で判断が下されます。このようなことから、関係者とも十分な協議を行い、現地診断時に申請してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 さりと説明されましたけど、町長さんが言われる年に2回の交通診断、これは重々承知しております。今まで信号機でお世話になって5カ所ほどその診断に立ち会い、ただ診断に来ていただくのは10時ころから3時、一番交通量の少ないときに来ていただく。もし何だったら早朝の出勤時間、それと夕方の引けどき。これを言うたら公務員は朝の8時から晩の5時までやと、それは当然わかっております。それで何で診断ができるんですか。公式機関も県もやっぱりその辺の感覚が甘いんですよ。自分の仕事場放棄して、なげうって、何十人行きます。あるところで信号の診断を5年ほど続けてやっていただき、やっと完成しました。これも町の担当者が本当に熱心にやってくれたからです。やはり、やる気があってやる職員がなければ何もできません。私も恐らくだめだと思ったけど、最終的にできました。1回診断は来てノーと言うサインを送ると当分の間は来ないそうです。毎年状況は変わっておるんですよ。これやっぱり県の方もやはり地域の県会議員を通じてお願いしてやっていただかなければなりません。もしこの四条の交差点が無理だったら、担当には失礼だけど、この夏恐らく知事さんが改選になる予定です。ことしだったか、来年だったかな。やはり人間この改選前にお願いするが一番よう効くんです。この丸亀三好線だって最終的にどうしてもだめや、前の担当課長20年かかる言うた、20年。ぽかぽか言う担当がおったら困るんですよ、はっきり言うて。そのときの担当課長は地域のことを、本当にニーズを把握して真剣に取り組んでもらう、だったらできます。ですから四条の交差点も何年も言い続けて解決しない。もし、以前やったような同じことを繰り返したくないですけど、今度の選挙前に請願書を書いて地域住民一同ということで

請願書を書きます。それには町の担当も了解してもらわないかん。つい最近もバスで白峰山のほうへ健康づくりで行く行事がありましたので、ちょうど土木事務所がありました。そこへ行って、ある丸亀三好線の提案したことをお願いに行きましたよ。広いところ、この議場くらいのところで10人くらいおります。所長おり、次長おり、担当課長おり、何とかいう5人くらいが来てくれました。そのときもちゃんと申してあります。担当課長に言わずに直接行ったから、それはこらえてくださいと、ようおいでいただきましたと。全部図面を広げて、わかりました、全面的に責任を持って改良しましょうと。整備局でもどこでも直接行ってお願いすると、皆さん心の温かい人間ばかりおります。ここで叫んで、うんうん言うたって、だめなんですよ。やっぱり直接行って、現地へ地図持って、請願書持って行ってやらなければ。

そういうことで、この町道交差点このまま行けばあと15年も20年もかかるかわかりません。もし、その間にああいう大切な子供さんが事故に遭えばどうなるか。早急に解決してください。それと感知信号くらいだったら年に2回の診断を、町長よく言われる。このくらいの簡単なこと、診断を受けんでもやれると思いますよ。機械の操作だけですから、聞いたら簡単にできるんですよ。その利便さじゃなくして、このまんのう町内を通る町外・県外の方がどういうイメージを持つか、まんのう町に対して。私はそこも言ってあるんですよ、ただ単に便利だからじゃなくしてね、やはり通行する方がまんのう町内はちゃんと感知信号とあれしてスムーズに流しとる、やっぱり温かい町やなということを売りもんにするわけです。それも考えとるんですよ。ですからその辺を十分管理してください。大倉工業の手前のあのヴィスポから出てくるところあるでしょ、あれこそ感知信号要らんじゃないですか。みんなトレーニングや言うたら半分遊びに行っとるんですよ、仕事やないです。幾らでも待てます、あそこで。あそこができて、何であの大倉工業ができんのかって、皆さんが心配しとんです。それも我々地域の方、それから担当者もその辺は十分把握して会社と協議して、会社からも請願書出させて、県のほうへアピールする。現に交差点で赤に塗ったりブルーに塗ったり変則のサイケ調の交差点でやったでしょうが、改良して何億もかけて。あのおかげで60年ぶりに交通死亡事故が激減したんですよ。そういうのも踏まえて考えて行政してもらわないかんです。ですからぜひその現地診断を、町長さん、我々は部分的ですけど町長のほうは無投票ですよ、2万人の代表しておる2万人の。それを十分考えてこの信号に早速新年度で予算組んで取り組んでください。それを再度やるかやらないか返事をお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

信号機の設置、また四条交差点の改良についてでございますが、これは先ほど申しましたように、あくまでも県道が絡んでおりますので、県のほう、また警察のほうとも十分相談して早急に解決するように働きかけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 さすがに無投票で頑張っておられるだけあります。また、最近ある事務所もできておりますけど、素晴らしい場所にできております。ある方いわく、最後の仕上げをするのはおらが見てやるというところで、あの前に事務所を構えた、立派なもんだなという評価もいただいております。わかります、意味が。最後のセレモニーをする場所の前に事務所を構えておる、さすが立派だなと最後の最後まで俺が面倒見てやるという解釈しておる方がおられます。この交通の信号に対しては十分いただきましたが、ぜひとも守ってくださいよ。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて2番目の質問を許可いたします。

11番、三好君。

○三好勝利議員 2番目に入ります。2点目はこれは教育長にお願いします。最近ですけど町長・副町長、先ほども言っていましたけど、相談に行ってもやはり我が町は教育長がおるから、立派な教育長おるから教育関係においては全て教育長に任してあるから、向こうから相談来るんだったらええけど、こっちから口出しできんという町長・副町長の言葉をいただいておりますから、教育長十分お願いしますよ、最高の責任者ですから。

非正規雇用、臨時職員の職域による賃金は皆同じかと。これは教育委員会だけで結構です。一律かそれとも部署によって異なるのか、全ての職域において見直してはどうかという点と、教育長の項目2つ3つあるけど続けてやりますから。

その次に保育所・幼稚園の現場の通常経費わかるでしょ、通常経費。あの大きな屋根をかえとが廊下つけかえとかいうんじゃないかと、ちょっとしたパソコンの紙を買うとか、ちょっとしたペンを買うとか、夏やったら蚊取り線香買うとか、そういう軽微な細かい物件です。これも聞いてみると一回一回ここまで来てお願いせなんだら、たった1,000円や2,000円のもんお願いせなんだら買うてくれんと。ほんなら園長、自分で買うたらええやないかと、いやそんなことはできん。ある地区では、網戸やったら3年かかった。あの場所は何ででけんのやと言うたら金がないからできん。金は何ぼ要るんやと校長に聞いたら30万。もうばかみたいな話しとんですよ、現場で。本当に事実ですから、これ。私全部行って現場調査してますから。教育長、そういう不合理なことをせずに、現場で要るのは、先生の車かえてくれ、先生のあれ買うてくれというんじゃないかと、経費は全てその通ってる幼稚園・幼児・小学生・中学生のために使うお金ですから、おわかりいただけるでしょ。そういうものはある程度、大きな金額はだめですけど、ある程度の金額は教育委員会で決めてもらったら結構です。決めて幼稚園の園長やったら園長、所長やったら所長、小学校の場合は県の管轄ですからあんまり言わんですけど、そういう現場の必要な経費は、ある程度は現場に任せてやってくれんかというのが私の意見です。というのは、園長・所長単独じゃだめです。それじゃPTAの役員、そういう関係の方が3名ぐらいか4名ぐらいか合議して、この品物がどうしても欲しいなと、よしほんだら、もうあした買う

て請求書は教育委員会回しとけと。そういうふうになれば、わざわざ来なくていいんです。もし園長がその微々たることでこっち来ておる間に、もし何かあったらどうするんですか。大概少ない人数でやっとなでしょ、ぎりぎりいっぱいどこも。その辺はやっぱ現場を、教育長、十分把握していただいて、現場の声を大事にする。ややもすれば現場の者はびりびりびりして、上行ったら怒られ、議会のほうに気遣い、PTAに気遣い、学校の先生やれんですよ、これ。その辺はちゃんとやっぱり信頼して、この程度だったらいいでしょと。それで請求書やって、監査の場合はちゃんと行って年に2回ほど監査するわけですから、ごまかしは絶対にきかんのですから。そういう点はもうちょっと開かれた教育、開かれた現場という、やっぱり常において、教育長、教育担当者、よう聞いとってよ。そのぬくもりですよ。それはね、感銘受けたんは先日2日続けて森のコンサートあったでしょ、あのとき教育長は2回ともあのオーバー着て、入口でお客さんを迎えとったですね。2日とも教育長おったでしょ。教育長何ですか言うて、私は所管ですから、お客さんファミリーも来ていただいたんだから挨拶するんです。これ立派ですよ、本当、私感心しました。もし、やったら、この中で30名おるんだが、あの2日のコンサート行ったん何人おるかですよ。もう手挙げて恥さらせ言いませんけど。そういう町を挙げての催し物、全般が関心持って協力せないかん、はっきり言うて。本当に私は感銘を受けました。そういう教育長ですから、私の言わんとすることは十分わかっていただけたと思います。ですから賃金は一律か、それともやっぱり子供さんをだっこするのに免許持っとなですよ。それだけの町で定めたラインがあるでしょ、それで押し通すのか。現場の給食・食事をつくるのに、それも同じように押し通すのか、そういう点です。今後どういうふうに考えていくかというのは、教育長さっきも言われたように、5月から拝命して結局1年たって、新年度から本領発揮する時期に来てますから、その点を教育長の見解として私の質問に教えてください。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。 (川西米希子議員着席 午後2時25分)

○斉藤教育長 三好議員の質問にお答えしたいと思います。

三好議員の質問につきましては、臨時職員の職域における賃金は一律かそれとも部署により異なるのか、全ての職域において見直してはどうかというようなお考えだろうというふうに思います。基本的には、賃金につきましては総務課の管轄に入るわけですが、町で決まっております規律に従って、職域ごとに賃金というのは決められております。また、臨時職員につきましても、正規職員との関係を考えてきちっとした基準を持ってやっております。それを踏まえた上で教育委員会としては、どういうふうな考えを持っておるかということについてお答えしたいと思います。

臨時職員の賃金の見直しについての御提案につきましては、現在教育委員会に係る臨時職員というのは、保育所におけるパート勤務やフルタイムの勤務の臨時保育士が32名、幼稚園におけるパート勤務やフルタイムの勤務の講師が12名、給食調理場の臨時調理員が25名、それから小中学校の町講師が4名、臨時の用務員が4名、公民館等の臨時職員が11名、合計90名の方々が臨時職員として働いておられます。職域による勤務形態の

差というものはあるんですけども、勤務の内容については、正規の職員とともに子供たちの保育や教育・調理などの各職域において、時には正規職員と同等の仕事内容や時間・責任を果たしていただき、教育委員会に係る業務運営に大いに貢献していただいております。いずれの職域におきましても、将来のまんのう町を担う子供たちを育てるという役割の一端を担っていただいております、その責任と貢献に応じた待遇改善をすることは必要であるという認識のもとに、これまでも教育委員会として配慮に努めてまいったところであります。今後におきましても、町内各職種の待遇や周辺市町の状況などを見きわめながら適切に対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、保育所・幼稚園の現場の通常経費についての御質問をいただいたと思いますが、それにお答えいたします。保育所・幼稚園・小学校・中学校の教育に係る予算につきましては、議員御承知のように各教育機関から出された教育予算要望書に基づいて査定し、決定された予算の執行については各費目ごとに適切に執行していただいております。とりわけ議員御指摘のように、軽微な物品の購入につきましては、現場における必要性の判断を優先して執行することができているものと認識いたしておりますが、なお一層、各現場の意見が反映されるような予算の執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○大岡克三議長 11番、三好君。

○三好勝利議員 教育長の答弁でわかりましたけど、予算ぐらひは、私も二十数年、頭は悪くても議員させてもろとんですよ。現場としょっちゅうコンタクトやっております。私が言うたでしょ、全て現場を見てから私は判断しとんですよ。抽象的に言っていないですよ。生の声、PTAの役員の声、全て聞いてやっとなんですからね。少額な備品の経費云々、それぐらひは教育長言わんでも私全部わかってます。ただ、その中で大まか、例えば軽微な分は一々こっちへ来てお伺い立てんでも現場で処理して、担当課長、よう聞いとってよ。またこれくそ理屈げなこと言いよるという顔しとるけど、よう聞いとってよ。軽微なものは現場でやりなさいと、判断して。余分なジュース買うてくれ、あれ買うてくれいう園長も所長もおりません、PTAの役員も。絶対要るもんを一回一回稟議通してお伺い立てて、また帰ってきて何を買うたんかと。もう本当に、こんなもんでも本部行かなんだら買うてくれんのか、園長、自分で買うたらええやないか、それくらい言うたら、そういうことは困ります。それやったら私がこうてやってもええけど、また人がいらんこと言うからだめですけど、そういうあれを私は言っとるんで、大卒の予算がついたら、それぐらひは私わかってます、教民で審議してますから。けどね、例えば大体これぐらひ前年度比べれば備品があるわけですから、それを調べとって、その範囲のやっぱり予算を組んでおいとって、一々補正組まなくてもいけるでしょ。私はそれを言っとんです。だから新年の予算がどうかそんなことは聞いておりません、それは教育長の判断でね、やはり教育長ですから、町長・教育長と長は2人しかおらん、議長と。そうでしょ。教育長の判断で、これやっぱ

りやっていたきたいのが私の願望です。それに対してできるかできないか、できんのだったらまたほかの方法を考えますから答弁をお願いします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

現在、私が先ほど答えさせていただいたものは、ある程度予算の大きなものについてはいわゆるその伺いを立ててやっておりますが、議員さんおっしゃるような軽微なものについては、いわゆるその園長さんの年度当初の予算の範囲内で執行していただいておりますというふうになっておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。そういう方向で私も考えております。

○大岡克三議長 2番目の質問を終わります。

○三好勝利議員 いやいや、これで、いまの2点目は教育長に再度いただいたから、またそれでやってやるということで結構でございます。次。

○大岡克三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 3点目は家庭ごみ収集について。これも簡単、こんなの本会議で言うような問題と違うん、町長聞いてよ、担当課長が言うたらこなん済むことなんですよ。ごみの減量、先々回ですか、若い議員がいいこと言いました。ごみゼロ運動。できることとできないこと、山奥のね、言うたら仲南地区の奥部と琴南地区の山奥に入ったとこと、この町場とは一口にはいきません。広い町ですから。そういう中で、ある地区ではさっきも自治会に入れと言うて盛んに言っておりましたけれど、非常に大事なことやと思います。この問題を自治会に入っていないからごみを収集しない。自治会でなかったらごみは取れん、まんのう町か。こんな不合理なこと言うから住民から不満が出るんですよ。まんのう町にどんどんいらっしゃい、いらっしゃい、新しく来たけどごみは自分で持っていきなさい。こんなばかみたいなこといつまでやるんですか。担当課長もよう聞いときなよ。今そういうふうなもんができておる。あのごみステーションまで、朝若いお母さんが忙しい中、2回ごみ袋に入れて乗用車で持って行って、中に汁が漏れれば臭くなる。こんなこといつまでさすんですか。町長は私がこれ出した後で書いたんでしょ、週に2回の分をやりますということを言っておりますけど、週に2回全部でなくてもええんですよ。ほんだら担当は不公平になると、不公平になりはせん。奥のほうはデマンドタクシー、琴南においては6,000万も7,000万も交通弱者に対する補助金をつけておるんでしょ。この辺は恩恵がないでしょうが。それを説明したら住民は納得するんですよ。ただ単にごみ1つだけで考えるから、総合的に考えてくださいよ。奥のデマンドタクシー、本当に喜んでます、弱者は。この辺ほとんど使ってませんよ、皆自分乳母車押ししょんのに。その辺を説明したら理解できるはずですよ。何でもかんでも逃げ切るんじゃなくして、LEDの問題、担当課長があればどこやかまし言うて、地元で負担せえ、あれせえ。地元の負担し

たら要らん。つけたら電気代がいる、うちの前は子供通らんいう人が、電気消してくれ。そういう不合理なことやとったけど、やと目覚めて補助金をもらって全部LEDにしました。立派になってます。ある町は聞いてみたら切れたところからつける。かわいそうな町やのと私言うてやりました。うちは全部一発でやっとな。LEDが切れる時代ですから、聞いたら10年間は保証すると、全てにおいて保証すると。電気代これこれ、ほんとに微々たるもんですから。これぐらいで全町内が喜ぶんですよ。これがやはり町長、行政手段やないですか。ごみなんか全部集めたらたまらんですよ。あの奥まで週2回も行くから。ですから、あの地区はデマンドタクシーで生活をフォローしてます。バスでフォローしてます。お願いします、言えば絶対に守ってくれる。いかんかったら私直接行って頭下げてお断りして歩きますから。全部町内に2回すれば金はたまらん、こんな広いところ。この新興住宅街、置く場所がないところ、納屋もない。小さいアパートで玄関もない、置くところがないから家の中置いとる、臭い。ですから週に2回というのが定番なんですよ。この辺も担当課長、よう聞いとときよ。だから不公平じゃない。不公平というのは、奥のほうのデマンドタクシーにどんどん税金を使うて、この辺の人不公平やないかと言いますよ。そのかわりごみを週2回にしましょう言うたら、フィフティフィフティできるでしょうが。やっぱり頭を使う。我々は知恵のないのが頭を使とんやから、皆職員は立派な頭脳を持ってるんですから、それを考えたらできる。考えたことないでしょうが、それ私が言うまで。町長さん、そういう奥のほうはデマンドタクシーとかそういうのでバスの補助金つけてやとるけん、この辺はそういうの使とらんから、ごみの分だけでもちょっとアップしてやってくれと言うたらわかります。これは知恵ですよ。絶対自治会長には言ってください、納得してくれるはず。ですから、そういう行政をやって自治会に入とらんからごみを集めない。それも聞いてみたら、ごみかごは、わしらで買うたんやと。あの街灯と同じ、あのごみかごぐらい買うたつてしれとるでしょうが。それを全部町で仲南地区みたいに提供してあげんからこうなるんですよ。我々買うたから置かさん。隣近所見て、おまえらどこでも持っていけ。こんな不合理なことはやはり行政の指導が足らん、行政が地域に対する心のぬくもりが足らんですよ。総務課長よう聞いとってよ、足らんですよ。だからこういう結果が出る。それに対して町長さん、ちょっと担当課長言うてもあれやから町長。もう時間がない。詳しく説明してください。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの家庭ごみ収集についての御質問にお答えいたします。

まんのう町では燃やせるごみを週に1回、燃やせないごみは月に1回、それぞれ地域のごみ集積所で収集いたしております。また、資源ごみにつきましては月1回、住民の皆様が集積場に当番を配置され、適正な分別収集作業に御協力と御理解をいただいておりますことに改めて感謝申し上げますところでございます。

合併以降における本町のごみ行政の考え方といたしましては、可燃ごみでは生ごみ処理機の補助などにより自家処理を推奨しながら、ごみの減量化に取り組むことで週1回の収

集を続けておりますが、生ごみを含む燃やせるごみ収集に関しましては、夏場ともなれば環境的に不衛生となるため四条・高篠地区を中心として収集回数の増加を求める声が大きくなってきておるところでございます。このことから、県下の自治体の動向を調査いたしましたところ、ほとんどの自治体で週2回収集が行われておりますことから、本町といたしましても衛生面を考慮したごみ収集体制の再検討を行うこととして、前向きに取り組むことを担当課長に指示したところでございます。また、これに関連して住民からは週2回が無理なら限定的でもよいので受け入れ場所を設けてほしいという御意見も多く寄せられたことから、本町といたしましては早急に対応できる暫定的な仕組みとして、この4月1日から当分の間、長尾地区にある資源ごみ集積場のリサイクルステーションまんのうにおいて、毎週火曜日と金曜日の午前7時から午前8時半までの間に限り、燃やせるごみと燃やせないごみの受取所を開設するものでございます。

なお、3月号の町広報とともに各戸に配布いたしておりますごみ収集日程表に受取所位置図を付して記載いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。このことについては、あくまでも暫定的な措置でございますので新年度早々にも全町的な可燃ごみ収集のあり方を調査研究し、費用対効果も考慮しながら効率的な2回収集方針を御提案させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君、再質問を許可します。

○三好勝利議員 町長の答弁でもやっぱり理解ができません。なぜか言うと2回はこの重点地区でええ。奥のほうは何とかすると。そのかわりデマンドタクシーでも1便でもふやしてくれと言うのが奥の意見です。そういうバランスのとれた行政をやれば不平不満は出んのですよ。ただ単に、あの奥まで週に2回でどうするんですか、ごみちよっとの。担当課長もよう考えときなよ。だから一律と言ってないでしょ、この重点地区、この四条地区、高篠地区、新興住宅街においては置くところがないから週に2回してくれと言うんです。それもごみステーション、町内会入っとらんのに置かさん、こんなのどこかの国みたいなこと、今大河ドラマでやっとなる織田信長みたいなこと言うてもいかんですよ。やはり長尾ステーションへ持っていくんじゃないかと、高篠やったら高篠、四条地区の不便なところは、どっか場所借りて当分の間できるまででも、町がごみのかごですか、無償提供して何とか解決方法、その間にまた自治会の会合のときやったらええじゃないですか。私は一律と言ひよれへんですよ、何回も言いますけど、一律にする必要ないでしょ。奥のほうのひとり住まいが50軒あったって、ひとり住まいのところは20軒くらいあるわけです。その人らは週2回も出すの面倒くさい言うてますがな。生ごみを田んぼに掘って埋める人もあるし、そういうところへは今補助金出して買い物支援で若い後継者が行って喜んでもらっとるんではしょうが。そういうところで差し引きしたらいいんですよ。やっぱり担当が十分知恵を出して、知恵を出して、知恵を出してやればやれるんですよ。別に一律言うてないですよ。だからその辺はそういう買い物支援に対する補助金つけて喜んでもらっとるでしょうが。この辺はないでしょ。だからそこら辺は週2回集めて、奥は別の分のサービス

をしましょう、それでバランスがとれる。その辺はちっと考えてもろて、ただ単にしゃくし定規じゃなくして周辺の町云々、さっき教育長も町長も言われた。周辺は周辺、本町は本町、まんのう町はまんのう町独自の特徴を持たしてこそ外部から入ってくるんですよ。どこ行っても同じかと、ほなやめろかと。まんのう町においてすばらしい恩典があるなどいうので、近隣町から今入ってきとるんです。その辺はやっぱり十分考えていただいて、あの時計見よったら頭に来るけん見んけど、そういう点で、町長、再度その約束をしてください。週2回全部するもんか、それともやっぱり部分的に頭働かして十分配慮して不平不満を解消するのか、それ最後お願いします。時間がないですから。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

確かにそれぞれの地域の事情があると思いますので、そういった地域の事情も十分考慮して回収に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三好勝利議員 もう時間がない。結構です。さすが、無投票で出とるだけのことはありますわ。ぜひともお願いしときます。

○大岡克三議長 以上で、11番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で15時00分まで休憩といたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、白川年男議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

7番、白川年男君、1番目の質問を許可します。

○白川年男議員 白川です。議長の許可を得ましたので、この年度の最後の一般質問をさせていただきます。私は満濃中学校についての総括ということと、農業問題について町の所見を伺えたらと思います。

最初に満濃中学校についての総括。平成25年4月竣工した本校舎は、体育館の内壁の壁厚9ミリにすべきところを6ミリにの問題、また校舎のガラスの厚さの問題、4.5ミリにすべきところを4ミリにと、ほか見えないところの下地の問題などなどと、ふぐあいなところが次から次へと出てきました。また、竣工図と現物との食い違いも多く出ています。見えないところの写真の記録も残っていないところもあります。約30億余りの町民の血税をつぎ込んで建設してまいりました。もしこれが我々の個人の建物だったらどうでしょうか。ましてや町民2万人からの公共の建物です。したがって、なおさら慎重を期さなければなりません。以上の観点から、以下の項目について町長の所見を伺いたいと思います。

1つ、このような大きな建物を約10カ月、5月くらいから始まって2月ころにほとん

どできてました。で、仕上げるところに大きな問題があったのではないかと思います。この工期についてはいかがなものかと思います。

2 番目に、この工事について私も人から指摘されたんですけど、町独自の監督を少なくとも 1 人派遣すべきであったのではなかろうかと、2 番目の点です。

そして 3 番目に、25 年の長期にわたって本校の維持管理を大成グループに委ねることが本当にベストなことかと思っています。

それから 4 番目に、当局は第三者機関すなわち調査機関の結論を待って対処するというが、この 4 月で町長も我々議員も任期が切れるので、その方向性はある程度具体的に示すべきではなかろうかと思っています。この点について、町の所感をただしたい。

そして 5 番目、今後どのようにして町民の信頼を回復すべきか。

5 点羅列してますけど、その点について町長の所見を伺いたいと思います。お願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員の満濃中学校問題についての御質問にお答えいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業によって整備されたまんのう町立満濃中学校、町民体育館、町立図書館においては、昨年 4 月の使用開始直後から白川議員さんの御質問の中にあるように、さまざまなふぐあいが発生いたしております。ふぐあいに結びついた P F I 事業者である株式会社まんでがんパートナーズによる契約不履行が問題となっておりますが、その詳細につきましては、議会の御尽力によりまして高知工科大学の中田先生による調査が行われておるところでございます。

まず御質問の 1 つ目、満濃中学校校舎、体育館、図書館の建設に係る工期についてでございます。今回の満濃中学校の校舎などの建設に関しましては、平成 25 年 4 月の開校という目標に向け、平成 21 年度に満濃中学校改築対策室を立ち上げ、民間活力導入可能性調査を経て P F I 事業にて実施することとなりました。平成 22 年 4 月に公表しました実施方針において、これらの建物の設計建設期間を平成 25 年 3 月までとする事業スケジュールを公表いたしました。その後 10 月に公表しました応募要項の要求水準において、中学校校舎は平成 25 年 2 月末までに竣工、図書館は平成 25 年 5 月末までに竣工、体育館は遅くとも平成 25 年 9 月 1 日から運営開始ができることと規定し、工事期間の設定は業者の提案に基づくことといたしました。この募集要項の規定に対する P F I 事業者の提案は平成 24 年 4 月に着工し、中学校校舎、図書館、体育館ともに平成 25 年 2 月末に竣工するという提案でございました。また、実際の工事につきましても、平成 24 年 2 月 6 日には造成工事に着手し、4 月 16 日には本体の工事に着手いたしております。このような状況でございました。

次に、今回の工事へ町独自の監督員を派遣すべきであったのではないかという御質問でございます。従来の公共工事におきましては、設計業務、建設工事、工事監理業務のそれぞれに町が深いかわりを持って実施しておりましたが、これらの業務を契約によって包

括的に民間事業者に委ねるのがPFI事業でございます。その維持管理業務をも契約内容に含めたPFI事業においては、例えば町が監督を行った結果、設計変更が発生した場合、将来の維持管理上においても、その変更点が原因のふぐあいが発生した場合には、町にも責任が発生してしまうおそれがございます。明確なリスク分担の観点からも、今回のようなPFI事業においては全ての業務を民間事業者に委ねることが重要であると考えております。今回、工事監理は建築士法にのっとり業務の実施を要求水準で求めており、提案書においては、工事監理業務実施企業は建設業務受託企業の自主検査記録報告の確認と、さまざまな検査を実施することによって施工品質の確認をし、報告書を総括マネジャーに提出することとなっております。また、総括マネジャーが報告内容をダブルチェックすることにより、工事監理業務のセルフモニタリングを行うことを提案しておりました。町独自の監督員を派遣すべきかどうかということよりも、PFI事業者が約束どおりの業務を行ってさえいれば今回のような問題あるいはふぐあいの発生は起こっていなかったと考えております。

3つ目の質問でございますが、株式会社まんでがんパートナーズは、去る1月18日に私どもが開催した今回の問題に関する町民説明会に再三再四の出席要請をしたにもかかわらず出席を拒まれました。説明責任を果たさない姿勢に対しまして、改めて疑問と憤りを持った次第でございます。維持管理の実施に関しましては、このまま契約を継続するのか、あるいは新たな維持管理体制を構築するのか、町にとってどのようにするのが最も得策であるのか、安全で町民の皆さんが利用しやすい施設にするということを一番に考える所存でございます。

最後に、白川議員さんが心配されておられる今後の方向性と信頼の回復についてでございます。私といたしましても、白川議員の御質問にありますとおり、今後の方向性については具体的に町民の皆様方にお示ししなければならないと考えておるところでございます。つきましては、議会と契約しておられます高知工科大学の中田先生の調査業務について、調査の終了がいつごろになるのかなど、その具体的な調査スケジュールをお示しいただきたく議会に申し入れをしたいと考えております。調査の結果を踏まえて、その原因究明あるいは責任追及を行うのはもちろんのこと、町民の皆様方への御説明も行わなければならないと考えており、その折には株式会社まんでがんパートナーズにも同席をいただき、きちんと説明責任を果たしていただきたいと考えております。あわせて、学校、図書館、体育館を利用される町民の皆様方からの御意見を聞きながら、安全でより利用のしやすい施設にしていくことが私の使命であり信頼回復であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 7番、白川年男君。

○白川年男議員 大体わかりましたけども、5月から2月ですから10カ月ぐらいで、今ごろハウスメーカーの家たくさん建ってますけど、あの辺の家と一概に比べるのはどうかと思いますけど、4、5カ月くらいはかかるんではなかろうかと思います。ましてあれ

だけの大きい建物を突貫工事でしていけば、身内同士で、身内言うたら失礼なんですけど、まんでがんパートナーズ、設計も大成グループ言うんか、山下設計とかその辺で全部チェックはしていただいとろうとは思いますが、それができてなかったと。こういうのは我々素人から見たら、やはりこの辺の工期に問題があったと私は思うんで、その点町当局はこれでよかったとは思ってないだろうが、その点どういうふうにお考えか再度お聞きすることと、そして監督の問題云々はPFIどおりにする。当然、そのとおりにできてないことが大きな原因だったと、今町長もおっしゃりよったが、その辺に対して2点だけ、町長の所見を再度お聞きしたいと思います。お願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

まず工期の問題でございますが、我々要求水準書ではそれぞれ体育館、校舎、図書館、それぞれ時期をずらしてしてもいいですよというような提案、要求水準書ではありましたが、大成グループからの提案では全て2月末までに竣工しますということで提案してまいりましたので、そういう結果になったというふうに考えております。

また、今回のこういう事件が起きた原因でございますが、やはりPFIというのは民間の活力を利用して創意工夫をして立派なものをつくっていただく。そのために特別目的会社をつくって設計・工事・管理・維持全てをその特別目的会社で行う。それでいいものをつくってもらうというのがPFIの当初の目的でありましたが、今回の事件の結果を見ても、全てがはっきり言いますと設計・施工というような形になっておりまして、その管理とかが十分できていなかったと。また、大きな問題はやはり契約違反が行われていたということに尽きるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

7番、白川年男君。

○白川年男議員 次に、農業政策の変換期に当たりと。平成26年は農業については大きな節目の時期になるかと思います。自民党安倍政権になり農業は大きく変わろうとしています。私も以前に一般質問の中で中山間支払制度や農地・水・環境制度について質問もしてきました。また、私たち地元においてもこの制度を熱心に取り入れ、よく研究しています。この制度のおかげで環境もよくなり、美しい里山がよみがえってきていると思われます。我々地域を見てもサラリーマンをしながら、よく地域を守って土日に農業をして美しい田園、里山を守っております。そういう観点から、1つ、中山間支払制度と農地・水・環境制度の重複部分のさび分けを具体的に、今度それが重複してもいけると、そういうふうなこの間うちからの各7地域の周知会に説明を受けました。これを再度、皆さんもわかっておられようとは思いますが、再度ここで私長炭のほうでもなかなかわかりにくいと、そういう話も承つとんで、これをわかりやすく再度説明していただきたいと思います。

それと、先般の四国新聞等にも日本の農業も減反問題がもうなくなって、2018年ご

ろには全部なくなると、反当たり 1 万 5, 0 0 0 円が半分になると、そういう状況になったとんで、その辺の今後、町の対応の仕方、その辺をわかりやすく具体的に説明をお願いしたらと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員さんの農業施策の変換期に当たり、中山間地域等直接支払いと多面的機能支払いの両制度の取り組み、また米の生産調整等についての御質問にお答えいたします。

現在、国におきまして農業政策が大きく見直され、その中の地域政策として農業農村の多面的機能の維持発揮を図るために日本型直接支払制度が創設されます。その中の多面的機能支払いと中山間地域等直接支払い、それぞれの制度要件を満たす場合、両方に取り組むことが可能となります。両方に取り組む場合は区分経理を行うこと、また共同活動の泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は農地維持支払交付金で行うこととなり、中山間地域等直接支払交付金での支払い対象としないこととなります。

また、産業政策であります経営所得安定対策の見直しにつきましては、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため米の直接支払交付金の減額、そして 3 0 年産からの廃止、一方、米・畑作物への支援対策については、意欲ある農業者が参加できるようになります。また、水田フル活用と米政策の見直しにつきましては、水田での麦・大豆・飼料用米等を作付する農業者へ交付金を直接交付し、水田のフル活用を推進して食料自給率の向上を図るものでございます。また、行政による米の生産数量目標配分は一律的な配分とならざるを得ないため、5 年後をめどに国からの米の需給見通しなどの情報を踏まえて、生産者や集荷業者・団体が中心となり需要に応じた生産を進めていくこととなります。

このように大幅な農政の見直しが行われておりますので、2 月 1 8 日から各地において中山間地域等直接支払い、農地・水保全管理支払いの実施地区の代表者の方、自治会長さん、水利関係者の方などへの見直し説明会を開催いたしておるところであります。制度の要綱・要領など詳細について、まだ示されていない状況であります。そのため日本型直接支払事業の実施地区や実施希望地区については、要綱・要領が決まりましたら詳細説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 7 番、白川年男君。

○白川年男議員 大体わかりました。続きまして、我々の中山間地区におきましては、米作農家、1 町歩未満の規模の農家が大部分で、今使ってる機械などが寿命が来ればもう農業はやめると、こういう人が多々おります。確かにコンバインとかトラクターとかいうのは、車も高いのから安いのいろいろありますけども、何百万する機械を年に何回か、本当に数える日数ぐらいしか使わないもんで、更新するのが非常に難しいと、そういう声をよく聞きます。そこで私はそういう集落、あんまり広い集落の中でもいかんかと思うんですけど、認定農業者言うんですか、担い手農業者、これを育てて、その集落でその人が中心になって農業を進めていく、こういう方策が将来的にはベターでないかと思うんです。

そこで、今申し上げた認定農業者の位置づけ、認定農業者担い手とか言うても、担い手と認定農業者は同じことだそうですけども、その位置づけ、そういう人を育てるのはどういうふうにしたらよいものか。そして、その人がおれば共同で、認定農業者を中心に機械の更新とかそのときに非常に有利な補助金とかそういうのを取りつけることができるわけです。その辺について、なかなか数字で羅列してもわかりにくいかとは思いますが、担当課長にその辺をまずひとつわかりやすくお願いしたいと思います。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 白川年男議員さんの再質問にお答えいたします。

今申されましたように地域の農地、また農業を守るため、地域のほうで話し合っていたきまして認定農業者の方を中心に集落営農を進めていただく、大変重要なことであります。また推進もしていきたいと思っております。現在、先ほどお話がありましたように、今後農業施策の見直しの中で、その方向性を見てみますと、担い手の育成というのが大変重要な位置づけをされております。その中でもまた経営所得安定対策につきましては、27年度から交付の対象者につきましても認定農業者また集落営農認定修了者を対象とするというようなことになってきております。そういうことで、先ほど申されましたように、認定農業者、地域での話し合いによって、その中で中心となる方について農地を集めていくくなり、中心となってやっていただくということで、そういう方がまた認定農業者になっていただければ一番理想的な形でなかろうかと思っております。

それともう1点、機械の購入等でございますけれども、25年度のまんのう町の例を申し上げますと、力強い水田農業条件整備事業というのがございまして、これにつきましては対象者の方が認定農業者、集落営農などでございます。それで面積的に拡大していくというような要件はございます。補助率につきましては、県単でございまして、県のほうが30%、町のほうがあと上乗せしまして全体として2分の1補助ということで補助事業を組まさせていただきます。

それから、もう1つの補助事業としまして、先ほど言われました集落営農の関係でございますけれども、地域を支える集落営農推進強化事業というのがございます。これにつきましても対象者につきましては新設された集落営農組織、今申されましたように地域のほうで集落営農取り組みもうというところがありましたら、そういうところが対象になってこようかと思っております。それにつきましても規模の拡大という要件が加わってまいります。これにつきましても補助率は県が3分の1、その上に町が上乗せをしまして、全体最終的には2分の1補助ということでさせていただきます。ただ、両方とも上限の補助限度額がございますので、また実際そういう取り組みされる場合には御相談いただいたらと思っております。以上でございます。

○大岡克三議長 7番、白川年男君、再々質問を許可いたします。

○白川年男議員 今の質問の中で、認定農業者を受ける場合にこの要綱にも書いてありますけども、細かい計画と、それから5年間のスパンとかそういうのを書いておりますけ

ども、いろいろ調べたらまんのう町で88人ぐらい認定農業者がおるそうです。だから、そこらそんなに普通のもんだったら、意欲さえあれば認定農業者になれるとは思いますが、その辺をそんな難しいことはないんですよと担当課長のほうからおっしゃっていただくこと、それと、もう一つ続く質問ですけど、あとこの認定農業者のやり方ともう1つ中山間の直接支払いで、私の近くの地区でもそれをうまく利用して共同作業の中へ機械の購入とかそういう方策もあると聞いています。その辺のことと私が最初言うた認定農業者になるのもそう、大まかにこうなるんですよと、その2つまとめて最後、担当課長のほうからわかりやすく説明して、もちろん今課長がおっしゃったように説明したからすぐわかるいうもんでもなかろうと思うので、概略的なことを中山間について直接支払い、その辺を含めて最後お示し願えたらと思います。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 白川年男議員さんの再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の認定農業者の方の件でございますけれども、認定農業者につきましては町のほうで認定をするということになっております。ただ、それにつきましては普及センター、農協等の御意見をお伺いしながら認定をしていくという形になっております。それにつきましては、5年後の目標所得が農業従事者1人当たり340万程度の目標を持った計画を立てていただくということになっております。ですので、米麦等になれば面積的にも大分大きいものになろうかと思えますし、また、施設園芸も加えてされておる方もおられます。ただ、先ほど申されました認定農業者の方につきましては、畜産等も含まれますけれども、現在63名の方が認定農業者となっております。

それから、もう1点でございますけれども、中山間地域等直接支払いを受けておられる地域については、先ほど申し上げました地域を支える集落営農推進強化事業という部分で、先ほど申し上げましたように集落での集落営農組織を立ち上げて機械等を購入する場合なのですが、その場合に先ほど県のほうが3分の1補助ということで申し上げましたけれども、条件不利地域支援事業ということで中山間地域の支払制度に取り組む集落協定の中の構成員に位置づけられとる方につきましては、県の補助金のほうが補助率が2分の1となります。そういうことで、それを活用していただいております。ただ、町としましては全体的に2分の1補助ということにしておりますので、この条件不利地域支援事業につきましては町の上乗せはしておりません。そういうことで一応2分の1補助ということでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○白川年男議員 丁寧な答弁ありがとうございました。

○大岡克三議長 以上で7番、白川年男君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、藤田昌大議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

10番、藤田昌大君、1番目の質問を許可します。

○藤田昌大議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき3点の一般質問を

行いたいと思います。私、3月期は大体退職の後補充についての職員の労働条件、そしてまた住民サービスが低下しないようにといった立場で、1点目には3月期退職に伴う退職後補充について、2点目には臨時職員の処遇改善について、3点目に耕作放棄地いわゆる私の質問の中ではですね、不作付農地ということで、一般質問してくれ言うた人が耕作の放棄地ではない、不作付やということで言われましたんで、そういった観点でいきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まずは1点目の3月期高齢退職だけじゃないんですね、退職に伴う後補充について御質問いたしたいと思います。退職者の実数がどのようになっているのか、まず明らかにしていただきたいと思います。想定しますと本庁と保育所・幼稚園でそれぞれ退職者があるようであります。その分の実数を明らかにしていきながら後補充は、私は正規職員で対応するのが当たり前やと思ってますので、その後補充がどうなっているのか具体的な数字をお願いしたいと思います。

そして一番問題になるのが、教育長に前申し入れしましたがけれども、それぞれの職場でいじめとかそういう部分が職員間であると聞きました。そういった部分で非常に女性の職場でありますので厳しいところがあるようでありますけども、それらについても対応していただいたということを聞いております。そういった部分について、やはり正規の職員の資質の問題や非常勤の資質もあるだろうと思いますので、そういった部分も含めながら、どういった対応をするのかお尋ねしたいと思ってます。

3点目に若年退職がここ数年本庁にもありますし、現場にもわりかし存在してるだろうと思ってます。その分については今年度の若年退職者、定年以外の退職者があれば、その理由を明らかにしていただきたいと思います。その理由は、なぜ退職するのかといった場合は職場放棄といったことも考えられますし、非常に仕事しづらい状況になっていることも今の職場に多く存在していると思います。そしてまた今の内閣になって、非常に賃金をむやみやたらに削り回って公務員に合わせということで違法行為による賃金削減が堂々とまかり通っております。そういった意味では2点目の臨時職員の処遇改善にもあるんですけども、労働基準法については破ってもええんやという感覚が日本の中には浸透してまして、それに伴うということで私たちの指導文書にもこういった分できてますので、それについてお尋ねしたいと思いますので、まず3月期退職に伴う後補充の問題について、実数とあとどういった雇用をしてどう配置しているのか、そして若年退職があれば、その理由を明らかにしていただいて、もし問題があるならば改善の方法を御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田昌大議員の3月期退職に伴う後補充についての御質問についてお答えいたします。

まず第1番目の質問の本年度における退職者の実数についてでございますが、第3番目の若年退職理由とあわせてお答えいたします。一般行政職員は3名が退職となります。内

訳は1名が定年退職、1名は結婚により昨年末に普通退職、1名は死亡退職でございます。教育委員会の専門職においては5名が退職となります。内訳は2名が定年退職、2名が結婚による普通退職と残る1名が昨年末に自己都合による普通退職となっており、合計は8名でございます。なお、年度途中において一般行政職の専門職員1名が病により死去されたことは大変残念なことでもありましたが、新年度には住民サービスの低下を招かないためにも新たな専門職員の採用を検討いたしておるところでございます。

次に、2番目の質問の後補充は正規職員で対応することについてでございます。新規採用職員での補充は一般行政職員が3名、幼稚園・保育所職員が2名の合計5名となっており、一般行政職員数はことしについては維持されるところでございます。幼稚園・保育所職員については、普通退職者が多く出たことから新年度において仲南地区幼保一元化による職員配置の再検討と今後の出生予想を分析しながら適正配置に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 職員の後補充についてなんですが、やはり死亡といった場合、大変異常なことでありますので、執行部としても苦慮してるのではないかと思います。ただ、正規職員の対応が、合併後大分定数が減になっております。そういった意味では、きちんとした正規職員雇用を対応していただきたいなと思いますし、経験者と新規者では全然仕事の内容が変わりますので、そういった意味では十分な職場訓練をしていながら配置していただきたい、そういった立場でさらっと流していきたいと思います。

そして、幼稚園・保育所の場合、それぞれの対応が変わると思うんですが、聞くところによりますと、琴南のほうで大量な非常勤が不足しているということを聞きまして、退職者もようけ出てるなという情報も入りましたので、その辺のことも大変苦慮されていることだろうと思います。また幼稚園・保育所の職員については、ハローワークへやっても集まらないような状況が今香川県全体にあるようであります。そういった中で非常に苦慮されていると思いますけれども、昨年町長が答弁いただきました長期非常勤や臨時職員については、やっぱり経験という部分で採用枠をもう一遍ふやしていくべきでないかと思うんです。ただ、町長も苦慮してましたけれども、受けてくれんですわという要望があったようでありますけれども、しっかり説明していながら、非常勤の経験者については職場でベテランと言われる部分になるだろうと思います。そういった立場では後補充について便利なという語弊がありますけれども、やはり一番有利な採用方法だろうと思いますし、そういった中で今雇用の多様化が進んでいますけれども、幼稚園や保育所の場合、やっぱり経験が一番物いう職場だろうと思ってます。そういった中で、ぜひ今後の方針を明らかにしていながら、将来的に5年、10年先のある程度予想はできると思うんですね。例えば、仲南地区なら今幼保の一体化の部分をつくっていききたいという要望がありますし、そういった中では保育とかそういった中にいろんな種類があるだろうと思うんです。雇用形態にしても子供を見るにしても時間外やいろんな方法があって、非常勤よりか正式のほ

うがきちっと見られる場があるだろうと思うんで、そういった中でぜひ後補充なんかについては極力正式職員を重視するような対応をぜひお願いしたいと思うんです。今それぞれ30歳以上になれば結婚してまた落ちついてやりましょうかという部分もありますし、そういった部分ではやはり経験者が非常に重視されることが多いだろうと思います。そういった立場で私は質問いたしますので、回答できればよろしくお願いします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 藤田議員の再質問にお答えしたいと思います。

藤田議員が今おっしゃっていただきましたように、我々教育委員会といたしましても町の将来を担う子供たちを育てる保育所の職員、それから幼稚園の職員の役割というのは非常に重要であるというふうに認識いたしております。その職員が非常に心に不安を持って、あるいは生活に不安を持ちながら生活する、あるいは教育に当たる、保育に当たるというのは余り好ましくないことであろうと思います。そういった観点からしましても、身分の安定、それから職場の勤務条件の改善、こういったことについては我々教育委員会としても取り組んでいかなければならないというふうに考えております。ただ現在私がこの1年間見てきております状況から判断いたしましても、これまでまんのう町では議会あるいは町長さんの御理解を得て、一般職員の減少に比べると教育職員の減少というのは非常になくて、むしろふやしていただいておりますという観点があります。そういった観点からしまして、今後もそういった方向性を説明しながら理解していただきながら進めてまいれば大変ありがたいかなというふうな考えでおります。今後とも職場の改善を、私は常に先生方には明るく元気に前向きにということで勤務していただけるように努めていきたいと申し上げておるわけですが、ぜひ今後とも議会の御理解いただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 最後に言いにくいことですが、1点だけ通告をしておきたいと思っています。といいますのは、非常勤の職員を差別する所長、園長がおるように聞きました。一番危惧されることでありますので、教育長のほうからその部分についてはぜひ注意をしておいていただきたい、そういうふうに思います。あるとは絶対言いませんから、本人は。こういった職場では絶対ないようにいうことを園長、所長会の中で非常勤を絶対に差別しないようにと。しますという人はおりませんから、差別されたという実態を聞いている人は、そこら辺のにやにや笑いよる人、経験があるだろうと思いますけども、そういった実態を聞きますので、それは絶対ないように教育長のほうから強く要請しとってください。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 藤田議員の通告、真摯に受けとめて各園長、所長に指導してまいりたいと思います。ただ先般、私ども教育委員会として保育所の全職員それから幼稚園の全職員を対象にした職員から園長を通さないで私のほうへ直接意見が言える制度をつくりまして、意見を聞いたところであります。そういった意見も今後生かしながら待遇改善というもの

に努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○大岡克三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

10 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 2 番目の質問ですけれども、三好議員の長い質問の中で教育長が割と丁寧に答えてくれましたので、それについては省いていきたいと思っておりますけれども、1 点目の質問と若干かぶる面があるだろうと思っておりますけれども、臨時職員の処遇改善についてであります。これも毎年聞いておりますので動きはないと思うんですけれども、賃金の決定をどのようにしているのかということがまず1 点。やっぱり経験年数やほかの職場でも経験されてこちらで採用される方もおるだろうと思えますし、年齢とかそんなんでもこういった考慮をされているのか1 点お伺いしたいと思えます。もう1 つ、上部からの指導がありまして、通勤手当をどのような基準で支給しておるのかという部分がありましたので、通勤手当の支給方法の実態があればぜひお願いしたいと思えます。

その次に職務経験を配慮した一時金の支給をされていると聞きました。そういった中で、どのような基準でされているのか、賃金の面になりますから言いにくいことがあるかもしれませんが、それぞれでお願いします。

それで、まんのうの実態ではないだろうと思っておりますけれども、本来の基準法どおりいけば1 週間あけないかんのですよね、雇用を継続する場合に。県の場合は露骨にやっておりますけれども。それは多分ないだろうと思っておりますけれども、1 年間雇用する場合の雇用形態がどのようになっているのか、空白あけてはないと思っておりますけれども、そういった指導があってやっているのであれば別に根拠はないと思えますし、それぞれ年金とか保険とかの対応が変わってだろうと思えますので、その辺についてもお尋ねしておきたいと思えます。

もう1 点、年休が6 日ですかね、半期についてあるだろうと思っておりますけれども、年休の消化方法がきちっとされているのか、されていないのか。例えば年度末ですから、年休余ってれば今全部年金消化してもらわないかん時期に来てますよね。この時期に4 日も5 日もあればちょっと年休を取ってくれというのはめんどいと思えますので、その辺の計画的な年休を園長・所長は考えて支給してるのか、支給してないのかがあると思えます。

そして最後に、教育長が言ってくれましたけれども、それぞれの雇用の方法、琴南地区で正規と臨時の割合、仲南地区幼稚園・保育所の正規と臨時の割合、長炭保育所・幼稚園それぞれ正規と臨時の割合があると思えます。多分統計でやったら半分以上は非常勤だろうと思えますので、そういった方向をつけて、やっぱり町民全部に知ってもらいたいですよね。保母さんはこんなひどいといったら怒られますけれども、こんな労働条件の中で子育ての手助けをしてるんだということを知りたいので、四条、高篠は幼稚園だけですよね。そういった意味で実数がわかれば報告していただいて、割合を知りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田議員さんの臨時職員の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

現在本町では118名の臨時職員を雇用いたしております。その内訳につきましては、教育委員会部局が90名、町長部局が28名でございます。臨時職員の雇用については、正規職員の退職により、その補充を必要最低限の臨時職員で対応しているのが現状で、年々増加傾向にあります。住民サービスを低下させないため必要な措置であると認識いたしております。御質問の臨時職員の賃金体制、通勤手当、一時金等に関してですが、本町ではまんのう町臨時職員等の勤務条件に関する内規を定めており、賃金の決定については職務の内容と責任に応じ、かつ正規職員との均衡を考慮して任命権者との協議により決定しており、職種及び勤務年数を考慮した賃金体系となっております。通勤手当につきましては、まんのう町職員の給与に関する条例で定める通勤手当を準用しており、正規職員と同じ基準より支給しております。

続いて一時金に関する御質問でございますが、正規職員の勤務時間の4分の3を超えて勤務する者に、在職期間に応じて6月に0.9カ月分、12月に1.2カ月分を期末手当として支給しております。しかしながら、近年の経済情勢により正規職員に対する期末手当支給が削減されておりますので、その都度臨時職員の期末手当においても見直しをしてきております。

また雇用形態については、臨時職員は6カ月ごとの契約更新をしているところでありますが、常勤的勤務の方以外にも短時間勤務の方も雇用しており、労働者に配慮した柔軟な雇用形態をとっております。いずれにしても恒常的・専門的業務についており、主要な戦力として欠かせない人材でありますので、今後とも臨時職員の賃金や労働条件の改善に積極的に取り組んでいきたいと思っております。他の質問についてはそれぞれ担当者から説明させていただきたいと思っております。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 藤田議員の再質問に私の範囲でお答えいたしたいと思っております。

先ほど正規職員と臨時職員の保育所・幼稚園における比率についての御質問がございましたけれども、通告の中になかったもので手元にあります資料で申し上げたいと思っておりますが、先ほど三好議員さんのところで答えました、あるいは先ほど町長さんが答えました臨時職員の総数というのは最新の情報でありまして、私が今から申し上げますのは年度当初5月の統計の段階で出てきておりますものですので、総計は若干移動がありますのを御承知おきいただきたいというふうに思います。

まず幼稚園につきましては、高篠幼稚園が正規が4に対して臨時が3、四条幼稚園が正規5に対して臨時が3、満濃南は正規が4に対して臨時が4、長炭幼稚園が正規が4に対して臨時が1、仲南東が正規が3に対して臨時が1、仲南北が正規が5に対して臨時が0という形であります。

それから保育所につきましては、長炭が正規が5に対して臨時が7、琴南が4に対して

5、仲南東が5に対して9、満濃南が正規6に対して16ということで、幼稚園につきましてはかなり高いといいながら約半数、保育所につきましてはパート、時間勤務、それから放課後の指導、預かりというものも含めまして、かなり変則的な勤務をしていただいておりますので、臨時の方がかなりふえておるという状況がございます。以上であります。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

臨時職員の一時金の考え方でございますが、まんのう町の町独自の判断を持って先ほど町長が言われました率をもって支給させていただいております。

次に雇用契約で、基本的には半年ごとの契約更新をしているわけでございますが、その間の1年たったときに1週間あけてるかどうかという話でございますが、現在まんのう町においてはその1週間あけるということはやっていないというのが実態でございます。

年休の消化については、各職場のほうでの御判断もいただいておりますが、できる限り消化していただいて、リフレッシュしていただいて、よりよい教育、また保育をしていただけるようお願いしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 割と言にくいことを聞きまして、言いにくいことを答えてくれましてありがとうございます。賃金でございますから、やはりそれぞれの立場によって変わってくるだろうと思いますけれども、聞くところによりますと一時金なんかについては、まんのうは非常に進んでるようでありますし、丸亀とかほかから聞いたら、本当にわずかな一時金だけで終わってるところもありますので、それについては努力してくれてるなという気がします。ただ、業務内容は全く正規も臨時も変わりませんというところがありますので、それらについてはぜひ考慮していきながら、ほかの面で優遇してあげていただきたいと思います。ただ年休のほうは特に取れなんだら繰り越すことができませんので、正式の職員の場合は繰り越しがききますけれども、非常勤の場合は年休の繰り越しききませんから、そういった意味ではきちっと消化できるような勤務体制をつくっていただきたいと思います。1年間更新のときに1週間あけない、これは非常にいいことでありまして、労働基準法はあけないかんことになっとなですね、実際は。それをせないかんいうて指導が来て、1週間あけてまた次の半年雇用ということになるんですけれども、それは根拠がないので、しないようにということを聞いてくれという要望があって上部から来ておりますので、そういった意味で聞かせていただきました。

今、保育所も幼稚園もそれぞれ勤務体系が非常に複雑だと思うんですよ。例えば、3歳が保育所であるか幼稚園であるかで対応が変わってきますし、預かりとかそういった部分で内容が非常に変わると思うんです。それを専門職を雇わないかんという中で、実数聞いたらむちゃくちゃな数字が非常勤でおるなという感じがしますんで、そういった人については所長・園長がきちっと掌握していきながら労働条件に差がないように、そしてまた途中でやめるわという声が出んように、ぜひお願いしたいと思うんです。なぜ定数を聞いた

かといいますと、3月に入ってますので来年の配置はもう頭の中にあるだろうと思うんです。1カ月前雇用ですから、当然。そういった部分ではきちっとしとかんといかん部分があります。旧町時代に町長と話しとったら、勤務時間中にやめるやどうのこうのいうのがあったらおかしいから、できんのやということを言われましたけれども、やはり雇用形態については採用する、採用せんは1カ月前にきちっとせないかんということになってますので、それは守っていただいていることを生かして非常勤問題についての質問は終わりたいと思います。

○大岡克三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 3番目の質問は不作付農地対策でありまして、今の白川議員も割と詳しく聞きましたが、農業環境はむちゃくちゃ悪うなっとなってますよね。不作付農地があつていわゆる耕作放棄地があつて、車で走りよったら何ぼでもあるやないかという部分があります。それを私環境整備といった立場で質問していきたいと思うんです。環境整備となれば農業だけの問題と違うんです。住んでるその自治会も関係してくるんでないかなと思うんです。それがあつて、例えば丸亀三好の新しい道ですか、あそこ走りよったらすぐごみを放つとるんですよね。例えばぐるっと回ったとこのSさんの土地にごみがしょっちゅう捨てられてます。そういった部分を考えますと、地域の自治会やそういった持ち主の問題だろうと思いますけれども、そういった人も関心を持たなければ環境はむちゃくちゃ悪うなるだろうと思ってます。ですから環境整備といった意味で、ぜひ地権者の対応と自治会との話し合いをできる場を持てんかということであります。そのことを今さっきも言いましたように、農地・水とかいろんな問題があります。それを何とかええ方法で縦と横の連携をとりながら、そういった集団ができないかなということなんです、整備をする。例えば自治会へお金を払って草を刈ってもらうとか、そういった具体的な取り組みは総務課を通じてもいいですし、農地の管理者そしてまた自治会の役員とも話し合いしながら、そういったことできないかなということであります。それぞれの農業関係でありますので、今私が聞く範囲で去年までですか、アスパラ、アスパラ言ってたこともありますし、聞きますとブロッコリーもあるしミニトマト、点の生産者はよくおりますけれども、面の部分が非常に弱いかなと思います。多分それぞれ生産者同士は町内で連携はしていると思いますが、そういった人が果たして販売のときに、有利な販売方法とかそういうのがないかなということもあるだろうと思います。そういった中で、できましたら縦横の地権者との連携が図れて、なおかつ産業経済課のほうでこの予算をここに充てたらどいやいう部分があれば研究していただいて、私たちも研究します。当然、建設経済常任委員会の中でやりたいと思うんですが、そういった時代になってきよんじゃないかと、久留嶋課長非常に頭痛めてましたけれども、金出せ金出せとも言えんのですよね、僕らはね。どっから捻出できんのかなということでぜひやりたいと思うんで、例えば私かわせみの会で金倉

川の３メートルの９００メートルの２倍の草刈りをしてます。それで建設土地改良課から５万円の経費をもらってます。それでジュース代と油代にしたら３回、４回買ったらもうないやないかと、ほんで夏に一遍やりませんかいうぐらいせんと、やらなんだらいかんですが、その費用と委託料を考えたらむしろ安いで僕らはやってると思うんですね、県の部分と考えたら。それをもうちょっと研究して、やっぱり地域へ渡せばできることいっぱいあると思うんですよ。地域の人、ほとんど農家のばかりですから、まんのうの場合は。そういった部分で、ぜひ地権者と地域の人とそれと環境を考えて、こういう整備をしたらどうやるかということで建設土地改良やそれぞれの課が縦だけで考えんと横の連携をぜひお願いしたいと思います。

そしてもう１つは、最後に農業委員会の活用です。私も委員長しよったときに農業委員会で一遍本当にきちんとしたかったなと思ったんですが、たまたまできなさんだんですけども、やっぱり農業委員会の人たちとも本当の腹割った交流ができて、それぞれ各地域に旧村で２名ずつの農業委員の方がおります。そういった人と自治会長との接点を持っていきながら、その地域、地域に合った農業環境の整備をぜひ提起していったらどうかなと思うんですね。それが耕作放棄地なんかの解消につながりますし、もう１つはやはり中山間の中でイノシシやそういった部分が出る問題は、ある程度本読みよったら大体環境整備してないところ多いですよということで、例えば猿が隠れるところは密集しているから隠れるんですよと、里山と農地との間にそういったきちんとした整備しているところあればイノシシが出てきにくくなると、そういったことを問題提起していきながらやれる方法を農地のほうで、それぞれ考えていただきたいと思うんです。

もう１つはやはり冬場の土木業者との関係で、どういう使い方ができんのかなという部分もあります。農地をどうしていくか、そしてまた里山の荒れとる山林ですか、それとの境目をきちんとしていけば、もっともつと暮らしやすい環境ができるんじゃないかなと思いますので、ちょっと話大きくなりましたけれども、特徴ある農産物をどう連携的にふやしていくかと、もう１つは農業委員会と話をしていきながらどう地域が生きていくかということを提案しましたので、考えがあればお答えいただきたいと思います。以上です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田昌大議員の不作付農地対策についてお答えいたします。

不作付農地対策について環境整備、地権者との対応、農業委員会との連携について、どのように考えているのかとの御質問でございます。農業の現状を見てみますと、農業従事者の減少、高齢化、また農産物価格の低迷などから遊休農地、耕作放棄地が拡大しており、農業センサスでの町内耕作放棄地面積は２６８ヘクタールとなっております。不作付農地につきましては、地域の環境にも悪影響を及ぼしており、その解消が課題となっております。今回の国の農政改革において、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策として、農地のり面の草刈りや用水ざらいなど多面的な機能を維持するための共同活動、また水路・農道等の軽微な補修など地域資源の質的向上を図る共同活動を対象と

した多面的機能支払制度が仕組まれ、共同活動組織を支援することといたしております。地域での話し合いにより、組織としてこのような制度を活用していただき環境整備、美化に結びつけていきたいと考えております。そのため、2月18日から各地において自治会長さん、水利関係者の方などを対象に制度説明会を開催しておりますが、今後国から要綱、要領が示されると思いますので詳細説明も含め事業推進を図ってまいります。

耕作放棄地対策としましては、規模拡大志向農業者への情報提供や集落営農による地域での取り組みの推進、また耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用などにより解消を図るとともに、今回の農政改革による農地法の改正により、農業委員会が所有者に対し自作するのか農地中間管理事業を利用するかなど農地の利用意向調査を行うこととなります。その結果に基づき農地中間管理機構との協議を行うなどの措置を講じることとなります。新たに設置される農地中間管理機構と連携して農地の有効利用を図り、不作付農地の解消に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 藤田議員さんの質問でございますが、お答えしたいと思います。

先ほど申されましたように、今耕作が放棄されておる農地等もふえてきております。そういう中で自治会等との協議の場と言いますか、そういうところも設定できたらということでもございましたけれども、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、今回国のほうでも多面的機能支払いというような制度もできております。その中で地域の中で話し合いをしていただいて、地域の中で取り組んでいただくということに對しまして交付金がもらえることになっております。それにつきましては、農地維持支払いまた生産性向上とかいうようなことでございますけれども、地域のほうでそういうまとまりをいただいて、その中で取り組んでいただくのが一番いいんではないかと思っております。

ただ、イノシシとかそのあたり中山間地域におけます荒廃地につきましては、それこそ中山間地域直接支払いの関係で整備いただいて、イノシシが出てこないというようなところもございまして、なかなかそういうふうに取り組んでできてない部分もございしますので、できるだけ今申しましたような維持支払いの関係も含めまして、そういうような制度を活用していただいて進めていただけたらと思っております。町のほうから補助金を出して地域でこれをしてくださいという話はなかなか難しいかと思っております。いずれにしても地域でのまとまりというのが必要かと思っておりますので、そのあたりを推進していきたいと思っております。以上でございます。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 非常に回答しにくいことを求めまして申しわけないです。ただ、農地を守るのは自分でどうしようか、地域でどうしようかというのが一番だろうと思ひますし、もう1つはT P Pの問題の中で新たな問題がいろいろ起こってくるだろうと、これが想定されると思うんですね。そういった中では、自分でどうやるかというのが農家の生き残りだろうと思ひますし、それを周りが支えていくというのが大事だろうと思ひます。そういっ

た中では、今、久留嶋課長が言うた部分でいろいろ制度があるんですよね、国からの。ＴＰＰが導入されましたら、特にそういった部分が出てくるだろうと思います。そういった意味では、こちらのほうから地域に呼びかけていきながら、きちっとした方策が言うだけでなく生きるようにこちらとしても指導せないかん、指導といったらおこがましいんです、こういった制度があります、こういった制度があります、こういった制度がありますということで、きちっとしていきながら横断的な部分で、まんのう生き残らないかんと思うんです。私、まんのうは農業を捨てててできることないと思いますんで、米は絶対無理ですから、どこで生き残るかといったら、仲南の帆山だとか長炭の平山のほうでいろいろ頑張っている人がおります。そういった人をどう掘り起こしていったらどう連携していったら、その人らの運動をどう広げるかというのが一番大事なことだろうと思ってます。そういった人たちの考えをぜひ生かしていただいて、それを各地に広げていくと、そういったことをやっていただきたいと思うんです。私たちの団塊の世代が今ちょうど六十五、六になりまして、年金生活でそれこそ家庭訪問しますと割と家でずっとおります。その人たちをどう生かすかというのが１つの方法だろうと思いますし、そうした人たちがやる気になるような部分、金で釣るというのはちょっとおかしいんですけれども、例えば１，０００円が２，０００円になって生きるという、そういったことができることも可能でないかということが、産業経済課のほういろんな方策を見れば、帳簿をつけたりそういったことを指導すれば割りかしでしやすい方法があると聞きますので、その辺についての町長の答弁をお願いして終わりたいと、ちょっと研究してお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田議員さんの再質問にお答えいたします。

藤田議員さん御指摘のように、農業、まんのう町の基幹産業でございます。ありとあらゆる面からいろんな方策を今後とも十分研究していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田昌大議員 もうそれしか答弁のしようがないと思います。終わります。ありがとうございました。

○大岡克三議長 以上で、１０番、藤田昌大君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で４時４０分まで休憩します。

休憩 午後４時１９分

(合田正夫議員退席 午後４時１９分)

再開 午後４時４０分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は２４時まで時間延長いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は24時まで延長することに決しました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、本屋敷崇議員の質問は包括方式での申し出があります。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 5番、本屋敷崇です。議長に発言の許可を得ましたので、通告に従いまして4年間の総括と今後の基本姿勢についてという題材にて一般質問をさせていただきます。早いものでもう4年がたちますが、この一般質問にて町長とけんけんがくがくに議論を重ねてまいりましたが、4年間の取りまとめということで本日この一般質問で町長の姿勢を再度問いたいと思いますのでよろしくお願いします。

私が思いますに、行政の仕事、それに大事なものは透明で計画的な責任ある行政、これに尽きるのではないかと。それと照らし合わせてみますに、この4年間、栗田町政を議会として見てまいりましたが、かなり厳しい言葉ではありますが、不透明で無計画な責任を取らない行政、そう言わざるを得ない。そう言わなければいけないことが本当に残念で仕方ありません。例えるならば時代錯誤の箱物行政、私が考える箱物行政とは、つくった後のことを考えないで、つくることが目的である行政、これは箱物行政というのではないかと私自身考えます。なぜ私がそう思うのか、この4年間に行ってきた行政を見て検証してまいりたいと思います。

不透明な部分、これは本日の一般質問でも多々出てまいりました。各入札であるとかPFI事業、仲南こども園の選定、先ほど川原議員だけが思っているんじゃないですかというような答弁がありました。誰が見て、金額点がない、選定した人の意見書がない、点数に疑問が残るのに氏名を公表しない、10月に入札行為を行っているのに議会に報告があったのが2月、透明性が見えますか。これで問題がないとおっしゃる議員がいるならば、そちらが問題だと私は思います。多くの議員が疑問が残るからこそ全員協議会で決着がつかなかったわけですよ。不透明なんです。さらに本日PFI事業について、白川議員等々の質問に町長答えてらっしゃいました。私自分で言うのも何ですけれども、PFI事業、途中でやめられた職員さんを抜くならば、町内でPFI事業で勉強した部分を言えば私より勉強した職員がおるとは思ってません。だから、あんな答弁するんですよ。だから、後のことを考えない箱物行政と言われるんですよ。いいですか。白川議員が言った部分です、PFIが相手に全部任せる方法である、そんなわけじゃないですよ。ほかのPFIしとる事業、他市町村やってます、いっぱい。やってますよ、職員が検査してるところたくさんありますよ。現場に教育委員会の部屋をつくってもらってるところもありますもの。だから、うちの契約書に契約変更する場合は町と対話をする。契約変更のない事業なんてないでしょう。全部任せ切りの事業なんてありますか。ないんですよ。それを任せ切りにしてしまったことが問題やといよんですよ。だから、この結果ですよ。それに実施設計書、実施設計図書が国に補助金を申請するのに、すいません当初出してた実施設計図書と変わりますと向こうから来とるでしょ。受けとるやないですか。変更箇所があったん知っとるじ

やないですか。なぜ議会に報告してないんですか。知りませんでしたで通らんでしょ。受けとんですもん。疑問点ばかりですよ。建てるだけじゃないのかというのはいっぱいあります。きょうの田岡議員が言いよった図書館の話です。図書館も要求水準、当初話していた部分では学校図書館もPFI事業者が見れるように、あそこを開放できるようになったんですよ。今シャッターになつとるやないですか。おかしい言うたやないですか。なぜ直さないんですか、なぜ直ささないんですか、なぜ言わないんですか。できたらもう関係ないんですか。違うでしょ、建物というのは使うからこそ意味があるんですよ。スポーツセンターの運営やって、ずっと言いよるんです。2時からあくんですよ。何でやねん。図書館もっと早くからあいとるわけですよ、午前中から。10時からあいてる図書館の前を通るときに、運営センター2時からです。意味がないじゃないですか、つくった。そこを是正するのに、なぜ町長怒らないんですか。僕言いましたよ、全員協議会でもね、大成のまんがんの社長に直してくれと。直せませんと。怒るべきでしょう。なぜあなた怒らないんですか。わからないんですよ、僕らにはそれが。そういうことがたくさんあるんです。そもそもPFI制度を理解していますかということにもなるんですよ。職員2人体制おかしいと何度も言うてきた。25年体制にするのに。10人からは要るんじゃないのかと、若い職員が。どうすんですか、80億もの予算を入れて。毎年1億円ぐらいの維持経費をかけていく。それなのに理解しない職員がいる、町長自身が理解しない、だからこそサービスのお金を払う、そのもととなるモニタリング資料が何回も何回も議会に蹴られるんですよ。蹴られること自体がおかしい。おいおいおまえそこまできついことやるんやのと。それやったら金払ろても大丈夫やのうと言うんならわかりますよ。なぜ議会のほうからですよ、ちょっと待て、それで金払うんかと、そんなモニタリングのチェック資料で金払うんですかと言われる姿勢自体に問題がありませんかと言いよるんですよ。本当にあの施設を町民が建ててよかった、あつてよかったと思える施設にするために建てたんですか。そこに疑問点がみんな湧いてくるんですよ。

仲南の統合園の話だってそうですよ。さっきも言うた、金額もない、何もない。取った設計者が議会に来て、君どういうつもりで設計しとるか知らんけれども、統合こども園で職員室が1つしかないというのは、全国的にどれぐらいの弊害があるかわかっとなかなと言うたら、インターネットで調べてわかつとるつもりでありますと。勘弁してくださいよ。これから仲南地区の子供たちを1つにまとめて育てるんでしょ。そもそもプロポーザルいうたら、教育委員会の園としての基本方針が、がちつと決まつとるから出せるんですよ。さっき教育課長が5者しか来ませんでした。来るわけないですよ、こんな提案書で。来てくれたことに感謝せないかんぐらいですわ。何をもって評価するかもわからんし、町の基本方針もわからんし、どんな施設が欲しいかもわからん。それで入札かけとることが自殺行為なんですよ。なぜ直りませんか。皆さん税金ですよ、これ。きょう日曜日ですけど、日曜日で働いてる人もおるでしょう、町民。その人たちが働いたお金の一部集めて、賄っていきょんが行政でしょ。それぐらいの計画性持ってくださいよ。今のままいけば、ま

たあの施設、今の中学校と運営一緒ですよ。できた後に困ったな、困ったな。できとんですよ、もう。それはやめましょうよと、この4年間どれほど言うてきたか。なぜ直してくれないんでしょうか。その結果、おとといですか、総務委員会のほうで資料も請求しましたけど、まあ恐るべき数字ですよ。前々から合併が10年たったら地方交付税交付金が1町分の算定になりますよという中で、今後どうなりますかというような話してきました。総務課の財政担当のほうから出してきてくれた資料ですけども、標準財政規模、標準財政規模というのは地方交付税、住民税、あと臨時対策債、諸経費等々含め、あなたたちの標準の財政規模はこれくらいですよというのが、県や国のほうで示してくれてます。うちの場合は24年度ベースで66億ぐらいです。予算今90億以上超えてるのは、ひもつき予算をがんがん取っとるからですよ。それはもう間違いない話ですけども、それが30年度58.5億円。約8億減るわけです。しかしながら、公債費、借金が30年度にはピークになるわけです。この後事業をしなければという大前提がつきますけれども、それが12.2。公債比率、普通に考えて今よりがっと上がるわけですよ。それで人口ががっと下がる、税収も下がる。どうするんですか。町長あと4年してね、最初の選挙のときに12年と、そして12年していなくなる方は結構ですよ、残る職員、残る町民、これ大変なんですよ。本当に先のことを考えて町政をしていただいていますか。それを考えるなら、基本的に私たち行政の気持ちというのは予算書に出てくるわけです。初日にも言いましたけど、25年度の3月補正に仲南保育所の補正が入ってます、約6億円。これだけの事業を補正の繰り越しで入れるなんて考えられません。先ほど白川議員のほうから、中学校のPFI事業のほう、工期に問題があったんではないですかと、そのとき町長、向こうのほうでそれで行ける言うたから行ったんですわと。普通考えてくださいよ。入札かけたときに低入札ですよ。低入札のときには入札落とした会社からもらう資料は普通の入札よりふえるんですよ。何でか。低い入札額で入れて、荒い工事をされたら困るからですよ。それと一緒にですよ。あのとき議会のほうも、おい期間がないん違うんか、一年延ばせよという話しましたよね。本来ならば行けるんかと。行けると、行けるんやったら行けるだけの書類と検査はうちのほうでするからの、になるのが普通なんですよ。おう行けるんやったらやったらええがではいかんのですよ。そもそも間違えとんですよ。そして、ふたをあけたらあれですよ。現場の人が時間がなかった言いよりましたよ。そりゃないでしょうねという話はしました。何を言うても延ばしてくれというのが責任やし、いや延ばさんというならば、それだけの管理体制を築くのが町長の仕事やったはずですよ。ですから、保育所の件にしても3月補正はあり得ません。今現在、職員室が1つか2つかでまだもめよんですよ、議会の中でも。それがすんなり行くとも思えん。一遍引き下げてくれんですか、これ。26年度予算に入れるべきでないですか。これが1点。

もう1点。今までの話も含めて、私自身は箱物行政、箱物が悪いというわけじゃないですよ。計画性のある箱物、これは大いにすべきだと思います。こういう使い方をするに対して新しくソフト面を支援していくためのハード事業、これは当然すべきだと思います。

それには計画性というものが必要なんです。計画性がない事業をするから、ただの箱物事業になってしまう、そこをずっと言いよるわけです。それはやめませんか。基本的にうちの場合、議会のほうが求めてもそこまでの計画性のある資料が出てきているとも思えない。先ほどファシリティマネジメントの話もしりましたけども、総務課長の答弁、あの答弁ではなってないですよ。本来計画性があるものを考えて、いかに今ある建物を活用するのか、それを考えていくのがファシリティマネジメントであり、アセットマネジメントなんです。計画性のないものをしてしょうがないんです。今回出てきたこの予算書ですけども、今まで8年間見てきた予算書と何ら変わりがない。この10年間で、おお、まんのう町すごいな、まんのう町やったら住んでもええなと思えるようなソフト事業、この間12月議会にもしましたけれども、そのとき町長のほうが15歳までの医療費の話しましたけども、医療費、今で大体2,500万から3,000万ですか、の予算ですよ、町単独分が。3,000万のソフト事業をするだけで、そう思ってくれるんですよ。予算書見たら3,000万超えるハード事業たくさんあります。本来はソフト事業に医療費、まんのう町はちょっと違うよね、住んでもいいんじゃないかなと、帰ってこようかなと思える事業をすべきやと思うんです。今回の予算書申しわけないですけど、私に、それがおいしいと思えるような予算ないですよ。この予算書で町長のほうがほかの市町村の市長とかに、まんのうはこれだけやったんやで、ええやろうと言えるような予算があるかどうか。それをお答えしてくれんでしょうか。先ほど僕が言うたPFI関係、仲南の保育所関係、間違っているなら正していただいても結構ですけども、ここはお任せいたします。2点よろしくをお願いします。

(白川年男議員退席 午後5時10分)

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは本屋敷議員さんの通告書に基づき、町長4年間の総括と今後の基本姿勢についての御質問にお答えいたします。

新生まんのう町、町長に就任して以来、早くも2期8年が過ぎようとしています。2期目の4年間を振り返ってみます。まず最初にPFI事業で取り組みましたまんのう町町民体育館の内壁破損事故に関しましては、町民の皆さん・議員の皆さんには大変御心配、御迷惑をおかけし、まことに申しわけありませんでした。この事業は県下で初めての本格的な新しい形のPFI事業として注目されておりましただけに甚だ遺憾であり、まことに残念でなりません。アリーナの内壁だけは何とか改修し、9月8日には氷川きよしさん、伍代夏子さんをお迎えしてのNHKののだ自慢が開催できましたが、ほかにもふぐあいが発生し、現在外部の第三者高知工科大学の先生を中心とした調査委員会でも原因究明・調査・検証をいたしておるところでございます。町執行部といたしましても町議会ともども協力し、できるだけ早く町民の皆さんが納得の行く健全な状態となるよう頑張っていきたいと思います。

図書館につきましては、来館者数は月平均5,700人、貸出冊数月1万1,600冊と順調で、町民の方からは近くに図書館ができ、貸し出し、返却もカードで簡単にでき、な

い本でもすぐに取り寄せてくれて非常に便利だ。スタッフの方も親切丁寧な対応をしてけると好評でございますが、まだまだ利便さを知らない方が多く、今後イベント開催等あらゆる機会を捉えて利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革、職員の意識改革に取り組むと同時に徹底した歳出の見直しと職員のコスト意識高揚を図り、実質単年度収支の黒字化に取り組んでまいりました。実質単年度収支につきましては毎年黒字となり、財政調整基金は合併当初11億円が25年度末予想では42億1,000万円となりました。職員数の管理は集中改革プランの設定値より前倒しで進んでおります。今後一層の行財政改革、財政基盤の強化に努めますとともに職員力の向上、人材の育成に努めてまいります。

安心して暮らせる地域社会形成を目的とした見守り、声かけ、ほっと安心事業、医療費の節約を目指した医療費適正化事業も着実に成果を上げております。交通弱者の足の確保対策といたしましては、あいあいデマンド乗合タクシーの本格運行を実施し、町民の皆様方から大変喜ばれておりますが、一層の利用促進に努めてまいります。中讃圏域中核生きがい施設整備事業では、生活習慣病の予防と改善を目的とした簡単フィットネスで町民の健康増進に努めております。同時に同事業で各公民館の健康器具の充実を図り、公民館利用者から好評をいただいております。かりん健康センターの完成も若いお母さん方から多くの喜びの声をいただきました。大川山山頂の大川交流施設まんのう天文台は、昨年リフォームが完成し試験運用してまいりましたが、3月30日にオープンいたします。夏場の大川キャンプ場との連携を図り町の新しい学習拠点として、また周辺の整備が完成いたしました国の史跡中寺廃寺跡、大川神社とともに新たな観光拠点となることを期待いたしております。

(白川年男議員着席 午後5時13分)

教育環境の整備につきましては、町内の各園舎、校舎の耐震改修、空調設備の整備につきましても順調に進んでおります。仲南地区の幼保一体化の幼児教育施設につきましては、平成27年度開園に向けて鋭意準備を進めております。今後は四条・高篠小学校の増築、大規模改修、空調設備の充実を図ってまいります。また、全国に先駆けての35人学級、土曜日の英数塾、教師の資質の向上を目指した教師塾等を実施してまいりました。平成20年3月に国指定の史跡となりました中寺廃寺跡整備計画は、登山道等の周辺環境施設整備も順調に進み、本年度一応完成いたします。

商工業の振興では、プレミアム商品券の発行事業、商工会館新築そして高齢者等買物支援事業が本年からスタートし、移動出前販売を実施いたしておるところでございます。中四国で初めての街路灯省エネLED照明導入計画も着実に進んでおり、今後は電気代・維持管理については全て町が行い、防犯体制の充実を図ってまいります。しかしながら、まだまだ問題は山積しており、継続した取り組みも必要でございます。これまでに培ってきた経験と人脈を生かして頑張っていきたいと思っております。

次に、私の町政運営に対する基本姿勢でございますが、私は常々行政は最大のサービス産業であると言っております。そのために常に住民の目線でまず町民が何を望んでいるの

かを考え行動し、町民の目線に立った行政運営こそがこれからの自治体のあるべき姿だと考えております。そして私たち基礎自治体の職員は、常に最前線の現場で住民の皆さん方と接し諸問題を解決しております。ここが国、県との大きな違いであると考えております。

さて今、地方自治体は行財政改革、少子高齢化に加えて経済不況、震災復興など歴史的な転換期を迎えております。そのような中、今までにない大変厳しい町民の皆さんの目が私たちの仕事ぶりや待遇に対して注がれております。反面、住みやすさや暮らしやすさを求めて、行政に対する期待がますます高まっておることも事実であります。

しかしながら、厳しい財政事情の中で、これまでのような行政を中心とした行政サービスの提供には、質的にも量的にも限界があり、今後、安定した行政サービスを継続して提供していくためには、住民の負担と選択に基づき地域にふさわしい公共サービスを提供していくことが必要となっております。このような町民の期待に応え、厳しい時代を乗り越えるためには、みんなでつくる協働のまちづくりを一層積極的に推進していくことが必要であると考えております。そこで将来に向かって町の活力を高め発展していくためには、住民と行政の協働によるまちづくりを基本に、お互いの役割を分担しながら新たな交流を生み出し、お互いに輝くことで魅力的なまちづくりを進めてまいります。そのために町民に親しまれ信頼される職員を目指し、まんのう町職員心得10カ条を策定し、この心得を常に意識し町民サービスの向上に努めております。

1番、行政は最大のサービス産業。町民の皆さん方が気持ちよく行政サービスを利用できるように親切丁寧な対応に努めます。

2番、笑顔で挨拶します。全ての始まりは挨拶から。もう一度基本に戻って笑顔で挨拶します。

3番、町民の声を大切にします。町民からいただいた意見や要望には、常に誠意ある態度で誠実に対応し、町民との信頼関係を築き、町民に信頼される職員として町民との協働のまちづくりの推進役になります。そのために職場での行動はもちろん、住んでいる地域での活動も大切にします。

4番、町民の立場で考えます。幅広い視野を持ち、自分がサービスを受けるならどう対応してくれるとうれしいかを常に考え、町民の立場に立って考え行動し、町民とともにまちづくりを進めます。

5番、捨てます、その固定観念。これまでの業務方法に捉われず、改善できることは改善して、よりよいサービスが提供できるよう取り組みます。

6番、最小の経費で最大の効果を出します。コスト意識、経営感覚を持って、効率的かつ効果的な仕事に取り組みます。

7番、何がないかより、何があるかで発想します。ないことを嘆くよりも、今あるものの中で工夫しよう。問題が出てきたら、最善の工夫をします。

8番、柔軟であること。ただし理念は貫きます。仕事への情熱と柔軟な思考力を持ち、多様化する町民ニーズに応えるため、確固たる信念を持ちながら、さまざまなアイデアを

取り入れて柔軟に行動します。

9番、1人で悩まず、抱えず、みんなで乗り越えます。1人で悩まず、抱えず、グループでどんどん議論し、アイデアを生み出し、チームワークで進めていく体制を構築します。

10番、まんのう町で働くことに誇りと喜びを持ちます。自治体職員の使命と責任を自覚し、まんのう町で働くことに誇りと喜びを持ちます。

職員一人一人の能力を高め、少数精鋭の組織をつくり、職員全員が一致団結し変革の時代を乗り越えます。

まんのう町に生まれ、この町で育った私にとってまんのう町は何物にもかえがたい、かけがえのない大切なふるさとです。行財政の徹底した改革を進め、町民と行政が協働し、ともに汗を流す元気まんまん、まんのう町、改革と協働、輝きのまちづくり実現のため渾身の努力を傾注してまいります。

また、本屋敷議員さんから質問のありましたPFI事業でございますが、現在先ほども申しましたように、議会のほうの契約で中田先生の第三者機関の調査をいたしておるところでございます。町民の皆さん方も、この調査結果ができるだけ早く出て、今後どういうふうにしていくのが一番重要であるかということ、今から進めていくのが私も一番重要だというふうに思っております。また、本屋敷議員さんから指摘のありましたいろいろな改善すべき点も多々あると思います。これからは議員の皆さん方とも十分相談して、改善できるところは改善していきたいなと思っております。

また今回の仲南地区の幼保一元化施設につきましては、朝からと言いますかいろんな質問に答えまして、プロポーザル方式で業者、設計の業者の選定をいたしたところでございます。また、基本設計、実施設計に今入っておりますが、先生方の現場の声、また町民の声、また議員さん皆さん方の声を聞いて、皆さんに喜んでいただけるような設計図書をつくってまいりたいと、このように思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 5番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 通告書自体、今回最後のほうだったので詳しいこと書いてなかったもので、町長の今までの考える話をしていただいたわけですけども、聞いててとてもつらい。きれいな言葉でしたら言えるんですよ。町長、評論家じゃないんですよ。町長、実務者なんです。職員10カ条。物すごくええこと書いてると思います。予算にあらわれてないんですよ、残念ながら。職員さんのやる気も、大分、合併した当初から落ちとんじゃないんかと私自身は見てます。それもつらい。なぜなら予算に出ないからですよ。新しいことをチャレンジしようとする姿勢が、まんのう町には今欠けているのではないかというふうに私は見ております。さらに、計画性がないから先ほど町長がおっしゃった10カ条、これが実現されないんです。計画性があるこそ事業に反映し予算に反映する。しかしこれがないんですよ。それを正すのは町長なんです。上がってきた予算書、政策を見て、これではいかんのではないんかと、この裏づけは何やと、この先に何が見えるんやと。おまえはこの事業で何をしたいんやというのが町長の仕事やと思うんですよ。言葉をつくる

ことが町長の仕事ではないんやと私は思っております。今せっかく言っていたいたんで時間もないんですけども、ちょっと私なりに反論もさせていただきますけれども、P F I 事業、第三者委員会に今入ってますけれども、なぜ議会が第三者委員会としているのか、これ100条契約です。そこを重要視してください。町長の姿勢がこれを解決しようといふところが薄いから、こうなるとるわけですよ。議会がいかんというのに支払いするときに議会はいかん言うたんです。町長が私の執行権の権限で払うと、払った結果、決算、飛ばされたじゃないですか。そういう積み重ねですよ。本来なら第三者委員会、議会が持つなんてあり得ない。そこを直してくださいと言ひよるわけですよ。それが全ての事業につながっておりますよということなんです。

あと行財政改革ですけど、実質単年度収支の黒字化、これ誰でもできる、小学生でもできるんです。出る金が多いから借金すればいいだけですから、これで実質単年度収支黒字になるんですから、これを実績として上げるのやめてください。財政調整基金、ためるだけが能ではないんです。使うことが必要だということもあるんですよ、確かにうちはP F I 事業で80億使ってますから、この40億というものが必要な額かもしれない。これがなかった場合には将来つらいかもしれない。だから単年度収支、財調の部分においては何とも言いがたい。これは私もわかります。

あとデマンドタクシー、かりん健康センター、つくるまではいいんですよ。デマンドタクシーも実用化になってもう3年目ですか、直ってないんですよ。あそこも直してほしい、これも直してほしい、町外にも行きたい、駅にも行きたい、そういう意見はたくさんあります。しかしながら、現状運行なんですよ。議会で金曜日にも話出ました。そこを何とかクリアしていかないかんの違うんかと。かりん健康センターもです。地元住民が温泉として使いたいと言ひよったものを健康センターとしてつくったと、確かに健診はきれいになりました。僕も子供がおりますから、そりや奥さんからも聞いてます。農改センターでしたときよりはよくなったよと。しかしその後ですよ、今健康増進課が入っているけれども平日がらがらです。本来なら図書館と一緒にしませんかと私もあのとき提言しましたよね、わざわざあそこ改修する必要性ありますか。結局使っているのは健診だけ。その状態をいかに改善するかという施策がずっとこないんですね。きょうの一般質問聞いてても、役場のほうで検討します。検討しますという言葉欲しくないんですよ。こういうことを考えていますだったら、建設的な意見ができるわけですよ。そこを直すためには、町長は執行長なんですから、私としてはそこをクリアするためにこういうことを考えてますと言ひよっていただければ、いやいやちょっと待てよと、こっちにはこういう方法もあるんやからこっちも模索したらどうかというのが一般質問やと思うんですよ。しかしながら、ずっと検討しますばかりですよ。そこから、町長がこの行政、まんのう町行政に対して変えていきたい、何かをしていきたいといふところが見えないんです。そこを直していただけないでしょうか。私たちと話をするときに検討しますじゃないんですよ。こういうことを検討していますという話ですよ。教育関係もそうですね、ハード面確かによくなり

ました。しかし教育長ならわかると思いますけど、ハード面が整ったからといって教育伸びないです、ソフト面なんです。だから前教育長であった三原教育長とかは35人学級であったり土曜塾であったりとか、教師塾であったりとかを推し進めとんですよ。確かにハード整備は大事かもしれないけれども、そっちばかりに目が行ってませんか。教育長は予算権限持ってないんですよ。そこを町長、教育費のほうに予算つけますよ。ソフト面で使ってよと言えば、初めて教育長とか教育委員会が、じゃこういう事業したらどうやろかと言えるわけですよ。

商品券もそうですね。この間、金曜日にも出ました。商品券あるけれども、おつりは出ない、冠婚葬祭には使えない、改善できるところいっぱいあるやないかと、改善してないんですよ。改善しようという言葉も来ないんですよ。これが寂しいんです。自治会、防災問題にしてもそうです。職員さんが最前線でやっとりますと言うけれども、医療費が下がったのは基本的に福祉保健課の職員頑張って出前講座しましたよ。防災も一緒やと思うんですよ。自治会も一緒やと思うんですよ。おりていかないかんのやと思うんですよ。それは関議員さんやみんな言いよるわけですよ。おりていきましょうよ。そうしてくださいよといいよるんですよ、議会は。そうしてくださいよって言うけど、答えは検討しますやから前へ進んでないんですよ、ずっと。こういった部分を予算書として今私が言うたような部分が、いやそんなことはないよ、本屋敷君と。私が考えた10カ条が予算書として反映しとるよという部分を私に説明していただければそれで結構です。使い過ぎた。もう10秒。これで終わりにになりますがどうかよろしくお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。 (三好勝利議員退席 午後17時27分)

○栗田町長 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。

私の基本姿勢、また4年間の施策を振り返っていろいろ先ほどお話しさせていただきました。それに対しまして、いろいろ御意見はいただきました。町といたしましても、我々職員一丸となってこの1年間の26年度予算編成してきたことでありますし、それぞれの課で検討を積み重ね、それが総務課に上がってきて、我々も最終的に執行部の中でもいろいろ検討した結果の予算でございます。また、議会のほうからもいろいろ要望等がございます。全てにおいて同じだろうと思いますが、全て皆さん方の要望が実現できるわけではございませんし、いろんな制約がございます。そういった中で、町としてはできる限りのことは今までやってきたつもりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 以上で、5番、本屋敷崇君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、白川正樹議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

4番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 4番、白川正樹、それでは議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

先ほどとは違い簡単な質問を3つします。1問目として、まんのう町に4カ所ある屋外

スポーツ関連施設についてです。2問目として新規採用職員研修についてです。3問目は満濃池周辺の遊歩道についてです。今回各議員は4年間の締めくくりとして、まんのう町をよくするために最終の質問を行いました。

また、音声告知放送ふれあいチャンネルをお聞きの皆さん、私が最後で10人目です。また、これは生放送でお送りしております。現在の時間は5時28分でございます。

それでは、1問目のまんのう町に4カ所ある屋外スポーツ関連施設についての質問をします。2月23日にソチオリンピックは感動のうちに終了しましたが、スキージャンプ日本代表選手は8人で世界と戦いました。そのうち3人は同じ町の出身です。北海道下川町というところです。下川町のホームページを検索すると、人口は平成26年2月1日現在3,533人で、スキージャンプ台が有名で、郊外にミディアヒル1台、スモールヒル2台、ミニヒル1台の計4つのジャンプ台がある。出身者や下川商業高等学校からはスキージャンプやノルディック複合競技においてワールドカップ大会やオリンピックの日本代表選手が選抜されているとあります。人口わずか3,500人余りの町で、今回のソチオリンピックだけでも3人選ばれています。41歳の銀メダリスト葛西選手は下川町出身です。銅メダルのジャンプ団体男子は、葛西選手と伊藤大貴選手の2人が下川町出身です。これはすばらしいことだと思います。

まんのう町にはスキージャンプ台は1台ありませんが、ゴルフ場が4カ所あります。2020年の東京オリンピックからゴルフも競技種目に加わります。満濃中学校のランチルームには、オリンピックを目指して頑張ろうというメッセージがあります。6年後を目標とするとともに、将来的にプロで活躍できるような人材を育成してはどうでしょうか。難しい問題は多々あると思いますが、いろいろなことに積極的に取り組んでいることを内外にアピールするよい機会ではないかと思います。ゴルフ場利用税が年間5,000万円以上も町に県から交付税として入っています。子供たちの将来のために還元してはどうでしょうか。まんのう町総合計画後期基本計画施策目標のスポーツ活動の支援の項目に、青少年の健全な育成を目指し、野球、バレーボール、なぎなたのスポーツ少年団の活動を支援するとともに、学校スポーツとも連携し種目の充実を図りますとあります。この種目の中に、ぜひゴルフも含めてもらいたいと思います。(三好勝利議員着席 午後5時30分)

また、住民が生涯を通じて気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め生活習慣病の予防や体力の向上ができるよう競技団体やクラブ・サークル活動の支援、指導者の育成・確保、体験機会の充実、スポーツ施設や環境の整備、維持管理体制の効率化などを目指しますともうたわれています。総合計画後期基本計画によると、平成29年には人口は約1万7,000人、65歳以上の高齢者人口の割合は33.6%になり、人口の減少と少子高齢化がますます進行すると思われます。まんのう町として、高齢者にゴルフ場を大いに利用してもらい元気になって医療費の削減に努力していただき、ゴルフ場としても、お客さんの少ない平日利用に限りプレー費を安く設定すれば利用者がふえ売り上げも上がると思います。

それでは質問します。子供たちは将来のために、高齢者は健康維持のために、まんのう町に4カ所あるゴルフ場は、子供たちの未来と高齢者の元気をお手伝いしますということでPRになるだろうと思います。まんのう町とゴルフ場で検討してはどうでしょうか、教育長、町長にお尋ねします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 白川正樹議員さんの質問にお答えいたします。

白川議員さんの質問でございますが、子供たちの育成のことが最初に書かれておりますので、まず私からお答えさせていただきます。白川議員さんのおっしゃるように、まんのう町には4つのゴルフ場がございます。そこで、子供たちにゴルフの育成をしてはどうかということでございますが、その場合には育成をする子供、保護者・指導者の方からの熱意や思い、要望などが不可欠であると考えます。また、練習場や日々身体が成長していく子供たちの用具などをどのように確保していくかなどの諸問題をクリアした上で、ゴルフ場との連携が必要となってこようかと思っております。その辺の問題を私どもも検討しなければならないかと思いますが、大きな課題があるということについては御理解をいただいたらと思っております。

また、まんのう町には白川議員のおっしゃるように、少年野球、バレーボール、なぎなたの3つのスポーツ少年団がございます。スポーツ少年団は、東京オリンピック大会を記念して昭和37年に日本スポーツ少年団が、翌38年に香川県スポーツ少年団が誕生し、まんのう町のスポーツ少年団は昭和63年に誕生しております。まんのう町のスポーツ少年団に加入するためには、団員10人以上、保護者の指導者研修会への参加、県スポーツ少年団への登録などの加入要件があります。スポーツ少年団に加入して活動するためには保護者・指導者の役割が非常に重要であり、特に保護者は指導者研修会への参加は必須となっているため、設立に当たってはこの方たちの御理解と御協力を得ながらの要件を満たしていかなければならないと思っております。まんのう町スポーツ少年団は20年以上の活動実績があり、長く継続していくことがスポーツをする上で重要だと考えますので、今後町といたしましても、いろいろな情報をキャッチしながら、ゴルフ場の考えも参考にして検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まんのう町に4カ所ある屋外スポーツ施設について白川議員さんの御質問にお答えいたします。

本町では、まんのう健やかいきいきプランを策定し、町民の健康づくりを推進してきました。その中の大きな目標の1つに、楽しく身体を動かそうという項目があり、1日に30分以上歩くことを呼びかけています。また、毎日の生活の中で身体を動かすことを心がけたり、自分に合った運動を楽しむことが大切と強調されております。

アンケート調査から見ても1日に30分以上歩く人は平成18年度の調査では約50%でしたが、平成23年度には9%ほど減少しており、運動不足の方の増加傾向がうかがえ

ます。これらのことから、屋外で元気よく歩くことは健康増進につながると思いますので、町内の屋外スポーツ施設と連携して積極的に運動量をふやすことができる場の確保に努めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 午前中の答えの中に、まんのう町の子供たちが大きな夢に挑戦してみようとする雰囲気をつくるというような話があったんですけども、それがいつも大事だと思いますので、ぜひとも難しい問題はあると思います。あると思うんですけども、難しい問題があるということ、できない理由を見つけるのではなくて、できるような問題を見つけて、できるようにするその気持ちが大事だと思うんで、子供たちに大きな夢を持ってもらうためにも、せっかく4カ所もあるゴルフ場を有効に利用してもらえようようにしてもらいたいと思います。教育長、もう一度お願いいたします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 白川議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今、白川議員さんも午前中の議論の中の言葉を引用されてお話いただきましたけれども、私も基本的には子供たちが夢を持ってチャレンジする、将来自分はこのなになりたいな、こういうふうな人生を歩みたいなということをはっきりと言えるような子供たちを育てるのが私の念願でもあります。そういった意味でいろいろな場面を通して、子供たちにいろいろなことが考えられるようなチャンスを与えるということは大変必要なことではないかと思います。スポーツの分野におきましても、将来あんなスポーツ選手になりたいとか、こんなことに挑戦してみたい、オリンピックに出てみたい、そういうことをきっちりと言えるような子供たちを育てるということは大変大事なことだというふうに思います。ただ、それに向かって私たち自身も先生方を通して進めるように刺激するような方法で検討はしてまいりますけれども、言いわけにはなりますけれども、いろいろなことを順序を追って適宜条件の整う場面に従って、それに組み込んで参りたいというふうに考えております。ですので、今すぐにゴルフをやりますということがなかなか申し上げられないというところありますけれども、そういったことを含めて子供たちに夢を与えるような指導はしていかなければいけないかなというふうなことは考えております。以上であります。

○大岡克三議長 4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 難しい問題はあるとは思いますが、先ほども言ったように5,000万円ほどまんのう町には利用税入っておりますので、お金はさっきの質問にもあったんですけども、持つんではなくて使うのが目的なんで、ぜひとも前向きに検討してもらいたいと思います。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

4番、白川正樹君。

(白川年男議員退席 午後5時42分)

○白川正樹議員 それでは2問目の質問に移ります。

新規採用職員の研修についてお尋ねいたします。人口の減少や地方分権など地方を取り巻く環境が大きく変貌しています。さらなる行政課題を克服し、社会経済情勢の変化に弾力的に対応していくためには、職員の持つ可能性や能力を最大限に引き出すことができる効果的な人材育成の推進が重要であると思います。現在は地方分権改革など地方制度が大きな転換期を迎えています。町職員一人一人に個性豊かな地域づくりを進める上で必要な政策形成能力等の向上と地域住民とのかかわりを促進するため、さまざまな状況により柔軟な対応をする能力が必要になると思われます。新たな時代を担う町職員の育成が大きな行政課題であります。まんのう町は新しい地方行政に対応することができる人材育成を積極的に推進し、中長期的な展望に立った人材育成計画の策定と研修事業の成果を的確に評価し、費用対効果を踏まえつつ職場内研修を初めとして総合的な能力開発を推進できる効果的な研修を実施することが必要であります。町としても以上のことを考えて専門的知識・技能の向上等の研修は十分行っていると思いますが、さらに屋外現場研修として次の箇所を提案します。

住民サービスの勉強のため、ごみ収集車に乗り町内を一周するまで研修する。2つ目として、人生の先輩の世話や経験談を聞くため福祉施設で1週間介護の手伝いをする。あす来るかもしれない災害のため消防署で1週間住民救助の訓練を受ける。町民の安心と安全の精神を培うため、東日本大震災や伊豆大島の災害で救助活動に出動し活躍した自衛隊のような強い体と強靱な精神力が必要であります。そのために自衛隊に1週間体験入隊する。以上4カ所提案します。町長のお考えをお聞かせください。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。 (白川年男議員着席 午後5時44分)

○栗田町長 白川正樹議員さんの新規採用職員研修についての御質問にお答えいたします。

白川正樹議員さんの申されますように行政職員は、複雑多岐にわたる住民の要望に対する満足度向上心、逼迫している業務の効率化向上や業務改善促進意識、時代の変化に対応できる意思決定や課題解決意識をしっかりと認識できなければなりません。そして、かつてない自治体を取り巻く環境の激変に伴い、変化に対応できる人材、自分で考えられる人材、自分で動ける人材の育成が強く求められているところであります。ここ数年、多くの企業で新人に対して自律性、主体性を求められる傾向が続いています。ただ、新人が自律性、主体性を身につけられるのは、チームの中で自分の役割をこなすことを理解したときです。そこで新人がチームの一員として働くためには、社会のルール、マナー、新人としての仕事の進め方が徹底されていなければなりません。このことに対応するために、本町では新規採用職員は香川縣市町村振興協会の初任者研修に参加させております。4月の前期研修は、地方自治体の財政に始まり公務員倫理、接遇マナーの基本、福祉の基本、人権、コミュニケーションの基礎、自治体法務など11日間もの長丁場をもって他市町採用職員との人間形成も実践しながら即戦力としての意識改革を図っておるところでございます。また、半年後の秋の後期研修では、不測の事態に備えての普通救命講習やC S講習、俗に

言う住民満足度向上対応などを受講しております。これ以外の職員においても、3年目職員研修、一般職員研修など階層別研修や専門研修、能力開発研修に積極的に参加しており、県下の町の中では断トツ1位の参加率を誇り、研修アンケートからも職員みずからの意識が変わってきたことを感じておるところでございます。

白川議員さんの住民サービスの勉強として4つの屋外体験型研修を取り入れてみてはどうかとの御質問については、現実的な現場主義としておもしろいと思います。今後1つの人間形成の手法として検討に値すると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 具体的な4つのことを言いましたけれども、検討に値するというような返事をもらいましたので、ぜひとも具体的にやってもらいたいと思います。上に立つ人物は、どれだけ熱意を持っているかでまんのう町が左右されますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○大岡克三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは3問目の質問に移ります。

満濃池周辺の遊歩道について質問します。満濃池は周囲約20キロメートルです。一周する遊歩道の要望は、多分今までに何人もの議員から質問があったと思います。現在、北側は整備されています。北側を整備するのに何年費やしましたか。この割合で進むと、あと何年で一周できますか。それでは、町長に質問します。一周する計画は現在進行中ですか、何年をめどに終了の予定ですかお尋ねいたします。以上です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの3番目の御質問にお答えいたします。

満濃池周辺の遊歩道整備については、平成18年10月に作成しました都市再生整備計画満濃池周辺地区の中で満濃池を一周する遊歩道を整備する計画を策定いたしております。都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき市町村が計画策定し、これに基づき実施される事業の費用に充当するためにまちづくり交付金が交付される制度であり、平成16年度に創設、平成22年度からは社会資本整備総合交付金に統合されております。

満濃池周辺地区の計画は、当初平成16年9月に国営讃岐まんのう公園、香川大学、満濃池土地改良区、香川県、満濃町議会、町職員を構成員とする策定委員会を設置し、3町合併が検討されると旧琴南町、旧仲南町関係者も含めて協議され、さきに述べましたとおり、平成18年10月に計画策定に至っております。

満濃池周辺整備計画は、平成19年度から23年度までに実施する短期事業と、短期事業終了後将来を見据えて実施する中長期事業の2つの事業を定めております。短期事業では、町道五毛線、駐車場、健康広場、観光案内板整備、遊歩道及び護岸整備が計画され、

白川議員さんの御質問のあった満濃池北側の遊歩道につきましては、平成１９年度から平成２２年度の４年間をかけて、かりん亭から東に約８００メートルの遊歩道整備を実施いたしました。また、遊歩道の東詰終点から五毛大橋までの約１．６キロメートルにつきましては、国営公園が平成１８年度から平成２０年度にかけて整備を完了しております。短期事業は一部繰越工事もあったことから当初完成予定の平成２３年度が平成２４年度に延長され６カ年で終了しました。

満濃池を一周する残余の遊歩道整備は中長期事業で予定されており、満濃池南側で遊歩道整備として新設区間１．４キロメートル、既設改良区間２．１キロメートル、合計３．５キロメートルを実施することにより満濃池周遊遊歩道となります。なお、新設部分の実施には新たに用地取得が必要な事業となっております。ただ、計画の中長期事業につきましては、いつから実施するか明確な期限を定めたものではありません。都市再生整備計画満濃池周辺地区は短期事業終了で完了となっておりますことから、中長期事業の実施には短期事業を見据えて新たな都市再生整備計画を策定する必要がございます。しかしながら、前期計画策定時とは社会情勢も変化しており、財政事情も考慮する必要もありますので、前期計画策定時の中長期事業をそのままでは実施はできないものと考えております。

まんのう町の観光資源としての満濃池の利活用、交流人口を呼び込み拡大させることによる地域活性化方策、前期計画で掲げている将来ビジョン、人と自然の共生を感じる場の創出のために何が必要かを検討するとともに、関係機関の意見の集約、調整のために後期計画策定のための都市再生整備計画策定委員会を早い時期に設置したいと考えております。

また、その折には議会におかれましても満濃池周辺整備に関しまして多くの御意見を賜われればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 ４番、白川正樹君。

○白川正樹議員 今の町長の答弁を聞いておりますと、あと３．４キロの計画が今のところはないということらしいんですけれども、年に一遍あそこで健康マラソン大会をしていますけれども、年々参加人口がふえまして、選手にいつも聞かれるんですけれども、満濃池周辺一周はいつできるんやと、そういう意見があります。計画３．４キロがまだ今んとこできてないということなんやけど、経済情勢変わったと言いますけれども、もとよりか今のほうが健康志向もふえてきているということなんで、ぜひとも満濃池一周の遊歩道を早い時期につくってもらいたいという声をたくさん聞きますので、よろしくお願いしたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

私も多くの人からぜひ満濃池一周コースをつくってほしいという強い要望はたくさん聞いております。そういったことで計画がないということではなくて、１６年度に作成されました都市再生整備計画では、中長期計画のほうに３．５キロの遊歩道を整備する計画が入っておりますので、短期事業は一応完了となりましたので、この短期事業の検証が終わ

り次第に新しい中長期計画を策定いたしますので、その中ではぜひ遊歩道の計画を入れていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 ぜひとも中長期計画の中に満濃池周辺の遊歩道計画を入れてもらいまして、町内外の人に、満濃池の観光にも役立ってもらいと思います。

これで私の4年間の質問は終わります。

○大岡克三議長 以上で、4番、白川正樹君の発言は終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回会議の再開は3月12日午前9時30分といたします。本議場に参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後5時57分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 3 月 2 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員